

平成28年第2回山田町議会定例会会議録（第1日）						
招集告示日	平成28年 6月 6日					
招集年月日	平成28年 6月 9日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成28年 6月 9日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成28年 6月 9日午後 1時48分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2	田村 剛一	○	9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	△	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	6番 木村 洋子		7番 尾形 英明		8番 関 清貴	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	白土 まさ子		書記	鈴木 廉子	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	国保介護課長	甲斐谷 芳一	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	佐々木 政勝	○
	総務課長	花坂 惣二	○	上下水道課長	佐々木 達彦	○
	総務課主幹	倉本 收郎	△	消防防災課長	上沢 隆	○
	企画財政課長	上林 浄	○	教育委員長	山崎 喜六	○
	復興推進課長	沼崎 弘明	○	教育長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税務課長	昆 秀樹	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	古舘 隆	○	生涯学習課長	白土 靖行	○
	水産商工課長	佐々木 真悟	○			
	町民課長	中屋 佳信	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年第2回山田町議会定例会議事日程

(第1日)

平成28年 6月 9日(木) 午前10時開議

- ・開 会
- ・諸般の報告
- ・行政報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 仮議長の指名
- 日 程 第 4 一般質問

平成28年 6月 9日

平成28年第2回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長(昆 暉雄)

定刻になりましたので、平成28年第2回山田町議会定例会を開会します。

ただいままでの出席議員は13名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、3番佐藤克典君であります。

ここで執行部側の欠席者を申し上げます。倉本総務課主幹は、公務出張により欠席の旨届け出があったことを報告します。

なお、本会期中において、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

また、本町議会では6月1日よりクールビズとする申し合わせをしており、本会議中も同様の取り扱いといたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○

○議長(昆 暉雄)

ここで山田町議会先例25により、4月1日付の人事異動に伴う幹部職員の紹介を行います。

甲斐谷副町長、紹介願います。

○副町長(甲斐谷義昭)

おはようございます。ただいま議長からお話がありましたように28年4月1日付で人事異動がありました。それに伴って、新たに幹部職員に就任した職員並びに内部異動で異動した職員を紹介させていただきます。

まず最初に、田川技監の後任、山下真徳技監でございます。

○技監(山下真徳)

山下と申します。よろしく願います。

○副町長(甲斐谷義昭)

続きまして、消防防災課長、上沢隆でございます。

○消防防災課長(上沢 隆)

上沢です。よろしく願います。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、教育次長兼学校教育課長、箱山智美でございます。

○教育次長（箱山智美）

箱山です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、生涯学習課長、白土靖行でございます。

○生涯学習課長（白土靖行）

白土です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

次に、内部異動者をご紹介申し上げます。会計管理者兼税務課長、昆秀樹でございます。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

昆です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、水産商工課長、佐々木真悟でございます。

○水産商工課長（佐々木真悟）

佐々木です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、国保介護課長、甲斐谷芳一でございます。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

引き続きよろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

以上で紹介いたします。よろしくお願いいたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き及び例月出納検査報告等の受理、意見書の送付について、一般質問の受理、岩手県後期高齢者医療広域連合議会、宮古地区広域行政組合議会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の会議結果報告、町長提出議案の受理については、お手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

続いて、行政報告を行います。

町長、お願いします。

町長。

○町長（佐藤信逸）

行政報告、平成28年第1回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおり報告します。

行政報告、事業関係。1、東日本大震災・大津波山田町犠牲者5周年追悼式。期日、平成28年3月11日金曜日。場所、山田町中央公民館大ホール。参加者、約750人。主催、山田町。町関係出席者、町長ほか。議会関係出席者、昆議長ほか。担当課、総務課。

2、船越家族旅行村さくらまつり。期日、平成28年4月17日日曜日。場所、船越家族旅行村オートキャンプ場。参加者、約200人。主催、山田町。内容、桜の苗木の植樹、出店コーナー。担当課、水産商工課。

3、100歳長寿祝金贈呈（山田町社会福祉憲章条例第12条）。期日、平成28年5月26日木曜日。氏名、山崎タツ（大正5年5月26日生）。場所、自宅、船越でございます。贈呈者、町長。担当課、健康福祉課でございます。

同じく行政報告の防災関係でございます。1、災害警戒本部設置。暴風警報。設置期間、平成28年2月20日土曜日、16時59分設置、翌21日日曜日、2時54分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

大雪警報。設置期間、平成28年2月28日日曜日、零時06分設置、同日3時46分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

暴風雪警報。設置期間、平成28年2月29日月曜日、19時49分設置、平成28年3月1日火曜日、14時34分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

暴風警報。設置期間、平成28年4月15日金曜日、5時11分設置、同日16時58分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

暴風警報。設置期間、平成28年4月17日日曜日、4時25分設置、同日20時09分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、農林関係、被害額9万円、ビニールハウス破損3棟。水産関係、被害額110万円、船外機水没2そう、船体一部破損1そう。

波浪警報。設置期間、平成28年4月29日金曜日、5時50分設置、同日15時26分廃止。従事者、消防団、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

2、災害協定の締結。災害時における飲料供給に関する協定。締結日、平成28年3月29日火曜日。締結相手、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社。締結内容、災害時における飲料の供給。担当課、総務課。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

---

○

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、6番木村洋子さん、7番尾形英明君、8番関清貴君、以上3名を指名します。

---

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり今定例会の会期は本日6月9日から6月16日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間に決定しました。

---

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、仮議長の指名を行います。

本会期中の仮議長に12番山崎泰昌君を指名します。

---

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、一般質問を行います。

質問の許可は通告順に行います。なお、本定例会の質問時間は山田町議会先例74により20分であることを申し添えます。

それでは、7番尾形英明君の質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

7番、新生会の尾形英明です。私が議員になって間もなく5年になりますが、病気入院時を除き、議会のたびにいろいろなことを質問してまいりました。その都度町長初め、当局より答弁をいただいておりますが、まだ解決していない問題の経過や状況の報告がなされておられません。町長も間もなく任期が切れますが、まだまだ復興も半ばや、やり残している問題などたくさんありますので、再び我々と一緒に山田町の復興、復旧やいろんな問題の解決ができるように再選を期待しております。今期最後の答弁ですので、今回もすばらしい答弁を期待しております。山田町の震災復興も町長を先頭に、派遣職員や多くの関係者の努力により町なかの再生も目に見えてまいりました。本当にご苦労さまで

す。では、通告書により質問に入ります。

1点目として、工場用地の調達方法についてお伺いします。雇用促進と所得水準の向上は、工場誘致に待つところが大きいと思います。それにはよい企業を誘致することではありますが、そのための工場用地の調達を考えなければなりません。県でも他の市町村でも土地開発公社方式で進めておりますが、本町でも公社を設立して、公社が土地を取得し、造成し、企業に売り渡すようなことになるが、用地の選定、地主との売買契約を公社主導であることによって円滑な取得と地価安定を図れることになると思うが、当局はどのように考えているのかお伺いします。

2点目ですが、消防水利の基準の確認についてお伺いします。現在存在している消火栓や防火水槽などは、旧水利基準計画なのか、今の基準に合わない消火栓や防火水槽が多くあります。新しく高台等宅地造成がなされている今、基準の見直しが必要と思う。新設や改良など今の水利基準計画どおりになるよう望むが、当局の考えをお尋ねします。

以上、壇上からの質問は終わりますが、再質問は自席よりさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

尾形議員のご質問にお答えいたします。

1点目の工場用地の調達方法についてお答えいたします。企業誘致のための工場用地の調達については、土地開発公社等において用地の先行取得から造成までを行うのが一般的な企業誘致の施策であると考えますが、多額の財政負担を伴うことから、現在の町の財政状況からも公社を設立し、先行投資するのは難しいものと判断しております。町では、工場用地の調達については、企業誘致の交渉が具体化していく中で、企業が求める立地条件に合うような候補地を選定し、進めていきたいと考えております。

2点目の消防水利についてお答えします。本町では、土地や水道管の関係などさまざまな条件により、消防水利の基準に満たない消火栓や防火水槽が設置された経緯があります。建物火災などの有事に際し、消防水利を有効活用できるよう、国が示す消防水利の基準に沿って今後も計画的に設置してまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

大変ありがとうございます。1番目の工場用地の問題については、前回にも似たような質問をした経緯があるのですが、確かに経費がかかるのだからどうかかわからないのですが、流れとして企業は与えられた用地であれば、それなりに企業を誘致したいという話がいっぱいあるのです。ですから、そういう中で町営の用地であろうが何であろうが、そういう形で造成して誘致企業を求めるのが

一番最適ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

工業団地の調達方法につきましては、ただいま町長が答弁したとおりでございますけれども、議員おっしゃるとおり立派な用地を用意しまして企業誘致するというのが基本的な考えであるということにつきましては、私も同感でございます。ただ、財源的な関係もありまして、なかなか先行投資はできないというような状況でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

何回も繰り返すようで、確かにそうなのですけれども、それを努力してやるというような方向性が今までずっと見られないのです。例えば豊間根の部分についての農振地域だとか何かというようなやつを解除しなければ、それなりの造成できない部分だと思うのですが、行政が主体になって取り組んでいけばそれなりな、ルール上も簡単にできるのではないかなと思うのですが、そういう流れの中でやろう、今後財政を関係なく、やりたいと思っていないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

どうしても先行投資をする場合に、公社を活用する場合でございますけれども、公社を設立する場合には町からの出資金でございましたりとか、金融機関からの借り入れによって土地の取得、用地造成を進めてまいるわけでございますけれども、その金融機関からの借り入れ資金等については、公社の設立市町村が債務保証を行うことになったり、あるいは例えば分譲後進展がない場合は借入金利子の返済がふえましてとか、最終的に借入金に対する町の債務の返済を町が負うことにもなりかねないというような状況もございますので、ちょっとやはり財政的に厳しい状況ということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

財政的に厳しいというのは百も承知だと。そんなに自分の中でプロジェクトをつくって、町内の職員を兼務発令すれば、そんなに造成そのもののあれは。ただ、売却するとか契約的なものについてのお金はかかるかもしれませんが、それは誘致したことによって戻ってくる金だと思うので、その辺は



もう少し考えてほしいのです。あくまでも別な個人や企業が地主と交渉すると不安性があるのです、地主そのものが。だから、役場そのものが関与できる範囲内で役場がやっていたら、ああ、役場がやっているのだな、そうであれば売ってもいいなとか、そうしてもいいなというような話に早く進むのではないかなと思うのですが、そういう考えの中で進めようとは思いませんでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

もちろん企業誘致を進める中で候補地の選定につきましては、町のほうも十分に間に入って選定をしていきたいというふうにも考えております。そういった中で、あくまで用地の件につきましては、進出企業と所有者の契約になるわけですけれども、ただ単に町が間に入らないというわけではございませんで、町も十分に間に入って交渉事に取り持つような形にはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

何回言っても答えは同じだと思うのですが、人口減の部分についても技術者の多い、必要とする企業を誘致すれば、技術者が家族連れで山田町に在住するような企業もあるのではないかなと思っているので、そのためにも企業誘致する場所を提供するような形をとったらいいのではないかなと思うので、考えておいていただきたいと思います。

次に、消防水利についてですが、現在消火栓、防火水槽、その他多くあると思うのですが、実質的な今現在の水利計画の基準に基づいた形の中で、山田町で何個あって何個足りないというような数字を具体的に話ししてほしいです。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

山田町にあります消防水利、これは国の示す基準に沿った水利というのが今197基ございます。国の消防水利の基準で必要な数としまして355となっております。これを引きますと158基が足りないということになっております。特に豊間根地区が充足率で36%ぐらいということになっておりますので、今後は町の消防水利整備計画、こちらのほうで不足している地域を重点的に整備してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7 番尾形英明議員

ありがとうございます。158個も足りないということは、火事が起きたときに何らかの影響が出てくると思うので、極力基準に合うようにつくっていただきたいと思いますが、今年度の予算の中に1基もないのですよね、どちらも。消火栓にしても防火水槽にしても計画を全うするための形だと、例えば年間3基ぐらいずつつくっていかなければならないと思うのですが、それに対する予算を確保していないということは、全然計画が、これからやろうとする意思がないのですか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

消防水利の整備計画というのを策定したのですが、その中におきまして平成28年、29年の2カ年度につきましては、被災地、津波で被災した地域、そちらのほうに2カ年度に消防水利を2基ずつ、これは復興交付金事業ということでやりたいと思っていました。平成30年度からは、先ほど申しました水利が不足している地域に取りかかりたいと思っています。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7 番尾形英明議員

ありがとうございます。そういう形で、現在豊間根に存在している消火栓については、基準に全く合わないので多分カウントされていないと思うのですが、管理的にもカウントされなくても、それなりにここに消火栓があるのだというようなを表示する看板がだめになっている部分も含めて、前回もその中でやったら予算がとれないとかとれたとかと言って、1カ所か2カ所しかやっていないのですけれども、私が見える場所しかやっていなかったのも、そんなことでなく、全体的な部分で管理してほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

それで、要するに現在の大体20トンの防火水槽が多いと思うのですが、初期消火の基準でいきますと40トンなければならない。そういうのを造成、要するにつくるために、新しくつくるための問題点というのは、多分用地の確保とかそういうのいっぱいあると思うのですが、建設課にお伺いしたい。道路上に防火水槽をつくるような計画を立てても問題ないような形でよろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

基本的には道路上での防火水槽というのは難しいのかなというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7 番尾形英明議員

いや、難しいのではなく、道路上にもつくってもいいことになっているのだから、それはそれなりに自分たちで考えて、その中には40トンですから何メートルですか、3メートルの8メートル、そうすれば埋設管、水道だとか下水道の管だとかというのが影響してくる可能性もあるので、その辺は考えながら、早くその基準に合う形をつくるようによろしくお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

道路といいましても道路附帯地として道路幅に余裕がある部分については考えることもできるかもしれないませんが、通常一般的に道路が走る部分について防火水槽を入れるのは非常に難しいかなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

確かに難しいとは思いますが、水利計画を全うするためにそれなりの努力をしていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

7 番尾形英明君の質問は終わりました。

6 番木村洋子さんの質問を許します。6 番。

○6 番木村洋子議員

6 番木村洋子です。壇上より一般質問を行います。

1 点目として、被災者の自立再建について伺います。1 として、今回実施した被災者意向調査アンケートの結果はどのようになったのでしょうか。変化したところは何でしょう。それによる町としての対応を伺います。

2 として、持ち家再建に困難を抱えている被災世帯に対しての具体的な支援策は何でしょう。それは、被災者に寄り添った対応となっていますか。

3 として、ペットを飼っている被災者が安心して住める災害公営住宅の確保は十分となっていますでしょうか。

2 点目、国保税についてです。国保税の引き上げについて、具体的に考えているのかどうかを伺います。

3 点目、圃場整備事業が行われている地域の安全についてです。豊間根地区は、現在圃場整備事業

が大がかりに進行していますが、以前の圃場に比べると田の区画も大きくなり、それに伴い排水路やのり面も大きくなっております。同地区は、圃場と民家が混在している中山間地であります。大きく深くなった排水路に住民や子供たちが誤って落ちないような安全対策が必要になっているのでしょうか。同事業により、圃場に隣接する道路のなだらかなのり面が削られ、急勾配になっていたり、道路と圃場の高低差が増大し、通行に危険を感じております。車の落下防止としてガードレール等の設置が必要と考えますが、いかがでしょう。

今後においても大きなプロジェクトである同事業の進行に伴い、危険な箇所が出てくることも考えられるので、町では地域住民の安全、安心を守るためにしっかりと点検し、迅速な対応をすべきと考えますが、町の考えを問います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の被災者の自立再建についてお答えします。1つ目の被災者意向アンケート結果についてですが、回答率は5月末現在で約80%であり、最終集計とはなっておりませんが、高台団地、災害公営住宅とも当初の希望と意向が変化している傾向となっております。今後の対応としては、日々変化する住民の意向の把握に努めながら、高台団地、災害公営住宅の整備戸数の調整を図りたいと考えております。

2つ目の持ち家再建に係る具体的な支援策についてお答えします。住宅を再建する方には国の被災者生活再建支援金制度による最大200万円の給付があり、あわせて県、町の住宅再建支援事業で最大100万円、さらに町独自支援として最大200万円の補助があります。また、町の復興事業によらないで自力で住宅を再建する方にはさらに最大100万円の補助があります。その他金融機関から融資を受けた場合の金利負担を支援する利子補給やバリアフリー補助などの生活再建住宅支援事業を利用することができます。また、用途は住宅再建には限定しませんが、災害援護資金貸付制度により最大350万円の貸し付けを行っております。

3つ目のペットを飼うことができる災害公営住宅の確保についてお答えします。現行の町営住宅では、騒音、臭気等のトラブルの観点から犬、猫等の動物の飼育を禁止しておりますが、一部の災害公営住宅に限り、特例としてペットを飼うことができる災害公営住宅を整備することとしております。現時点で30戸程度整備しており、今回実施した被災者意向調査の結果を踏まえて、さらに検討してまいります。

2点目の国保税の引き上げについてお答えします。平成28年度の施政方針において、国保財政の運営を安定的に維持するためにも医療費の抑制や自主財源の確保が重要であることから、税率改定を視

野に入れた検討を行うこととしております。これは、税収、療養給付費、財政調整基金など決算の状況と将来見込み等から検討を行うものであります。したがって、税率改定は、その要否、規模、時期等の具体化はしておりません。

3点目の圃場整備について、圃場整備事業が行われている地域の安全についてお答えします。1つ目の安全対策についてですが、豊間根地区の圃場整備は農地の集約や農作業の効率化を目的とし、土地改良区が事業申請者となり、岩手県が事業主体として実施しているところです。土地改良区では、地域の農家の方々の意向を踏まえ計画を策定していることから、町としては安全対策においても土地改良区や関係機関と連携しながら進めていきたいと考えております。

2つ目の車の落下防止策についてですが、豊間根小学校から株式会社萬平商店までの区間については、車の転落を防止する目的で視線誘導標を設置する計画で進めております。

3つ目の地域住民の安全、安心を守るための対応策についてですが、関係機関と連絡を密にし、情報の共有を図り、危険箇所の点検、改善に努めてまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。6番。

○6番木村洋子議員

1番目から順番でお願いします。アンケートの結果なのですけれども、1カ月ぐらい前にも担当課に行ってアンケートはどうですかということ聞いて、今が最盛期でやっているということ伺いました。まだ80%ということなのですけれども、皆さん本当に頑張っているなということが伝わってきました。

それで、私は今仮設を訪問しては自力再建に困難を抱えている方々がないかなということで回っているのですけれども、まだまだ見通しが立たないという方々が多いというのが実感です。

また、1人で役場に行くのもすごく敷居が高くて行けないというような人に声をかけては相談に乗ったり、役場に同行したりしております。そういう方々は、説明を受けて、役場のほうの方々が親切、丁寧に説明をしてくださるので、行って本当によかったですという声が聞こえています。

被災後5年が過ぎまして、あと数年、二、三年といいたいでしょうか、宅地造成の関係で、仮設住宅にいないといけない、山田地区の人になると思いますが、その方々の支援のあり方について中心に質問したいのですが、山田のほうでは経済的な部分もすごく力を入れてくれて、500万円、支援としていただけますし、いろんな部分で頑張っているんじゃないかと思いますが、仮設のほうも空室が出てきているのですけれども、ここで再建を果たした人、見通しが立たない人の被災者間での格差とかが出てきますし、コミュニティーも失われて不安感とか焦りとか、そういうのが出てきているなというのを感じるのですが、今まで以上に山田町ではそういう被災者にしっかりと支えていかなければならないと思う正念場ではないかと思うのですが、町としてはそこをどういうふうに捉えているか伺います。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

議員ご質問のとおり織笠地区を初め、船越、田の浜地区、大沢地区の高台が完成しつつありまして、再建を果たしている方もいらっしゃいますし、またご自分の力で宅地を見つけ、再建をしている方も約500ぐらいあるという状況なので、仮設住宅はそれに伴って今かなり空き室が生じている段階であります。あいた仮設の残された方々のケアというのは非常に大きな問題でございまして、それについては町全体として取り組んでいかなければならないというふうに考えております。それにつきまして国のほうでもいろいろ考えていただいております、いろんな町でする事業については総合交付金事業というのを創設して、国としても支援をするということになっておりますので、それらの交付金などを活用しながら、町でも残された方々が取り残され感が生じないように、あとそれから仮設の、またちょっと厳しい話にもなりますけれども、仮設の集約ということも避けては通れない問題になります。ある程度仮設を集約しながら残された方々のコミュニティーも、それに対する支援もしながら、あわせてそれらを進めていくということが今の町の姿勢でございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ありがとうございます。4月28日付の新聞なのですけれども、仮設の環境について、県の調査報告が載っております。陸前高田と大槌の場合なのですけれども、傾向としては山田町も当てはまるかなという感じなのですけれども、新聞の見出しの部分は「仮設環境でストレスに差 住み心地健康に  
関係か」というもので、仮設の住み心地の配慮がすごく大事だということが提言されております。まとまった報告書も手元にあるのですけれども、この中の一説には「何にも増して住民が例外なく不満を訴えるのは、その狭さである」と記しております。狭さに対しての町の対応はどうだったかということなのですが、今まで私、一般質問でも取り上げたのですけれども、去年の12月のときも同じようなことを取り上げて、その狭さがストレスの一因のケースが多いようなので、事情がある家庭に対して仮設の空き室利用を許可すべきではと言いましたけれども、町では個別に判断せざるを得ないということでした。ですが、私はいろんな状況の方を役場にも連れてきて状況を話して、何とか空室利用をお願いしたいということも話していますが、それがなかなか受け入れられない部分がありますが、そういうところに対しての配慮というのはどういうふうなのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議員のほうからは、そういう要望は何回も来ていただいて、うちのほうでも内容について検討して

いるわけですがけれども、その中で狭いといっても家族構成ございますので、家族数からいうと精神的な部分はあるとは思いますが、家族数は充足しているということで、なかなか難しかったということがございますので、また改めて窓口のほうに来ていただいて検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

何度も相談に伺っていろいろとお話ししていただいているのですが、今回のこのケースの場合は大人3人で部屋2つ、2DKなのです。ただ、1部屋のほうが4.5畳なくて、物置の関係で3畳半くらいですか、そういう状況なのですが、その中で3人お暮らしで、大人3人で、やっぱり狭さの関係で、3人のうち2人がストレスで体調を崩して病院にかかって、心臓もあっちもこっちもという状況があるのですが、そういうことに対してもなかなか寄り添った対応というのがなされないし、事情を切々と書いた手紙をご家族の方が出しても却下されるような状況なのですが、それはそういう対応は被災者に寄り添った対応と言えるのでしょうか、そこら辺をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

町のほうといたしましては、大人3人ということで、その方存じておりますが、ほかの仮設住宅、3K、そちらのほうはどうですかという話はしております。ただ、その話の中で今の場所でなければならぬということで、難しいという形になっております。町とすれば、できれば広いほうというお願いはしておりますので、その方向で考えていただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

同じ仮設にも空室があるということと、そういう意味で家族の状況を見て、私はやはり近くのほうがいいですよということもアドバイスしました。

あと集約化を踏まえて私は言っております。あと二、三年は仮設から出たくても出られない、そういう被災者に対して個別対応もいいのですが、そういう突き放したような対応は避けるべきだと思いますし、はっきり言って憲法の理念にも反していると思います。生活の部分で基本的人権の尊重とか、国民は健康で最低限の生活を営む権利を有するという、そういう部分での何か理念にも私はすごく反している部分だと思います。本来の規定よりも小さいところで暮らしていると、それはあと何年も続くような状況があるということですので、そこら辺の配慮をお願いしたいと思います。

そして、こういう状況なのですから、こういう憲法が遵守されていないとか、尊重されない部分があるのではないかなと私は思うのですが、そこら辺。町長は町のリーダーですので、憲法を遵守しなければならない立場であると思いますが、そこはどのように受けとめているでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えいたします。

憲法を遵守するがゆえに早期に要求、仮設住宅を何よりも先に設置したというところでございます。そして、聞いておりますにいろいろなご家庭がございます。家族間での問題もございます。人間関係もございます。先ほど申し上げた大人3人が2DKに入っているという中においても、しっかりとその中においてストレスを感じることなく生活をともにしているご家庭もございます。そのような中で憲法の話になったわけでございますが、先ほど建築住宅課長が申し上げたとおり、しっかりとそのようなものに対応すべく、違うところを提供しているわけでございます。同じ敷地内にあいているところがあるのではないかな、何でそちらのほうにということころは、私はそれなりの何かしらの考えが、そこには問題があつてのことであろうと思いますので、ひとつその辺はご理解をいただきたいと、そう思っております。

いずれ非常にいろんな状況、ご家庭の状況がございます。そういう中に踏み込んでのお話ということでございますので、ひとつ建築住宅課のほうでも、先ほど前段、アンケートの調査も一生懸命やっているというお褒めの言葉をいただきましたが、一生懸命鋭意努力してストレスを感じないように、特にこれから先ほどお話のあった長く続く山田地区に関しては、そのような配慮をしていきたいと、憲法精神を遵守していきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

震災後、仮設に入って8月ですか、8月で5年になるのですけれども、5年、また追加して3年か、それぐらいですが、仮設というよりは仮設ではない状況になってきていますので、そこら辺を住民の皆さんの気持ちを察しながら、本当にこれからの正念場だということを肝に銘じてやってほしいと思います。

あとペットのほうなのですが、ペットを飼っている方々、本当に多いですし、どうなるのかなという、先行き、本当に不安に思っている方々が回っていると多いのです。そういう方々を路頭に迷わせるようなことがないようにしっかりとお願いいたします。

次に、国保税のほうにお願いします。国保税の部分で、直接の被災世帯ではなくても、やっぱり町内の国保世帯全体の問題として、震災後の経済環境の悪化の中で、生活状況はすごく悪化が進んでい



るなという感じです。こういった状況では、増税は好ましくないと考えます。基金が少ないということも承知はしていますし、ただ被災自治体に交付されている特別調整交付金とか、低所得者の多い保険者を対象として2015年から行われている財政措置とか、そういうのを利用しながら増税に踏み切らないようにすべきだと思いますし、今回調べてもらって4,000万が国保のほうにも繰り入れて分配されて、4,000万の繰り入れがあったということも聞いていますので、ここでは2年後の国保の広域化、そうなるとうか税金が上がる可能性が高いということを知りましたので、そういう部分で4,000万というのはさておいて、やはりそういう繰り入れとかを考えながら、増税になるかもしれないから今のうちに少しでも減税部分というのをつくっている、そういう部分も考えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

国保税の値上げというお話と今の社会環境のお話なのですけれども、国保の事業者は町でございまして、医療にかかった人は国保から医療費をある程度支払っているところでございます。それについては、収入と支出のバランスがありまして、補助金で賄っている部分、議員おっしゃっているとおりさまざまな支援を受けているわけなのですが、それで不足する分は被保険者が負担をするというルールがございまして。一方では、おっしゃるとおりまだまだ復興、仮設にいる状況もあるというものもあるものですから、簡単に幾ら上げるということではございません。その辺も踏まえて検討させていただきたいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ありがとうございます。最後に、高過ぎる、今でも高過ぎる国保税なのですけれども、国保が都道府県単位になっても国保税の引き上げなど住民に負担増を押しつけることがないようにお願いしたいと思います。

次に、圃場整備のほうにお願いします。豊間根小学校から萬平商店のあたりまでの真っすぐ道路について伺います。歩道の設置なのですけれども、圃場整備と同じにあわせて歩道の設置をしていただくということ、途中なのですが、これはどのようにになっているのかどうか。

あとは、もう一つ、待避所の設置の話はどうなっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

歩道の設置がどのようにになっているのかということですが、この歩道の設置につきましては豊間根

地区で行っております圃場整備事業によって農地を減歩してもらって、それで生み出された土地に歩道を設置していこうというものでございます。創設換地として約3メートルぐらいを農地のほうから減歩で提供してもらって歩道として整備していこうという事業でございます。待避所につきましては、その生み出された創設換地、農用地の中でうまく待避所が設置できるようにということで考えているものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

待避所は、大体200から300メートルに1カ所設置する予定だったと思うのですが、そこは具体的に地権者との交渉とか、そういう部分できちっと土地が確保できているのかどうか伺います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

待避所をつくることによりまして圃場側の農地が真っすぐにならないということで、ちょっとそこは土地改良区さんのほうからもどうにかならないかというような相談は受けております。ですので、まずは創設換地された3メートルの中で、うまく待避所が設置できる部分を見つけ出して、そこに適宜待避所を設置できるような方向で考えていかなければならないというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

待避所を歩道側にとということなのですけれども、それはちょっと待避所にならないような気がするのです。歩行の関係もありますし、そこら辺は本当に待避所になるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

待避所をつくることによって、歩道部分が一部曲がって田んぼのほうに入ることはありますけれども、基本的には歩道部分全て2メートル確保できるような形では考えているところです。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

待避所は、道路側ではなく歩道側につけるとということなのですか、もう一回確認します。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

歩道側になります。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

今の道路もすごく狭いのですけれども、縁石がありまして、そして圧迫感というか、実際に路肩も片方は利用できなくなるという状況もあるのですが、そこで片方側の歩道のないほうの部分には視線誘導標というのを設置となっていますが、これで片側はすごくえぐられているというのもちょっと言い過ぎかもしれませんが、すごく急傾斜というか、道路が崖っ縁のような状況にもなってきているところもありますので、そこら辺の部分の安全性、この標識だけで大丈夫なのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

通常ガードレールの設置基準につきましては、高さが4メートル以上、そして勾配が45度以上というような条件がございます。この部分につきましては、圃場整備によって高低差、高くなるところが大体1.7メートルぐらいの高低差がございます。そこで、転落の危険もあるということで、視線誘導標で転落防止になるようにということで考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

この道路に関して、車の落下防止すべきということで何度も一般質問を繰り返しているわけなのですが、特に危ないのが雪道なのです。凍結のときで、ゆっくり走っても制御不能になって落ちる車が续出するという、そういう場所なのです。今の道路は、高低差は大体県のほうから聞いて、その場所は30センチぐらい、その程度の深くなったということは言われてはおりますが、今まで以上に深くなり、そしてなだらかなのり面ではなく急になり、そういう部分で雪道の安全が確保されるのでしょうか、そこを伺います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

どうしてもそういう場所は、豊間根のこの場所に限らず多くございますので、当然雪が降っているのであれば安全運転に注意していただきたいということもございますけれども、まずそこに高低差があるということを運転者の方に知らせるために視線誘導標で注意喚起を払っているというものでござ

います。どうしても雪道で運転を誤ると転落してしまう可能性はあるとは思いますが、そこは注意を払っていただいて運転していただくしかないのかなというふうには考えます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ですから、注意を払っても落下する、そういう道路だということなので、人身事故が今までも起きないのが不思議なぐらい何度も落下している、そういう道路ですので、絶対ここは改善しなければならない部分だと思います。

そのほかの部分でも、道路のほかにも水路の関係で、子供が落ちそうになるから、その水路に柵をつけてほしいとか、役場でもやってくださるし、照明とかいろんな部分を申し入れては直していただいているのですが、豊間根地区は住居と圃場が混在している、そういう地域であるので、この圃場整備の大きな国のプロジェクトが入ってきてですか、至るところに地域にはちょっと当てはまらない部分があるのではないかなという部分が、本当に危険な部分が出ているのが感じられます。住みにくい地域になって、終わったら、でき上がったれば危険なところがいっぱい出て住みにくい地域になっていたのでは、何のための事業だったかと疑問を持たざるを得ない。そのためにはよいものにするために、きちんと危なくないように町の支援が必要になってくると思うのです。

それで、町長の施政方針にもこの事業に対しての姿勢が述べられていましたけれども、改めてこの事業をどう捉えて、どのようにしていこうと思っているのか伺います。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えいたします。

まず最初に、普通免許を取るというのは、持っているというの、しっかりとした注意義務があるわけでございます。そのような標識も認識できないようであれば普通免許の交付にはならないと、そう思っております。

そして、圃場の整備ということで、ぜひこれから集約をしなくては非常に難しいという部分がございますので、設備投資の部分でも。そのようなところから、この事業はぜひ進めて、当然安全を確保しながら進めていきたい。第一に農業、生産者のことを考えた事業だと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

道路の件なのですけれども、山田地区と豊間根地区は全然気温というか、寒さが違うのでございます。やはり雪も多いですし、豊間根は。道路も滑る。幾らゆつくりと運転しても落ちてしまったとい

うケースも、萬平さんの従業員の方とか、牛乳屋さんとかいるのですけれども、うちの義理の母も落ちましたけれども、そういうのはあれですけれども、いずれにしても幾らゆっくりと走っていても落ちるものは落ちるといふか、そういうところがあるから、だからこそそういうガードレールとかで保護してくださいと言っているのですが、それは運転免許の云々の話ではないと思うのです。幾ら注意して走っても、どうしても路面凍結とかでは落ちるときがあるということを暖かい場所で暮らしている方々はわからないかもしれませんが、そういうことがあります、どうぞ。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

豊間根は、非常に気候風土が厳しい、だから違う仕様でなくてはならないという、そういうふうな話でございますが、逆に豊間根地区は見晴らしがいいので、非常に安全運転ができるという話もございます。狭量な山岳地帯を走るところもございます。そこで滑りやすいところもございます。ぜひそういう点で、しっかりガードレールを注意しながら運転をしていただくという、それが先ほど申し上げた普通免許を持っている人の最低限の責任であると、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

先ほどの道路の件ですけれども、1.5キロぐらいはあるのでしょうか。きちっとした大き目の待避所がないと大きな車、トラックがすごく通るところですので、やはりそこら辺は考慮してほしいと思います。

以上の問題は、この地域だけのことでなくて、今後も続く地域にも影響が出てくると思うのです。家族農業の小規模な農家にとっては、この圃場整備はいい面もあれば、やはりちょっとという部分もありまして、組田もあって一つの大きな田、二、三人とかが地主というか、農家の方が入っているようなところもありますし、大きな田んぼで使いにくいという農家も出てきているのは事実なのです。そこで、このような地域の安全がちょっと不十分な部分、道路の部分もありますけれども、そういう事態となれば、この事業に対しての不安がさらに強く出てくるのではないかと思うのですが、そこら辺改めて地域の安全性というところで、もう一度町長からお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

当然事業をする場合においては、住民の安心、安全が第一と考えて行っております。その上で、農業者の方々の総意がそこに結集された上でやるわけございまして、何も独断と偏見でやっているわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

地域の安全性ということに重点を置いて言っているわけですが、やはりこの道路の改良、改善、ぜひとも人身事故が起こらないようにして下さるようお願いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6 番木村洋子さんの質問は終わりました。

1 番阿部幸一君の質問を許します。1 番。

○1 番阿部幸一議員

1 番、新生会、阿部幸一です。瓦れき処理施設への伐根の投棄について伺います。

第1点、平成24年度に浦の浜の瓦れき処理施設に大量の伐根が投棄されたようだが、事実か。

第2点、事実であった場合、この伐根投棄による町の損害はどれくらいか。

第3点、損害に対し、町から損害賠償請求を行う考えはあるか。

2 番、東日本大震災の慰霊碑について。東日本大震災の山田町全体での慰霊碑の建設計画はないのか伺います。

以上、壇上より終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部幸一議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の瓦れき処理施設への伐根の投棄についてお答えします。東日本大震災により発生した瓦れきの処理については、国の災害廃棄物処理事業により平成23年度から25年度の3カ年で実施され、26年3月末で処理が全て完了しております。浦の浜地区の瓦れき処理施設については、町が県に業務を全面的に委託し、瓦れきの破砕、選別等は県が共同企業体に業務委託する形で実施されました。この瓦れき処理について、震災によらない抜根が大量に投棄されたのではないかとのご指摘ですが、当時毎週開催されました県、町、共同企業体関係者による調整会議等でもそのような問題が取り上げられたことはありませんでしたので、町としては一連の瓦れき処理は県の指導、管理下のもとに適正に実施され、完了したものと認識しております。

2 点目の東日本大震災慰霊碑の建設計画についてお答えします。震災により犠牲となられた方々へのしのび、震災の記憶を後世まで伝えるため、慰霊碑を建立することは極めて深い意味があるものと認識しております。慰霊碑建立についての構想はありますが、現在町では復興事業の完遂を最重点課題として取り組んでおり、復興事業の進捗状況、町民の皆さんの声や近隣市町村の動向等を踏まえなが

ら事業の実施等について判断していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。1 番。

○1 番阿部幸一議員

恐らく答弁は、このように来るだろうとは想像しておりました。これは、抜根は浦の浜の、要するに浦の浜の施設あるわけです。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

あそこを造成するためにあそこから一応抜根、大量に、数千万ぐらい金額にして投げたということになっているのです、私が調べた範囲では。確かに町長が先ほど答弁したように、町では県のほうに委託をしたと、まず。県がそういう瓦れき処理場の施設を業者につくらせたと、そこでいろいろやったわけです。ただ、抜根が大量に出たというのは、これは事実なのです。私もこれは5,000万だか3,000万だかわかりませんが、業者から聞くというと、普通のところで大体、ちょっと見せられたけれども、1,000坪ぐらいで大体そのぐらい。抜根によっても大体400万前後ぐらいかかると。ここは、恐らく1万平米以上ある場所ですから、そうして計算していくと大体はわかるわけです。ただ、どの程度抜根があったかというのは、私もそれはわかりません。これは事実ですから、一応これはもう一度9月の定例会で、会派の・・とか同僚の人たちにもお願いして、9月議会でこれはもう一度徹底的にやって、これは真相解明をしていきたいと、そのように思っております。これはここで終わります。

あとは、そののところに1万平米以下の造成したのです、

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

だから、要するに今の土地をまず1万平米以上に拡大になっているというお話もあります。ここに関係した人たちからも私聞きました、自分がわからないから。ちょっとうまくないよ、あそこはと。ちょっとだめだよという話も聞きましたので。それで、こういう航空写真などもとってあるのです、みんな、全部。これは、今ここでやるわけにいかないから後で見せますけれども、3枚。だから、私もこれは絶対的に引き下がるわけにはいきませんから。自分の政治生命をかけてまで、やっぱり野放し

にするわけにいかないからやっていきますから。それについて誰か担当の人が答弁あったら。町民課のほうは答弁ないですか、何か。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。今11番から、議事進行についての質問ですか。では、11番。

○11番菊地光明議員

議事進行について、今の同僚議員ですので、通告外の質問か、通告内の質問であるかというのをまず受け付けてから議事を進行していただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

今1番議員の言っている内容については、恐らくわからないと思うのですが、恐らく抜根が出たのは、その開発した部分から出たのではないかと、そのものが大量な場所ではないかという推測をしています。そういう中においてのことを質問しているのではないかと思っているので、その質問項目が……

（「関連ある」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

要旨が少ないものですから、そういうものだと思っていますので、まずは執行部から答弁を求めます。執行部、答弁あるのなら答弁願います。町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

まず、災害廃棄物処理事業につきましては、先ほど町長から答弁がありましたように平成26年3月で処理が全て完了しまして、浦の浜の施設も全て撤去されております。

また、当時の事業それぞれに国、県、町の完了検査を実施して、適正に実施されたと認められて事業費も支出されましたし、国県の補助もいただいておりますので、いずれ町とすれば適正に実施された、その辺についてはそのようなことはなかったという認識でおります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1番、待ってください。11番から指摘あったとおり通告外が多いので、それも含めながら質問願います。1番。

○1番阿部幸一議員

先ほど質問したのは、抜根したところにまた林地開発を1万平米以下ということでやったものだから、それを一応出したのです、大体関連があると思って。だから、私は特に抜根は二の次にして、1万平米以上あるのをやっぱり調べたいと思っているのです、あるかないか。はっきり言って。恐らく町長の答弁とか課長の答弁にもある……わかっています。課長方、わからないと思います。執行部も恐らくほとんどわからないこった。これわかるといたって、山田町は事業委託しているからわからないのです、山田町は、はっきり言って。それはわかっての承知で質問したのです。確かに山田町が



県のほうに委託したから、いや、県があれしたから町は責任ないよと言われてれば、私もそれは質問できません。ただ、おおむねあそこの施設には町のもので建っているために私はそれを関連して質問しましたので、要するに抜根は二の次にしても、要するにあそこの1万平米以上あるかないか、まず調べるか調べないか、一応検討してほしいと。私も議長に頼んで議会にも特別委員会をつくりたいという、そういう気持ちでいますので、この辺で終わります。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

先ほど議員さんのお話の中で林地開発というお話が出てきたのですが、林地開発につきましては現場が森林であれば、1万平米であれば、事前に林地開発の申請許可、申請をしなければならないということになります。申請先は、岩手県になっております。その審査の中で、技術的な配置的な部分を審査した上で、各森林の所在している市町村のほうに意見を求めてくるのですが、現在のところそういう意見を求めている事例はございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番阿部幸一君の質問は終わりました。

8 番関清貴君の質問を許します。8 番。

○8 番関 清貴議員

8 番関清貴、政和会、壇上より一般質問通告により質問させていただきます。

まずは、質問に先立ちまして、熊本地方の大地震の犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災を受けた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。特に我が山田町は、全国津々浦々から東日本大震災の際にさまざまな支援をいただきました。そういうこともありまして、熊本地方の皆様にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。まず1点目は、県立山田病院の開院についてですが、それに先立ちまして少しこの内容に修正がございますので、口頭で説明させていただきます。「今秋には」という表現、「秋には」という表現をしていましたが、前回の施政方針、町長の施政方針によりますと、ことしの夏ごろという表現を使っていましたので、ことしの夏ごろという表現に変えさせて質問させていただきます。ことしの夏ごろには町民が切望していた県立山田病院が開院いたします。しかし、一方では震災後、開業医が減り、さらに5月で1診療所がなくなりました。町民の方々は、心細い思いでおられます。

この震災により、内陸部に避難していた方々がなぜ戻らないのだと聞きますと、医療機関が充実していないということが大きな要因の理由の一つになっております。復興は徐々に進んでおりますが、町民が望んでいる医療機関、医師確保に町においては一生懸命取り組んで努力をしていることは、常

日ごろの答弁等で承知はしておるわけですが、診療所が減少し、医師不足が深刻となっているところでございます。これからますます超高齢化が進んでいく本町にとって医療体制の充実を多くの町民が望んでいます。

そこで、次のことを伺います。県立山田病院の開院に当たり、町では復興に向けた医療体制の充実等について、県医療局に対して要望を行ったか。

2つ目、長崎、飯岡地区からの県立山田病院の交通アクセスはどのように考えておられるのでしょうか。

2点目の質問をさせていただきます。町有施設等の有効利用についてでございます。町内では面的復興が進み、形があらわれつつあります。復興後の公共施設の配置は、新たな町づくりの礎として期待するところであり、公共施設として利用できる町有施設等の利用について早急に考え直さなければならないと思いますが、どのように進めていくのか、次の点について伺います。1つ目、旧県立山田病院施設は、震災前は図書館、社会福祉協議会の事務所として利用するというところで進んでいたと思いますが、両施設とも既に違う形で整備されることになりました。振り出しに戻り、新たな利用を考えなければなりません、今後どのように進めるのか。

2つ目、旧さくら幼稚園は建物の傷みが進んでいるようであるが、有効的な利用方法について検討しているか。

3つ目、旧図書館御蔵山は、東日本大震災を伝える公園兼避難場所として利用するのか。

4つ目、現在の消防署は移転をするわけですが、跡地の利用についてどのように考えているのか。

3点目の質問に移ります。長崎、飯岡地区の排水路について。長崎、飯岡地区の排水路について、次の点について伺う。1つ目、長崎地区から国道45号までの道路が開通しました。震災前から7分団屯所の前は、雨が降れば水がたまり、車両等通行の妨げになっていたところでありました。新たに勾配のついた道路の排水は、直接屯所の前に流れてくると思いますが、対応策は万全でしょうか。

2つ目、山田南小学校へ通ずる坂道の脇に並行する排水路の管理について、石垣あり、擁壁ありと大量の水が出れば洗掘されるような状況が見受けられるが、整備の予定はあるのか。

3つ目、震災前は西川の山田湾への流末に堆積物が多く発生する水の流れであったようだ。復興事業で防潮堤と排水路が整備されるわけですが、排水がスムーズになるように県に対して要望しているか。

以上、壇上より質問させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

関議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の県立山田病院の開院についてお答えします。1つ目の開院に向けての県医療局への医療体

制の充実等の要望についてですが、ことし1月19日に町、議会、山田町の地域医療を守る会の3者で医療局を訪れ、県立山田病院の医師及び医療スタッフの確保について要望を行っております。

2つ目の長崎、飯岡地区から県立山田病院までの交通アクセスについてですが、現在整備を進めている町道細浦・柳沢線の長崎地区側のルートは、平成29年度に整備が完了する予定で進めております。開通するまでのアクセスについては、一旦国道に出て町道織笠外山線を経由して町道細浦・柳沢線に乗り入れるルートとなります。

2点目の町有施設等の有効利用についてお答えします。八幡町の旧山田病院については、東日本大震災以前は旧館部分を解体し、新館部分を図書館及び文化財収蔵庫、展示施設として利用する計画でしたが、震災後は応急的に金融機関等の仮設店舗などに利用していただくこととし、現在のところ暫定的な貸し付けを継続しております。震災前とは状況も大きく変わっていますので、今後現在の利用者の皆様の本設店舗等への移転状況などを踏まえながら、新たな利用について改めて検討を進めてまいります。

次に、山田消防署跡地の利用についてですが、現在の消防署庁舎は建物が宮古地区広域行政組合の所有となっており、用地は町が無償で貸し付けている状況であります。新消防庁舎が建設され、移転した後は建物の譲渡手続や用地の使用貸借契約の解除などが必要となることから、現在行政組合との調整を図っているところであります。建物を含めた跡地の利用については、今後どのような利用が有効であるのか、検討を進める考えであります。

3点目の長崎、飯岡地区の排水路についてお答えします。1つ目の長崎地区の道路の排水についてですが、準用河川西川は路面排水も含め、長崎地区の排水を処理できる設計で整備されており、十分対応できる構造となっております。

2つ目の山田南小学校へ通ずる坂道脇の排水路についてですが、道路パトロールの際、当該箇所についても状況を確認しておりますが、洗掘され、危険な状況ではないと判断しており、現時点では整備の予定はありません。今後も現地の状況を注視し、適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

3つ目の西川の排水に関する県への要望についてですが、西川の河口部については排水経路上に漁港施設があることから、流末部に土砂などが堆積する状況となっております。このことから、漁港管理者である県に対し、漁港施設を一部撤去し、排水を直線的に山田湾へ流入させ、堆積物等の解消を図られるよう要望しております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

2点目の町有施設等の有効活用についてお答えします。

2つ目の旧さくら幼稚園についてですが、建物については消防用設備や浄化槽等の点検を定期的に

実施し、ふぐあいなどが見つかった場合は緊急性の高いものから修繕などで対応しております。当該施設は、文部科学省の国庫補助金で建設された補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受ける施設であることと災害発生時の活動拠点の施設であり、避難所として指定されていることから、利活用についてはそれらの点を踏まえた上で引き続き検討してまいります。

3つ目の御蔵山については、現在転落防止柵設置などの安全対策を講じた上で、災害時の緊急避難場所及び市街地中心部の多目的広場として利用しているところであり、今後もそのように活用していく考えであります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。8番。

○8番 関 清貴議員

まず最初に、山田病院のことで充実を、まず1月19日に議会、私、議会としてちょっとあれでしたが、山田町の地域医療を守る会の3者で医療局を訪れ、確保について要望を行っておりますということです。この点に関して2つほど質問いたします。

まず1点目、私が訂正したように県立山田病院の開院は秋になるのか、それとも施政方針で述べられたように夏になるのか、それが第1点と、あと3者で要望を行った結果のことについて、今の時点で当面の間、簡易というか、そのような業務形態になるのか、ちょっとその2点について質問いたします。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

県立山田病院の開院の時期についてお答えします。

県立山田病院の開院の時期は、医療局のほうでは秋口というふうに話ししておりまして、町としても秋ぐらいというふうに捉えております。

それから、実際要望に行ったときの様子ですけれども、医療局長さんを初め、多くの方が山田の要望については聞いてくださいました。ただ、実際すぐに当直医の先生方を確保できるかというのは、まだ難しい問題というのが現実です。ただ、現在県立山田病院のほうは、今内科の先生が3名、あとは外科の先生が1名、計4人おりますので、開院するに当たっては人員は確保していると思います。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

わかりました。議会も行っているのです、私が質問するのは少し申しわけありませんでしたけれども、全体的な流れとしてお聞きいたしました。ありがとうございます。

次に、アクセスなのですけれども、とりあえず道路のアクセスについて質問して、道路のアクセス

については答えになっているのですが、実際徒歩で行けるのか、それともバス路線があそこを通るのか、その辺についてももう少し詳しく本当は教えていただきたいのですが、ただ物はできて勝手に行きなさいよでは公の施設、公立病院を利用する者にとって、町の答弁とすれば非常に不親切なのではないかなと思います、その辺について教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

徒歩で行けるのかということですが、今山田中学校に通う通学路となっている道路については使えますので、長崎側の人たちが徒歩で行く場合であれば、その通学路の路線を通っていただければ徒歩では行けるというふうに考えます。

バス路線についてですが、バス路線については復興推進課長から。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

バス路線については、今県北バスさんのほうと大体の協議は終わりました、北からも南からもできるだけ山田病院を経由してほしいということで、本数的には20本ぐらいの路線が山田病院さんには寄るということになっております。皆さんがそれを便利よく使えるかどうかというのは、またちょっと時間にもよりますので一概には言えませんが、できるだけ県北バスさんのほうでもご配慮いただいております、かなりのバスが山田病院を経由するという形態になっております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

ただいま建設課長のほうから、中学校の通学路を利用して徒歩で行けるという回答があったのですが、何かそこも狭くなったり曲折したりして、歩いては厳しいというようなことも巷間聞いているのですが、大丈夫、中学生の通学路とともに老人の方も病院と一緒に歩けるような道路状態なのかどうか、そこを質問したいと思います。

そして、またバス路線については20本ぐらいということですが、バス料金については今1日フリー、400円ですか、あれを利用できるのかも教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

中学校の通学路については、結構起伏が激しい状況がありますので、老人の方が歩いていくには非常に大変ではあるかなというふうには考えております。ルートは遠くなりますが、一度国道に出ている

ただ歩いていけば、平坦部分ありますので安全かなというふうには考えますが、距離的に長いので、その辺はバス路線も通るといことですので、バスを利用していただければいいかなというふうには考えます。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

1日券については、利用できるということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

この点に関しては、もう質問ではないのですけれども、お願いなのですが、2回目ではそのように徒歩で中学生の通学路で行けると言っていて、また再度聞いたら今度はちょっと厳しいから国道のほうからという回答でした。ということは、もう少し親切に町民の方にもこのような方法で行けますよというような病院への通院ですか、通院方法についてももう少し何かの、町の広報等で親切に教えてください、皆さん、少し頭の中に入れて親切なかなと思いますので、車を運転する人の気持ちだけでなく、徒歩で病院に行く人の気持ちにもなって、その辺親切によろしく願いいたします。それはお願いでよろしいですので、回答のほうは。

山田病院の開院についてはそれぐらいで、あと町有施設等の有効利用ですけれども、八幡町のほうの旧山田病院については、新たな利用について改めて検討を進めてまいりますと。その進める工程、進捗については、今のところ、これは財産的には企画財政課長でよろしいですか、のほうの頭にあるのか、それとも町全体としてここまでにはきちんと決めて、せつかくの施設、今まで計画した施設なので、ここまでには結論を出して町民の皆様にご利用しやすいような施設にするというような具体的な進捗というのは考えられているところですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

旧山田病院の部分の利用でございます。町長のほうからも答弁申し上げましたが、震災前に一度利用計画をつくって、ただ震災の影響からそれらを大きく見直さなければならないという状況でございます。ましてや応急的にお使いになっていただいている皆様もいらっしゃいますので、それらの状況を総合的に判断していかなければならないということもございますので、いつまでというスケジュールは現在私の頭の中にはございません。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8 番関 清貴議員

ないということは全くないということなので、そろそろ復興の面的整備も進んでいますので、ないということではなくて念頭に置いて、いろいろ町の将来のためにご尽力というか、考えていただきたいと思います。以上でここの部分については終わらせていただきます。

あと次に、次は消防署の跡地なのですが、手続上については広域行政組合の財産でなっていますので、それはわかるのですが、それもそろそろ目の前に迫ってきていることだと思いますので、復興の計画と商業施設を誘致することは、もう駅前があるからないでしょうけれども、さまざまな施設で考えて、本当に真っ白な状態で理想な町をつくれる機会だと思いますので、ぜひ早目にしていきたいと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいまのご意見を参考にさせていただいて、できるだけ早目の検討ということを目指してまいりたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そして、2点目の質問で教育委員会のほうの回答でしたのでお願いいたしました次第ですが、旧さくら幼稚園は廃止になっても、答弁では消防用設備や浄化槽等の点検を定期的に行っているということなのですが、使っていないけれどもやはりそのような経費をかける必要があるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

この件につきましては、消防用設備点検、施設を維持するための点検ということで、年に2回行ってございます。また、浄化槽につきましても月1回の点検、これは避難所に指定されているということから、避難所にもしなつた場合にしっかりと使えるようにということで、定期的な点検という程度で行っていることとございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そうすれば、避難所にも使えるということはふだんの、例えばあの辺集会所がないのですが、集会所とか、あと老人クラブ等の例会にも使えるという、使うことはできると解釈できるのですが、教育委員会としてそのような使用方法について、利用方法についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは、財産の関係でございますので、私のほうからも補足で回答させていただきます。

ただいまのさくら幼稚園の部分については、町長が壇上でご説明申し上げた事情があるということをご理解をいただけたと思います。ただ、現状ある施設でございます。したがって、災害時、そういうときの応急対応とすれば、あそこが東日本大震災でも大いに利用されたという面がございますので、それらについては対応をしていこうということと、それからせつかくある施設でございます。今議員ご指摘の地域の何らかの利用ができないものかということについては、教育委員会内部でも柔軟に対応をさせていただいているというふう聞いております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

ありがとうございますとしゃべっていいかどうかわからない、柔軟という言葉は使ってもいいという解釈でよろしいですね。柔軟に対応するということは、利用してもいいですよという捉え方をしているですね、聞いているほうとすれば。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

柔軟な対応ということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

何かけさも聞いてきた舩添さんの答弁みたいなような気がしないでもないですが、あの辺には集会施設がないので、その辺は柔軟に貸していただきたいと思います、正直言わせて。

あと補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律もあるということですが、この法律に基づく、あとどれぐらいのお金がここに残っているか。減価償却とか、多分それをした分の補助金の返還というのが出てくるから、適正化法に縛られているという考え方になるでしょうが、そのような計算はしたことがありますか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

具体的な予算等についての計算はしておりませんが、10年を経過した施設ということで、この適化



法の中にそうしたことの財産処分のところは規制されてございますので、そのことにのっとりながら進めることになるというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

わかりました。そうすれば、まず木造の10年ということではやっているが、例えば浄化槽があと何年残っていて、残存価格が幾らと、そんな細かいところまでは計算しないけれども、10年の適化法ということの把握だけはしているということで解釈してよろしいですね。はい、わかりました。

あと次、移らせていただきます。御蔵山なのですけれども、あそこは正直言いまして、私行きますとごみは落ちているし、最近はおかげでササやぶも生涯学習課の方々のご協力ですりやぶ等刈れてかなりきれいになりましたが、これからあそこは御蔵山として教育委員会のものなのか、それとも行政財産になるのか、普通財産になるのか。図書館も引っ越したことにより、その辺はどのような管理の仕方になるのか。また、あそこに鐘があるために結構鐘を鳴らす人がいると。鐘を鳴らす人という大変な言い方ですが、追悼のために追悼の意味を持って鐘をたたくと、それが結構近所の方にとってはストレスになっているという話も聞こえてきます。

そこで、どちらの管理になって、どのような規定を設けて、どのような震災の後利用ですか、犠牲になられた方への追悼の意を含めた用地にどちらのほうで管理するのか。私個人の意見とすれば、教育委員会ではなくて、管財と言えれば具体的になって申しわけないですが、そっちのほうの財産になるのかなと、総務課になるか、と思うのですが、その辺の見解がもしお聞きできるのであれば教えてください。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

関議員のご質問にお答えいたします。

今回町立図書館の一部改正に関して条例を提案させていただいております。その中で、現在御蔵山にある住所を別な場所に移す予定にしております。それによって教育財産としての図書館はなくなることで、今企画財政課のほうと今後の扱いについては協議している段階でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

その点に関してはわかりました。あそこの持つ意味を考えながら、町としてきちんとした考えで管理していただきたいと思います。

次に、長崎、飯岡地区の排水路についてでございますが、町長の答弁によりますと、そのとおり設計で十分、私もそう思います。設計どおり行っていると思いますので、あの辺の排水については十分であると思っております。ただ、想定外というのが今度の熊本も想定外、東日本も想定外ですが、そのようなのもたまたま起こりますので、対応が十分できるというのはわかりますが、その辺を心しながら水路の管理、側溝や何かきれいにする状況については、管理している建設課なりがきちんとやっていただきたいと思っております。これはお願いで、答弁は必要ありません。

次に、南小へ通ずる道路の脇、町長答弁によりますと危険な状態ではないと判断すると。それは、誰が判断したのですか、建設課長、危険な状態ではないと判断したのは。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この部分につきましては、平成27年に一度洗掘されている部分を補修しております。その時点で、その補修によって現在の状況は危険でないということで担当技師のほうで判断しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私は、27年度にどれぐらい補修して安全だと担当技師しゃべっているか、少しわかりませんが、建設課長は、まずそこは確認はしていないと。ただ、あそこを見ますと石垣で積まれていたり、擁壁もあって、今現在は新しい家が下流側に建っています。そして、またあそこはそんなに水が出ないで、常に流れています。私は、出水したときに掘られて危険なのではないかと言っているもので、通常事態を見て何メートル補修したかわかりませんが、補修したので大丈夫だという結論は、地域の方々は不安だと思います。町では、このとおり補修してきちんとやったから安心だと。向こう100年、想定外の水害が来ても大丈夫だというような、そんな強い気持ちで言えるぐらい地域に、あの辺にうちを構えている人たちに言える状態に頑張ってもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

向こう100年大丈夫だと言えるようにということですが、現時点では洗掘状況があった部分について補修して、今のところは大丈夫だというふうに見ております。ですので、町長より答弁があったとおり現地の状況は今後も注視していきたいと、道路パトロールをしていきたいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8 番関 清貴議員

わかりました。ということで、あそこをよく注視して、本当に石積みあり、擁壁ありの非常にあそこは水が切れないところですので、ぜひ注視していただきたいと思います。

終わりましたので、最後の質問について1つだけ教えてください。これの要望しておりますという回答でしたが、実現性は。それで終わります。1つだけ、実現性だけ教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

県のほうからは、排水路のほうを改修するというようなことで回答はいただいております。

○8 番関 清貴議員

ありがとうございます。わかりました。

○議長（昆 暉雄）

8 番関清貴君の質問は終わりました。

昼食のため休憩をいたします。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

1 番議員より発言を求められておりますので、許可いたします。1 番。

○1 番阿部幸一議員

先ほど質問の中で、会派の会長と言えいいのを・・・と言いましたので、それを取り消したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

今1 番議員から一般質問の発言中で、会派会長と言うべきところを・・・と言ったので、会長名に訂正してほしい趣旨でございますので、そのようにいたします。

では、進行いたします。

それでは、午前中に引き続き一般質問を行います。

2 番田村剛一君の質問を許します。2 番。

○2 番田村剛一議員

2 番田村でございます。水産振興についてお伺いします。

町の基幹産業である水産業の動向によって、町の再生、復興、そして町の経済も左右されます。そこで、次のことについて町の取り組みをお伺いします。

養殖漁業の経営安定策について。

漁船漁業の振興策について。

魚市場の水揚げ増大策について。

後継者育成について。

次に、観光業の振興についてお伺いします。観光振興については、町の復興ビジョンに基づいて取り組まれております。現在最も力を入れている観光の目玉は何か。そして、その成果は。観光は、交流人口をふやすという意味でも町の活性化にとって重要であります。そうした視点で、体験学習と結びつけた観光水産のような新たな取り組みを計画する考えはないか。また、町そのものが観光資源になり得ます。そうした考えの上で町づくりが進められているかどうかお伺いします。

次に、人口減少対策について。町の人口ビジョンによると、人口減少対策の一つとして若い世代のUターン人口をふやすとあります。現在それに基づいてどのような具体的取り組みがなされているのか示していただきたい。高学歴社会になっている今日、安い労働力に頼る経済構造では、若い世代の定着もUターンも難しいと思われませんが、それに対する対策はあるのか。

続いて、住環境の整備について。被災住民の願いは、一日も早い生活再建ができることであります。そのためには住環境の整備が必要であります。高台住宅団地の造成、災害公営住宅の建設は順調に進んでいるのか。被災住民に不安を感じさせている原因の一つに町の説明不足があります。説明会を多く持つべきであります。先般行われた住民アンケートの結果はどうなって、それをどう利用しようとしているかお伺いします。

次に、NPO問題について。NPOりばあねっと岡田元代表に対する一審判決は出されましたが、その後の控訴審はどうなっているのか。町が起こしている損害賠償請求の民事裁判の進行は、現在どのような状況になっているのか。また、今後の見通しについて示していただきたい。

教育行政について。児童生徒の減少が急激に進んでおります。そろそろ学校の統合について内部検討を進める時期ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、中学校で一部の生徒に対する学区外入学が認められたようですが、将来中学校の統合も視野に入れているのかどうか。また、中学生の中に一部指導に従わない生徒もいるようですが、現在の状況はどうなっておるのでしょうか。

次、山田高校の入学生が激減し、1クラス定員にも満たない状況であります。町として県立高校を存続させるための取り組みが必要と思います。県立高校がなくなるとは町の評価も落ちると思いますが、それに対する見解をお聞かせください。

最後になりますが、貧困状態にあると見られる児童生徒が全国で見られております。本町でもそういう児童生徒が存在するのかどうか。また、それに対する取り組みはどう進められているのか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の水産振興についてお答えします。養殖漁業の経営安定策については、制度資金に対する利子補給や漁業共済制度への加入促進のほか、ザラボヤの被害対策として沖洗い機の導入に係る補助金を今定例会の山田町一般会計補正予算（第1号）に予算計上し、養殖漁家を支援してまいります。

漁船漁業については、震災による減船に加え、イカ釣り漁やサンマ漁の不漁による水揚げ量の減少などで依然厳しい状況にあり、動向を注視していく必要があります。

魚市場の水揚げ増大策については、魚市場の開設者である山田漁連により、ことし1月に地方卸売市場運営、衛生品質管理協議会が設立されたところであり、品質、衛生管理の高度化への取り組みが水揚げ量の増につながることを期待しております。

後継者育成策については、豊かな浜の担い手育成支援事業により漁業後継者や新規就業者に対し助成を行うほか、ことし3月に設立された漁業就業者育成協議会の活動を通じて、漁業体験の実施や大都市で開催される就業者フェアへの参加、新規就業者の受け入れ体制の整備を進めてまいります。

2点目の観光業の振興についてお答えします。観光振興には体験型観光の推進が重要と捉え、本町ならではの地域資源の発掘や住民との交流などを加えたプログラムづくりを進めており、新たに民間事業者などによる観光客の受け入れが始まるなど一定の成果が出始めております。

次に、体験学習と結びついた観光水産については、本年度マリン・ツーリズム山田において養殖いかだの見学や耳つり作業などを体験できる学習旅行の受け入れを再開したことから、そのメニューや体制の拡充について引き続き支援していきたいと考えております。町づくりについては、景観にすぐれた自然観光資源のみならず、地域の食や物産、歴史と、それらをつくり上げる人を含め、町全体が観光資源になり得ると認識しており、住民や事業者がみずからその魅力を掘り起こし、体験プログラムに仕立てて提供することにより魅力ある町づくりにつながるものと考えております。

3点目の人口減少対策についてお答えします。町では、これまでもUターン支援策として山田町被災関連定住支援事業補助制度を設けるとともに、若い世代が住みやすく、子育てしやすい環境の整備に向けて、乳幼児、児童生徒医療費助成の拡大や、特定不妊治療費助成などを行ってまいりました。Uターンを決意するに当たり、職の要素は非常に重要なことと思いますが、個人の職業に対する考え方は千差万別であります。その判断基準を賃金などの経済的な分野に置く方もあるでしょうし、働きがいや生きがいなどの内面的価値に置く方もあると考えます。今後これら多様な価値観に沿った施策の展開が求められると考えており、本年3月に策定した山田町総合戦略の具体的検討の中で有効な取り組みを引き続き考えてまいります。

4点目の高台住宅団地の造成、災害公営住宅の建設状況についてお答えします。高台住宅団地の造成は、おおむね予定どおり進んでおりますが、災害公営住宅の建設については被災者の意向の変化により建設戸数の見直しが必要であると考えており、設計変更が必要となることから若干おくれる団地

があると思われまので、ご理解願います。説明会についてですが、工事の進捗状況を踏まえて随時入居者説明会を実施しております。引き続き、復興かわら版などを通じ、情報発信に努めてまいります。

住民アンケートの結果についてですが、回答率は5月末現在で約80%であり、最終集計とはなっておりませんが、高台団地、災害公営住宅とも当初の希望とは意向が変化している傾向となっております。今後の対応としては、日々変化する住民の意向の把握に努めながら、高台団地、災害公営住宅の整備戸数の調整を図りたいと考えております。

5点目のNPO問題についてお答えします。NPO法人大雪りばあねっと元代表、岡田栄悟被告に対する業務上横領破産法違反事件の仙台高裁における控訴審は、公判期日が未定であります。民事裁判については、岡田被告に代理人が付き、6月9日に盛岡地裁において弁論準備手続が行われます。相手代理人がついたことで今後の審理が進んでいくものと思っております。

6点目の教育行政についてお答えします。3つ目の県立山田高等学校を存続させるための取り組みについてであります。山田高等学校は本町における唯一の高等教育機関として、さらには地理的な通学事情や地域貢献、地域活性化の面からも極めて重要であると認識しております。今後も山田高等学校の魅力を多くの人に理解していただけるよう働きかけるとともに、地域に密着した必要不可欠な高等学校としての重要性や必要性について、県などに対して主張してまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

6点目の教育行政についてお答えします。

1つ目の統合についての検討時期であります。震災の影響により、まだ仮設住宅に住んでいる子供たちも含めて町民の方々の本設での住居が決まり、住まいに関して落ちつきを取り戻してきたときが統合について検討する時期であると認識しております。今後の教育環境のあり方や学校の持つ地域の特性も考慮し、広く意見を聞きながら慎重に検討を進めてまいります。

2つ目の中学校に関することについてお答えします。学区外通学については、教育的配慮や家庭事情等を考慮し許可しているものであり、中学校の統合を視野に入れているものではありません。

次に、中学生の現在の状況については、全く指導に従わないという生徒はおりませんが、授業によっては一部参加できない生徒がおります。しかし、教員の粘り強い丁寧な指導により改善されつつあり、学校生活に前向きに取り組む姿勢が見られ始めたところでもあります。

4つ目の貧困状態にあると見られる児童生徒への対応についてですが、経済的な理由により要保護、準要保護の対象となる児童生徒に対しては、就学援助制度による諸活動費などの就学援助費を給付しております。県では、子供の貧困対策を総合的に推進するため、平成28年3月にいわての子どもの貧困対策推進計画を策定しました。重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援、

経済的支援等に取り組むこととしておりますので、本町においても県や関係機関と連携して取り組んでまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。2番。

○2番田村剛一議員

今回は、教育行政のほうから質問してまいりたいと思います。

まず、生徒数が急激に減少しているということで、各学校の入学生も少なくなっております。

そこで、ちょっとお伺いしますけれども、複式学級を実施している学校、何校ぐらいあるのか。それから、かつて教育委員会のほうでは小規模学校にもいいところがありますよと言って、どちらかという統合については消極的に受け取りました。現在も小規模学校に非常にいい面があるというふうにお考えか、将来的にはやはり統廃合、一定の規模を持った学校にしたいと思っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

まずは、先ほどの複式を有する学校についてです。町内に今4校の小学校で複式学級を持っておるところです。また、先ほど複式、小規模のよさというところでお話ししていましたが、そこについては現在も複式のよさについては変わらないところでございます。やっぱり少ない人数の中で、子供たちが家族のようというか、近い関係の中で、また複式の中で学年を超えながら教え合いをしたりとか、そうした中でよさということは変わらずにあるのかなというふうに思っています。

次に、統合のことについてですが、先ほどお話をしたように今応急仮設に住んでいる子供たちの割合はまだ高い状況にございます。小学校で15%、中学校で11.2%の子供たちがまだ応急仮設の中で生活をしていると。特にも織笠地区、織笠小学校については32.4%ということで、30%を超える子供たちがまだ仮設の限られた空間の中で生活をしているところなのです。ですので、やっぱり子供たちの気持ちの安定とか、こうしたことを先に考えながら進めていきたいということで教育委員会のほうでは考えているところなのです。ただし、何もしないという時期ではないだろうということで、今考えておるのは統合ありきではなく、この少ない入学生を含む中で、一体子供たちにどういう教育環境が適しているのかという、そうした話し合いを持ちながら方向性を探していきたいと。ですので、仮設含む住居、生活環境が落ちついてから具体的なところを取り組んでいきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

今の答弁については、理解することもあるのです。ただ、やっぱり姿勢として今の小規模、あるい

は複式学級にもいい面があると、こういう話です。そのとおりだと思うのです。では、複式学級を推進していくのかどうか。いいのがある、いいのがあるとしやべっておって、急にそれをやめて統合しますということでは地域住民が納得しないだろうと。だから、町のほうでは一定の規模を持った学校を将来的には考えていきたいと、こういうふうな考えのもとで住民に対しても準備させると、そういう必要があるのではないかと思うのだが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

小規模のよさと統合したときにある程度の規模を有する学校でということなのですが、同じ土俵では考えられないのだろうと。現在置かれている複式学級を存続してよさを見出すということに今全力を挙げています。仮に話が進んできて、ある程度の人数といったときにはそのよさがあるのだろうとということなので、どっちがどっちというのではなくて、教育というのは継続ですので、現在ある複式について我々が教員の資質だったり、地域の理解だったり、一人一人に寄り添うという、今いる子供たちについてどうすべきかということが今与えられた課題ですので、そして時期を見て統合のよさについては、前回もお答えしたように多様性、この時期の多様性に触れるという分については、やはりある程度の人数が必要だという話になると思いますので、そういうところで小規模のよさ、大規模校のよさというところで、現在置かれているところに今のところは主眼を置いて教育行政に当たっているところですので、どうぞご理解していただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

私も今いる生徒たち、複式学級で学んでいる生徒たち、小規模学校で学んでいる生徒たち、それはそこで教育していかなければならない。今急に大きいのがいいとか、小さいのがいいとか、そういうことではなくて、ただやっぱり腹づもりとして持っておかなければならない時期なのではないかなという思いなのです。急に今まで、さっきも話したように、いや、複式学級は大変いいぞ、小規模で成果が上がってと言いながら急に統合しますよということになっては、これは住民の理解ができないだろう。だから、今の子供たちには全力で尽くしてもらいたいと。しかし、同時にまた山田の教育の将来についてもやっぱり見ていってもらいたいと、こういうことを要望しておきたいと、こう思っています。

それから、中学校についてでございますが、統合を前提に置いた学区外の入学許可ではないと、こういうお話でした。でも、でもと云えばおかしいのですけれども、恐らくどういう形であれ、豊間根から山田中学校にも通えるぞ、こういう事実はできたわけです。これを広めていくのかどうか、そし



でこれによる教育効果はどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

それでは、今の中学校の区域外通学のことについてお話しさせていただきたいと思います。

現在山田中学校に区域外通学で通っている生徒は10名おります。豊間根から9名、そして大槌から1名ということ。この中で、部活動が豊間根にないということで、ぜひ山田中学校でやりたいということで通っている子が7名ございます。教育委員会のほうでは、子供たちが望む活動ができる、そしてそれを支える家庭の環境が整っている、こうした中では、そこは認めていきたいというふうには思っているのです。また、今話した部活以外でも親の通勤のこと、仕事のこと、あとは大槌から来ている子供は心のこと、そうしたさまざまな状況に合わせて子供たちがよりよい環境の中で教育を受ける、そうしたことについては許可をしていきたいというふうに、そう思っているところなのです。

ただし、だからといって、では何でもかんでも希望すればいいのか、それは違うと。豊間根中学校として、やっぱりしっかりと、例えば野球部、豊間根中学校にも野球部があり、山田中学校にも野球部があると。でも、山田の野球部のほうがちょっと活動がいいようだと行って、それで山田のほうに行く、こうしたことについては現在は認めないところがございます。ですので、理由と内容に合わせながら、子供たちにいい環境がある場合についてオーケーを出している。ですので、この4月に豊間根から行っている子供たちがどういう活動をしているかということ进行调查しましたが、それぞれの目的を持って区域外通学をしておるので、全ての子供たちが元気に取り組んでいるということですので、当面こうした形で教育委員会のほうでは区域外通学を認める方向で進めたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

これは、なかなか難しい問題だと思っています。生徒を生かしていかなければならないと。そうすれば、クラブで山中にあって豊間根にないものは来てもいいよと。来てもいいよとなりますと、その歯どめをどこに持っていくのか。そして、結局来たら成果が上がったと、極端に言えば。そうすれば、統合したほうが成果が、教育的にはですよ、それは地域学校ということを考えれば別ですけども、その辺を考えていかないと豊間根中学校の経営のほうも問題が起きてくるのではないだろうか、こう思っていますが、いかがですか。豊間根中学校のほうは喜んでやっているのでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

そこは、大変難しいところだなというふうには思っています。やはりある程度の数があつて、子供たちがその中で生き生きと取り組んで、もちろん今議員がおっしゃるように部活動だけでもないのです。生徒会活動、学級活動、もちろん私、音楽で合唱とかを教えていたのですけれども、やっぱりある程度の子供たちが心を合わせた合唱であつたりとか、人がたくさんいれば盛り上がるという部分も確かにあると思います。ただ、今この現状の中では、子供たちの頑張りたいという気持ちのところを優先することを考えています。先ほど言ったように全てをオーケーとしているわけではないのですが、いかんせんどうしても部活動、山田中学校にあって豊間根中学校にはない状況。ですので、まずは保護者、個人が出したところを見ながら、本当に3年間継続してやれるのかというようなこと、そうしたことを見ているところでございます。

また、豊間根中学校で、ではそれをよしとしているかと問われますと、人がいる中で活動して盛り上がることももちろんあるのだなというふうに思っていますが、今のところ豊間根中学校に入る子供たちを学校としてはしっかりと受けとめてくださって、その中でできる教育活動を充実してやっていただいているというふうに捉えておるところです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

生徒を生かすという反面と、それから学校経営と言えればおかしいのですけれども、それを成り立たせる面と2つあると思います。豊間根から生徒がどんどん少なくなっていけば、豊間根中学校は要らないのではないかというふうにもなると思いますので、その辺の見通しというものをよく考えながら対処してもらいたいと、こう思っています。

次に、山田高校の問題ですけれども、私が最初に赴任したときには5クラスありました。山田高校は5クラス。今1クラス、三十数人なそうです。今度の、来年の3月ですか、40人以上の希望者があれば2クラスとして成り立つのですが、恐らく40人以下であれば1学級の学校になるだろうと思うのです。これでは1万5,000の人口を持つ町として、学校のよしあしではなくて、学校を存続させるかどうかというのは町のイメージにも相当影響すると思いますので、ここは学校だけではなくて、町のほうでも存続させるために絶大なるご支援をお願いしたいなど。私も支える会やっているものですから、それを思っているのですが、いかがでしょうか。何としても山田高校は守るということをお願いしたいと思いますが。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

田村議員が山田高校を守る会の会長ということから発言をするわけではございませんが、この間田

村議員も出席いただきました山田高等学校の艇庫、ボートが今度できるということで、山田と言えば非常にオリンピック選手も輩出したボートの町というところでございます。ぜひその山田湾を使ったボートによって、ひとつ山田高校の存続に寄与する部分があればいいのではないかなど、そういうふうに思っているところで、山田高校が未来永劫、山田には必要、存在不可欠なものであるよう、我々も努力をしてまいりたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

ぜひ町を挙げて県立学校を守っていただきたいと、育成していただきたいと、そういうふうに思っています。

それでは次に、よく今言われる貧困状態にあると見られる児童生徒。きょうの新聞によりますと、子どもの未来を応援する首長連合会が設立されたと、きのう。これには161の市町村長が参加するということを明言して、岩手県では北上、陸前高田、葛巻が参加表明をしたようであります。このように全国的に問題になっておりますが、山田では貧困状態にあると思われるような児童生徒は何人ぐらいいるのか。そして、具体的にどういうふうな支援をしているか、さっきも話したのですが、もう一度お願いしたいと思います。

それから、同時にこれと関連して、児童虐待のような状況というのは山田にあるのかどうか、その辺もお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

今の貧困状態にあると見られる子供ということなのですが、この貧困の定義が非常に難しく、どこでラインを引くのかというのがちょっとなかなか見出せないところでございます。国のほうでは、平成24年度に抽出した4万人をもとにして出した、収入で出ているところなので、ちょっと具体的に貧困にあると見られる生徒がどのくらいかというのは言えないのですが、今準要保護、要保護を受けて申請をとっている子供の数についてはわかりますので、お話をしたいと思います。

まず、今町として手当しているのが、準要保護家庭が小学校で52名、これと被災に係る被災就学支援認定を受けている小学生が66名、そして従来からある要保護が6名ということで、114名の小学生が今この認定を受けて補助を受けているところでございます。全体の17%に当たるところでございます。

次に、中学校です。準要保護が48名、そして被災就学支援認定が58名、そして要保護が4名ということになって合計93名です。割合にしますと町全体の23%の中学生の子供がこの認定を受けているということになっていきますので、今教育委員会のほうではこの数の部分を押さえているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

児童虐待の数ですけれども、平成27年度は6件ございました。主なものがネグレクトになっております。ただ、その6件ですけれども、家庭のほうに出向いていろいろ指導したことによって、ある程度改善している状況になります。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

私も貧困状態の子供たちというのはどういうものであるかというのは、実際はわからないのです。ただ新聞では、きょうも6人に1人はそういう状態にあるというふうなのが出ていました。見ますと山田の場合は、小学校が大体それに当たる、中学校はそれより多いというふうな状態です。言葉がちよっと余りいい言葉ではないために、何とかこういう状況から子供たちを救い上げることが私たちの任務だろうと、こう思っていますので、これも全町を挙げてと言えばおかしいのですけれども、そういう子供たちに対して手厚い保護とか、そういうことをしてもらいたいなど。子供が萎縮することなく成長し、学校で学ぶと、そういう町にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えいたします。

まさしく同感でございます。子供は国の宝ということで、震災という、そのような不利な条件があつての部分もあろうかと思いますが、でき得限りの支援をしなくてはならないと、そういうふうに思っておりますし、また児童虐待等にもしっかりと目配せをするということが必要であると、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

子供は国の宝、地域の宝、町の宝でございますから、少子化社会の中では特に重要だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、住環境についてお伺いしたいと思います。きょうは時間がありませんから、北浜の高台団地について質問したいと思います。ここの建設計画、造成計画、もう一度はつきりお示ししていただきたいと思いますが。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

北浜の住宅団地、高台住宅団地の計画ですけれども、現在整備予定戸数は44戸で捉えておりまして、29年度中に完成する予定で進めているところです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

私見ていますと、今のところ全く手がつけられていません。これは、確実に29年度に完成しますか。と同時に多分高台団地では、これが一番後になるのではないかと思うのです。それで、こういうことを高台を望む方に言われました。いずれ公営住宅も建て、北浜からは公営住宅に入る人は入る、自主再建する人はする、残るのは高台に移る人たちだけだと。でも、これはいつになるかわからないと。そこで、町にお願いしてほしいということは、自分たちだけ取り残されるよと。でも、今その仮設住宅に入っていて非常に苦しい思いをしていると、東京から親戚がお見舞いに来て泊める場所もないと、これをいつまでもそうさせるのかと。せめて高台に移転するまで仮設住宅の一室を利用できるようにしてもらえないかということなのですから、私もそのとおりだと、最後まで残るわけですから。その辺についていかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

北浜の高台住宅団地については、必ず整備することで進めておりますので、そこは心配しなくても大丈夫でございます。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

仮設をもう一戸、お盆とかに利用させることができないかということですが、現在は集会所とかあるのですけれども、ない団地もございますけれども、そちらのほうに区長さんの了解のもとで1泊とか2泊とかしていただく形では行っておりますので、そのようにお願いできればと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

やはり最後まで取り残される、最後までになるのかどうか分からないのだけれども、自分たちはとにかく高台に建てたいと。でも、これは自分の要件で建てられないのではなくて、町で造成が進んでいないために建てられないのだと。だから、建てるまで仮設があいているところがあったらば貸してくれないかと、これは考えてやってもいいのではないかなという思いがしているのです。そうでないと6年も7年、あるいは8年も親戚が来ても泊められないし、子供たちが来てもそうだというふうなことが言われていましたので、その辺をぜひもう一度考えてもらいたいなと思っています。いかがでしょう。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

ただいまのような田村議員の質問はほかにもあったわけですが、これまで町では空き仮設の利用についていろいろ検討をしてきたところですよ。国のほうからは、その指針というのがありまして、基準があって、それを守ってやってきたというところで、特段の特別の事情がある場合を除いて決められた規則を皆さんに公平にやってきたということがあります。ただ、今の田村先生のお話は、何とかなる部分があるのかという時点で、もう一度検討はする必要はあるとは思いますが、いずれ簡単に結論が出せるものではないので、いずれ検討してみたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

住環境が整っていけば、それなりにちょっと残された人たちの環境というのは違った意味を持ってくるので、ぜひ6年間も7年間も我慢していますので、その辺をよく検討していただければありがたいなと思っています。よろしくお願いします。

それから、アンケートの結果ですけれども、実は私のところにも来て、これは集計するほうが大変だろうなと思ったのです。私は、補修してやっています。多分自主再建した人たちからもアンケートをとっているわけですよ、出せ出せと。本当は、まだそうでない人たち、決まっていない人たちからアンケートをとるのが筋であり、そうすれば集計も早目にできるのですけれども、これではアンケートの集計がいつになって、これを実際どのように、いつ生かそうとしているのかわからない。その辺をお伺いしたいと思いますし、同時にもう既に公営住宅というのはどんどん建っていますよね。それで、部屋も決まっています。希望している人たちもいます。もう完成する前に抽せんして、あなたはここに入れますよというふうにするほうが入る人も安心だし、町のほうでもそのほうがいいのではないのでしょうか。そう思うのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

アンケートのほうにつきましては、自力再建した方を除いてアンケート対象としていましたけれども、ちょっとこちらのほうの不便もありまして送ってしまった方もございます。それは申しわけないと思っております。

あとアンケートを反映させる方向ですけれども、今盛んにやっています、最終的に高台あるいは災害公営住宅、精度を上げて、できるだけ数を精査して多くつからない、その方向には変わりないので了解をいただきたいと思います。

あと抽せんの関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり、できるだけ完成する前には抽せん会を開催して、皆さんが住むところが安心できるような方向で考えておりますので、以上よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

できるだけというより、ちゃんといつしますよというふうに時期を明示してやられるほうがいいと思います。いつもできる限りという言葉があるのです。このアンケートもできるだけ早くしますよと、3月のときにも質問したときにそういう話でしたので、時期を明示してやってください。つらい生活を送っている人たちもおりますので、できるだけ早く安心した生活に戻れるようにしてもらいたいと思います。

次に、実は観光についてお伺いしたいと思うのです。これもちょっとお伺いする点が幾つかあるのですけれども、山田の目玉についてももう一度、こういうことを中心にということをお話していただきたい。実は、私はジオパークなんかも出てくると思ったのですけれども、そういうのは出てこないものですから、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

ここに記された内容については、一部ジオパークの内容も含まれてございます。それで、震災以降、被災した観光施設を直しながら、観光イベントを再開して交流人口の活性化については図ってきたわけですけれども、次に重点というふうに捉えておるのが、この体験型観光を推進した上での地域資源を発展させた住民との交流を含めた形のプログラムづくりというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

ぜひ、私は観光水産と言いましたが、体験学習、ちょうど青年の家もありますから、これを利用して進めていただきたいと思います。

そこで、地域の人に言われたのですけれども、大島はどういうふうな利用をするのかと。ことし私は行きますよと、行きたいと。そうしたときに万一事故があった場合に、これはどうするのかと、どこで責任を持つのかと、こう言われて、いや、ちょっと私も考えるけれども、たまたま議会があるのでそこで聞いてみるという話をしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

オランダ島につきましては、まず従来からボランティアの方々の方々の活動によりまして白い砂浜がよみがえったり、支障木あるいは倒木の撤去については本当に協力していただいております。

次に、オランダ島への渡航等についてでございますけれども、今当町で考えられますのはマリニーツーリズムを使いまして、そこに申し込んでいただければオランダ島の渡航でございますとか、養殖体験とかをそういった形で体験することができます。そういった形で渡航する以外、町のほうで何かあったらというような責任はちょっと負うことはできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

そういう場合は、ちゃんと広報か何かで知らせたほうがいいです。とりあえず海水浴場ではないでしょう。海水浴場として認定すれば、やっぱりそれなりの対処をしていかなければなりません。その辺がわからないと、どんどん、どんどん行って大変なことになるかもしれません。

それからもう一つだけ、タブの木荘というのは、タブの大島というのはすごくジオパークにとっては大切な財産なのです。野鳥は豊富だ、タブの木の北限だ、そして海食崖があると、あそこを私は国の天然記念物に指定して、山田もすばらしい自然があることを世に知らしめなさいということを前にも言ったことあるのですけれども、このタブの大島の今後の活用についてちょっとお伺ひしたいと思います。

それをもって、答弁があつて、私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えいたします。

いつぞや予算委員会、決算委員会、忘れましたが、委員会のほうでご質問があつたかと思いますが、



あれは第一義的に船越湾漁業協同組合の所有ということでございますので、そちらのご理解を得なくてはならないということでございますので、その辺のところもあるということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（昆 暉雄）

2 番田村剛一君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 1時48分散会

平成28年第2回山田町議会定例会会議録（第6日）						
招集告示日	平成28年 6月 6日					
招集年月日	平成28年 6月 9日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年 6月14日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成28年 6月14日午後 1時31分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2	田村 剛一	○	9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	△	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	6番 木村 洋子		7番 尾形 英明		8番 関 清貴	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	白土 まさ子		書記	鈴木 廉子	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	国保介護課長	甲斐谷 芳一	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	佐々木 政勝	○
	総務課長	花坂 惣二	○	上下水道課長	佐々木 達彦	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	消防防災課長	上沢 隆	○
	企画財政課長	上林 浄	○	教育委員長	山崎 喜六	○
	復興推進課長	沼崎 弘明	○	教育長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税務課長	昆 秀樹	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	古舘 隆	○	生涯学習課長	白土 靖行	○
	水産商工課長	佐々木 真悟	○			
	町民課長	中屋 佳信	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年第2回山田町議会定例会議事日程

(第6日)

平成28年 6月14日(火) 午前10時開議

- 日 程 第 1 一般質問
- 日 程 第 2 報告第4号 船越・田の浜地区復興事業早川1号線道路築造工事の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 3 報告第5号 船越・田の浜地区復興事業第1団地新設工事の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 4 報告第6号 山田町立艇庫及び山田町B&G海洋センター艇庫災害復旧工事の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 5 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について
- 日 程 第 6 報告第8号 事故繰越し繰越計算書について
- 日 程 第 7 報告第9号 平成27年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告について
- 日 程 第 8 議案第60号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第61号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第10 議案第62号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第11 議案第63号 山田町ふれあいセンター条例
- 日 程 第12 議案第64号 山田町立図書館設置条例の一部を改正する条例

平成28年 6月14日

平成28年第2回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。  
参考までに申し上げます。欠席届の出ているものは、3番佐藤克典君であります。

○

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。  
日程に入る前に暫時休憩をいたします。

午前10時01分休憩

午前10時07分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開いたします。

ここで建設課長より資料の差しかえに関して発言したい旨申し出がございますので、これを許可します。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

貴重なお時間をいただきましてまことに申しわけございません。議案の差しかえについてであります。報告第4号 船越・田の浜地区復興事業早川1号線道路築造工事の請負変更契約の専決処分の報告についての資料2についてであります。舗装工増部分23平方メートルの表示位置に間違いがございましたので、お手元に配付している資料2と差しかえをお願いいたします。今後このような間違いを起こさないよう進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○

○議長(昆 暉雄)

進行いたします。日程第1、9日に引き続き一般質問を行います。

5番田老賢也君の質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

5番、無所属、田老賢也です。通告に従い壇上より一般質問させていただきます。

1つ目、住宅関連の相談窓口の一本化についてです。現在町内各地で復興工事が進み、土地の整備が進んでおります。それに伴い、今後さらに住宅の整備等が進むと考えられます。住宅再建の際には各種の補助金を利用することができますが、補助金によって役場内でも担当する課が違います。このため町民、特に高齢者や体の不自由な方から窓口を1つにまとめてほしいという要望をいただきます。以前から要望が寄せられていることであり、今からでも総合窓口を設置すべきと思いますが、当局の考えを伺います。

2つ目、総合戦略の進捗についてです。さきに発表された山田町総合戦略で、町が今後どのように進んでいくかの方向性が示されました。限られた予算の中で町を売り込んでいくという姿勢に賛同し、協力していきたいと考えています。一方で、発表時はまだ検討段階であり、主要な5戦略について計画の具体性に乏しいものがありました。当局は28年度中に検討を終え、なるべく早い段階から実行に移していくとのことでしたが、6月をもって28年度も第1・四半期が経過しようとしています。

そこで、現時点で山田町総合戦略の進捗はいかほどか。特に主要戦略として掲げた5つのプロジェクト、地域商社の設立に向けた取り組み、働き方、経営の改革に向けた取り組み、U I J ターン移住者の受け入れ態勢の整備に向けた取り組み、公募型事業の実施に向けた取り組み及びオランダを活用した産業開発に向けた取り組みについての説明を求めます。

3つ目、緊急雇用創出事業終了後の対応についてです。東日本大震災被災地の緊急雇用事業について、今年度で終了することとなっております。一方で、町内の施設や各種産業はまだ復興途上であることから、緊急雇用創出事業終了後の就業状況について大きな懸念があります。終了後の計画全てを町が担うことはできませんが、何らかの対策が必要なのも事実であります。29年度以降の計画、予定について説明を求めます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田老議員のご質問にお答えいたします。

1点目の住宅関連の相談窓口の一本化についてお答えします。被災された方々に対する各種補助金の受付窓口の一本化の必要性は認識しているところであります。については、職員体制の構築等をどうするかといった問題はありますが、簡素で効率的な行政サービスを提供できるよう、機構の見直し等を含め、今年度検討してまいります。

2点目の総合戦略の進捗についてお答えします。山田町総合戦略は、本年3月に山田町総合計画とあわせて策定し、前期基本計画の計画期間と同様に、平成28年度から32年度までの5カ年計画で取り組むこととしております。新たなプロジェクトとしては、ご指摘の5項目を挙げて、28年度においてはこれらプロジェクトに関し、この5年間の道筋をつけるべく、その具体化について検討していくこととしております。また、基本計画に位置づけたブランド創出事業、漁業就業者育成対策、津波復興拠

点におけるエリアマネジメントの導入といった各種事業や農業分野における基本構想の策定等は、まさにプロジェクトの具体的な取り組みの一部であることから、プロジェクトの達成に向けた方向づけを行いながら着実に取り組んでまいります。

3点目の緊急雇用創出事業終了後の対応についてお答えします。緊急雇用創出事業は、長期の継続雇用を想定したものではなく、短期の失業対策として制度設計されたものであります。国においては、東日本大震災の被災地は特例的に延長の措置をしておりましたが、現在の求人状況などから判断し、平成28年度で終了が予定されております。町内の産業再建については、ご指摘のとおり復興途上の段階ではありますが、28年3月時点で宮古管内でも有効求人倍率は1を超える状況となっており、業種別の違い、いわゆる雇用のミスマッチはありますが、総じて人手不足の現状にあります。

また、本町では今年度緊急雇用創出事業を10事業、総事業費約8,400万円で計画しておりますが、これらを来年度以降も町の単独事業として国庫補助金の充たなしに実施することは困難であります。これらのことから、現段階では29年度以降、同事業を継続する考えは持っておりません。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

1つ目の住宅関連の相談窓口の一本化についてから聞きます。

答弁をお聞きする限り前向きな発言をいただけたのかなと思っているのですけれども、今の状況というのが住民の被災者の方たちだけではなくて、役場の職員も含めて誰も得をしないというような状況になっていると思うのです。役場の職員の方々もしっかり仕事をしていますし、それなのに住民の方から見れば窓口がばらばらになっているために、あちこち行かされて役場は仕事をしないというふうに言われたりとか、そういう、本当に誰も今の状況だと得をしない感じになっているというので、是正をしたほうがいいなと思っています。

陸前高田が大いに参考になると思っています、今健康福祉課と建築住宅課とかいろんなところで各種の補助金やっていると申しますけれども、高田は被災者支援室という、名前もすぐわかりやすいですね。今健康福祉課で、何で健康福祉課なのだと山田だと言われることもありますけれども、名前もしっかり被災者支援室というふうにして、さっきも言ったように復興関連の補助金はここが一手に全部担っています。ですので、山田のように福祉関係の部署で扱っているまちも多いのですけれども、高田を参考にしてやっていただきたいなと思います。やっている事業としては、山田も高田も一緒なのですけれども、住民に与える印象は全く違うということで、役場の職員を守るためにもぜひやっていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

田老議員からは、すばらしい提言をいただいたとっております。確かに現状はそのとおりであろうというふうには思っております。ただ、28年度スタートしたばかりでございますので、これから組織体制をいろいろ再編したりとかになると多大なるエネルギーを使います。これからせっかくご質問、ご提言をいただきましたので、関係課等を含めてどういった対応ができるかというのは今後調整、あるいは検討していきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

何回も繰り返しになりますけれども、本当にしっかり仕事をしているのが住民にも伝わるように検討していただけたらと思います。1つ目に関しては以上で終わります。

2つ目、総合戦略の進捗についてです。これに関しては、5年の計画ということなので、まだ早いというふうに感じたかもしれないのですけれども、早目に聞いておいて損はないのかなということと、あとこの計画の直接の責任者という表現が正しいかどうかはあれなのですけれども、鈴木副町長がかなり主導的な役割を果たして進めている計画だというふうに認識していますので、その鈴木副町長の任期が恐らく今年度末までということで、その後の体制も含めて今のうちに聞いておいたほうがいいのかなというふうに思いまして聞きました。

5つのうちで一番気になるのが地域商社の部分でして、山田町は商品としてはすごくいいものを持っていると思うのですけれども、やっぱりどうしてもその売り込みの部分が弱いということで、外、ちょっと大きい会社とか事業所とかになってくると自分たち、営業の職員持って売り込んでとかと思うのですけれども、なかなか山田はそういうところまで手が回らないというのもありますので、そういうところを町がある程度担ってくれるとなれば、これにこしたことはないというふうに思っています。ここの地域商社の商品の売り込み、販売力の強化というところについてどのように考えているかお願いします。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

田老議員のご質問にお答えいたします。

販売力が弱いというものが問題意識だと捉えているというところで、ここは私も同感でございます。いいものをつくっているのですけれども、やはり販売までは限界がある。あとは、今世の中で求められている商品というのはどういうものなのか、そういうところの情報収集までなかなか手の回らないという企業さんも多いと。そういうところで、そういういろんな情報を、売れるものは何か、皆さんどんなものを望んでいるか、そういう情報を収集して、山田町のものをそこにぶつけていくと。そういう機能を持った組織だと、そこは町役場とかも一つの役割でありますけれども、外にそういう役割

の会社があればいいのではないかとこのように考えています。

そこで、町長の答弁でもありましたけれども、ブランディングというのをどうしていくのかといったことを現在検討、その体制、あり方も含めて検討をしているところです。イメージとしては穏やかに、緩やかにですけれども、山田町に一体感を出して、山田町が丸ごと外に発信されると。個々のいいものは、そのまま山田町、そのブランドを通して外にまとめて発信していくという仕組みをつくりたいと考えています。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今の答弁の中で、山田町の商品を緩やかに一体感を持ってという表現をされたのですけれども、すごくいいと思います。やっぱり急にやろうとすると、なかなか横の連携というのは、本当に山田の今までの事業のあり方からしてなかなか難しいところがあると思いますので、今の方向性のままやっていていただけたらなと思います。

あと商社の部分に関してもう一個、観光についてちょっとお伺いしたいのですけれども、山田町でもいろんな体験、エコツーリズムも含めていろんな体験、観光の事業をやっている事業者さんはいらっしゃるのですけれども、それを一括してまとめて売り出せるような体制が今なかなか整っていないということで、地域によっては観光協会とかが旅行業の免許も取得して取りまとめもしてというふうにやっている場所もあるのですけれども、なかなかそういうふうに動いていないところがありますので、この観光の部分に関してどうかというのをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

観光についても物産と構造は近いと思っています。個々の活動は、たくさん今芽生えてきていますし、頑張っているのですけれども、その個々の力だけでは弱い部分もあるというところがございまして、そこをトータルで山田町に来てもらって、いろんな体験を楽しんでいただきながら山田町全体を味わってもらおうという方向性は観光ビジョン等にも書かせていただいております。

そこで、今年度はその個々の活動をコーディネートして、どういうメニューをつくってコーディネートして楽しんでもらえるかというところで、コーディネーターを育てたいということで、復興庁の事業なんかを利用して外の方々の手法とかも学びながら、そのコーディネーターをする組織と人というのを育てるという事業を今年度は展開したいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員



今コーディネート、コーディネーターの育成ということの発言がございましたけれども、本当にまさにそれが足りないものだと思いますので、引き続きその体制の促進に努めていただければと思います。

あと総合戦略の中で、PDCAサイクルの話、KPIのことも含めて出たと思うのですが、山田町の事業に今まで欠けていた部分ではないかなと思っていて、PDCAサイクルとなると行った事業の見直しという部分がかなり大きな役割を占めてくると思いますし、個人の何か勉強するかスポーツするにしても、小さい会社にしても、そういう事業を行ったことの見直しとかというのは意識していようが、してまいがやっているものだと思うのです。ただ、役場の事業に関しては、行った事業が年度ごとにやったら、なかなか見直しができないというか、公表もできませんし、そこをしっかりと見直してどういう効果があったのか、それを公表していくということが非常に大事になってくると思います。となれば、やっぱり役場もいろんなところに目を向けて改善点を探してやっているのだということも伝わるとと思いますので、そのPDCAサイクルに関してのお話もお聞かせ願えればと思います。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

ご指摘のPDCAサイクルですが、議員も民間出身でしょうし、あえてPDCAという言葉は使っていますが、議員おっしゃったとおり、やっぱり目標を設定して、そこに向かって手段を打って、もしその目標が達成されなかったとしたら、その手段が適切だったのか。適切だったのだけれども、やり方がまずかったのだとか、そういう検証を常に念頭に置きながら業務を進めていくということは日々必要なことであるというふうにも考えております。とはいえ、ちょっと形、箱をつくらなくてはいけないということで、今年度の予算の中にも出させていただきたいと思っておりますが、その総合戦略の達成度、目標設定の適切さ、そういうことを議論するための外部の方も含めた組織をつくることで今調整を始めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今外部のことだったのですが、ちょっと具体的にイメージが湧かなかったもので、どういう形なのか、説明できる範囲でお願いできればと思います。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

PDCAの成果なり反省というものは、やっぱり町の方に見ていただかなくてはいけない、町の外

の人にも見ていただかなくてはいけないものだと考えています。ですので、役場内だけでの検証では説得力が保てないという場面もあるのではないかなと考えていまして、一定の外からの目というものも入れたほうがいいのかという検討をしているところです。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

外部からということで、大体イメージはわかりました。それもおっしゃるとおり必要なことであると思いますので、外に情報を公表していくというのはこれからどんどん大事になってきますので、その部分も力を入れてやっていただけたらなと思います。2つ目の質問については以上で終わります。

3つ目、緊急雇用創出事業終了後の対応についてなのですが、緊急雇用の創出事業にもやっぱり幾つか種類があって、既存の事業に関して補助のような形で出して雇用を促進しているという形であれば、この事業終了後もその事業自体は存続するわけですのでいいのですけれども、例えば観光物産館なんかは費用の大部分をこの緊急雇用創出事業で担っているという部分がありますので、こういう事業に関してとても心配しているところでもあります。この観光物産館、ここの部分に関して、今後の予定といいますか、計画というか、どのように考えているでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

緊急雇用の創出事業にかかわる部分でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今議員ご指摘のとおり緊急雇用創出事業といいますと、私はちょっとイメージが悪いのですけれども、目的は2つあると思っております。1つは、国の制度設計をした、いわゆる失業者対策として失業している皆さんの短期的な雇用を確保するのだというものと、今議員ご指摘になりましたが、この震災から立ち上がるためにそれぞれの団体に委託をして人的な支援をしていくものというふうに、この2つの大きな目的で動いていると思っております。ただ、緊急雇用創出事業につきましては、ご承知のとおり国費が100%ということでございます。28年度においても8,000万を超える事業費、これを国からの補助を受けて進めているという事情もございます。これを丸々町が肩がわりできるかということは、非常に難しい。したがって、今10事業やっておりますけれども、これから28年度で補助制度はなくなるわけでございますので、これら10事業の中でどういった事業を必要と判断して続けていくかという選択が出てまいろうかと思っております。その中で、例えば今被災者支援総合交付金という新しい国の制度がございます。こちらのほうに比べることができるものがないだろうか、あるいはどうしても100%の助成が必要なのか、あるいはそれらの実施している団体の方から幾ばくかの負担をしていただくことはできないだろうか、あるいはそういうことができないのであれば町が何とか面倒を見なければならないのではないだろうかといった、そういった事業によっていろいろと検討、選別をせざるを得ない

なというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

田老議員、観光物産館の行く末がというご心配なのかなと思ってお伺いしていたのです。今まさに検討していますというのは、観光協会がこれからどういう役割を、どういうふうにしていくのかという、そのソフト面の検討も重要ですし、また今まだ仮設の状態、根がない状況でいるというところで、どういったところに事務所を構えるかということも含めて、その際の事業範囲はどのぐらいなのかというのを今まさに検討しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

緊急雇用の創出事業の全般の話に関しては、企画財政課長からお話ありましたけれども、被災者支援総合交付金のほうでくらがえできるものがないかという検討をするということでしたので、そこを利用できる部分に関しては、もちろんこれまでどおり検討を進めていただけたらなと思います。

鈴木副町長からお話があった観光物産館なのですけれども、固定のファンがいろいろ、AKBと絡んだりとかもありまして固定のファンがついているというのはあるのですけれども、営業自体がやっぱりいろいろ厳しい部分もあるかと思しますので、その存続に関しては今も検討中ということなので、これからどんどん検討を進めていただければ、またそれが決まり次第公表というか、どうなるのかということをお話いただければなと思います。

ただ1点、言っておきたいのが、事業が終わるとなった場合なのですけれども、そこで働いている方々がいらっしゃいますので、早目の告知をぜひお願いしたいなと思います。職場がなくなるということで、そうなる生活の糧を得るために新しい仕事を探さなければいけないとか、そういうことも出てきますので、告知が早いこしたことはない。その部分を心配していらっしゃる方が緊急雇用事業のお世話になっている方々にかなりいらっしゃいますので、その部分を重要視してやっただければなと思います。見解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

緊急雇用創出事業につきましては、今申し上げたとおり社会情勢、雇用情勢の変化などもございますので、いわゆる失業対策としての緊急雇用というものは役割を終えたのだろうという認識をしております。今働いていらっしゃる皆さん方についても単年度の契約でずっと進んでおります。その都度雇用主である団体さんのほうからは、これが通年、続くものではない、継続的なものではないという

ことはご理解をいただくように丁寧なご説明はさせていただいておりますし、当課としても過去に期間が切れる段階のときに宮古のハローワークの職員の方をお呼びしまして、直接説明会などもさせていただくといったフォローもいたしております。おっしゃるとおり今の告知の部分、これは任用段階で既に告知はさせていただいて、それなりに皆さん事情は理解した上で継続して働いていただいておりますけれども、これがどういう形になるか。存続できるものになった場合、そういったような場合にもきちんとお伝えをして安心して働いていただけるという環境に努めてまいりたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

よくわかりました。今の方向のまま、なるべく早目にその事業をされている方々に伝えていくということを意識していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

5番田老賢也君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、報告第4号 船越・田の浜地区復興事業早川1号線道路築造工事の請負変更契約の専決処分の報告についての報告を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

報告第4号 船越・田の浜地区復興事業早川1号線道路築造工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要について説明いたします。

本工事については、平成27年10月1日に開催された第6回山田町議会臨時会において、議案第89号として議決をいただき、請負金額5,151万6,000円で奥井建設株式会社が施工していた工事であります。

それでは、変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。工種が減となる箇所を赤色、増となる箇所を青色で表示しております。今回の変更は、隣接して施工している船越・田の浜地区復興事業浦の浜田の浜線及び第2団地他新設工事との調整により、残土流用による盛り土工、高台道路のすりつけ部の舗装工、集水升の設置工について減工としたものです。また、現道すりつけ部分の舗装延長の延伸等による舗装工の増、のり面路肩崩落防止を図るためアスカーブの設置、階段工の位置変更に伴う増による変更となります。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額5,151万6,000円から20万8,440円を減額した金額5,130万7,560円で、平成28年3月24日に請負変更契約を締結したものであり、4月7日に完成している工事であります。

以上、船越・田の浜地区復興事業早川1号線道路築造工事の請負変更契約の専決処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

確認ですけれども、取りつけの部分の舗装減についてなのですけれども、この件というのは二重計上だったということなのですか。

それと、盛り土の表示なのですけれども、盛り土をしないでなったわけではないと思うのですが、工種的に盛り土工では減になったかもしれないのですけれども、どういう分でこういう形になったのか。

あと階段工が多分斜路に、スロープになったような形でプラスになっていると思うのですけれども、階段工変更でなく、やっぱりスロープにしなければならなかったのか。あとスロープでもいいような勾配になったのか。

あとアスカーブなのですけれども、何で変更でアスカーブを要するに見なければならぬのかというのを言っている。

あと全体的に工事の中で考える部分は、請負金額によって工期が決まっていると思うのです、大体。何で工期が97日も延長になったのか、その辺の理由をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず1点目の町道浦の浜田の浜線の部分の舗装工の減であります、まず早川1号線の道路築造の際には浦の浜田の浜線より先に早川1号線のほうが施工されるということで、この部分まで舗装の部分を計上しておいたわけですが、実際工事が進捗してきて浦の浜田の浜線側で舗装工を実施するということになりましたので、この部分については減とさせていただいたところでございます。

あと盛り土工の減の部分でございますが、実際盛り土の量は当初と変わってございません。これは、この盛り土を赤く表示している部分に高台道路からの土砂を仮置きしていたという状況がありまして、実際盛り土の運搬は船越公園に仮置きしている土砂を使ってここに持ってくるという計画でございましたが、高台道路側からの土砂が近くにあったということで、運搬費の部分が減になったというものでございます。

次に、スロープの設置部分でございますが、地権者さんとの相談によりまして、この部分、のり面の部分がそんなに急なり面ではないと、できれば自分の土地に乗り入れできるようにという要望がありまして、この部分にスロープを設置したものでございます。

それと、アスカーブの部分でございますが、当初設計時であればアスカーブを設置しなくてものり

面は守られるだろうという設計であったわけですが、この植生シートでのり面の崩落を防止しようということで当初は進めておったわけですが、植生の定着前に完成したということもありまして、雨によってこののり面が流失するという状況が何度か発生しておりました。そのために将来性も考えまして、アスカーブを設置したほうがいいだろうということで、新たに追加したものでございます。

あと工期の延長についてなのですが、この部分の早川1号線の工事に当たりましては、近くに浦の浜田の浜線の工事を行うための工事用道路がございます。また、近くで防潮堤工事を実施しているということで、事業が錯綜する場所であったということで、工期のおくれを考慮して延長したところでございます。実際隣接する工事の影響が想定より少なかったということで、延長した工期よりは早く事業が完了したということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

早く完了したのに何で工期を97日延ばさなければならないのですかと聞いているのです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

工事が錯綜するというので、工期を延長したということでございます。実際他事業との工期とのとり合いがうまくいったということで、想定よりそういうほかの事業の影響がなかったということで、工事は早く済んだということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

言っている意味がわからないのだけれども、早く進んだ、変更契約のときには97日ぐらい延ばさなければならないのだという理由は、周りの工事と関連があって自分の工事が進まないのだけれども、上手にやったからできた。できたのはいいのです、それは。何でその当時97日延長しなければならないかというものの形は、要するにあれと色々な問題が出てくるのでないか。周りの工事は違う人がやっているのですか。そうしたら、取り付けの部分の舗装減というのが何でこれ生じてくるかというのが、これはおかしいのでないかなと思うのです。設計で二重計上してしまったというのだったら、俺はそれ納得するけれども、そういうのはあり得ないことなのだけれども、だからこっちでやらなければならない工事だったのだから、こっちでやらなければならない工事なのだからというのをどこで誰が判断しているの。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

浦の浜田の浜線側の舗装の減の部分については、当初は早川1号線で見るということで進めていたものでございます。それで、実際浦の浜田の浜線側の工事施工業者との調整によりまして、舗装部分、取り付け部分については歩道の舗装と一体的にやったほうがいいたろうということで、早川1号線のほうからは減としたというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。



○議長（昆 暉雄）

日程第3、報告第5号 船越・田の浜地区復興事業第1団地新設工事の請負変更契約の専決処分の報告についての報告を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

報告第5号 船越・田の浜地区復興事業第1団地新設工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要について説明いたします。

本工事については、平成25年12月13日に開催された第4回山田町議会定例会において、議案第141号として議決をいただき、その後3回の変更議決をいただき、請負金額8億9,708万4,720円で株式会社銭高組・小野新建設株式会社特定共同企業体が施工していた工事であります。

それでは、変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。増工となる箇所を青色で表示しております。今回の変更は、のり面排水処理のためのU字側溝の追加、道路築造により取り壊したアスファルトの補償工事費の増工による変更となります。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額8億9,708万4,720円に152万9,280円を増額した金額8億9,861万4,000円で、平成28年3月24日に請負変更契約を締結したものであり、3月31日に完成している工事であります。

以上、船越・田の浜地区復興事業第1団地新設工事の請負変更契約の専決処分についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第4、報告第6号 山田町立艇庫及び山田町B&G海洋センター艇庫災害復旧工事の請負変更契約の専決処分の報告についての報告を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 (白土靖行)

報告第6号 山田町立艇庫及び山田町B&G海洋センター艇庫災害復旧工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要をご説明いたします。

本工事につきましては、平成27年第4回山田町議会定例会において、議案第117号として議決をいただいたもので、契約金額8,424万円で奥井建設株式会社が施工した工事であります。今回の変更は、施工する中でB&G海洋センター艇庫の既存屋根の撤去を行った際に、屋根の母屋材として使用されていた鉄骨が腐食していることが判明し、交換工事の必要が生じたこと及び屋根のおさまりについて変更を行ったことによるものであります。

それでは、変更の概要についてご説明いたします。資料2をごらんください。今回の変更は、カラー着色している部分で、図面中央の屋根下地部分の鉄骨の交換及びオーバーヘッドドア下地鉄骨を追加したものであります。

資料3をごらんください。屋根の部分のおさまり等について変更を行ったものです。現設計では、屋根の折板をそのまま折り曲げる形状としておりましたが、施工上の都合により軒先の部分についてのおさまりを変更したものです。また、結露防止のため、屋根全体に断熱材を追加しております。

次に、変更契約についてです。資料1をごらんください。変更前の金額8,424万円に187万2,720円を増額した金額8,611万2,720円と工期を6日間延長した平成28年3月31日とした変更契約を同年3月25日に締結したところです。

なお、本工事については、同年3月31日に再度15日間の工期延長とする変更契約を締結し、4月15日に完成しております。

以上、報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長 (昆 暉雄)

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

質疑なしと認めます。



以上で報告第6号を終わります。



○議長（昆 暉雄）

日程第5、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

報告第7号 繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

平成27年度山田町一般会計補正予算（第7号）、（第8号）及び（第9号）、平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）及び平成27年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び（第3号）によりそれぞれ予算議決いただいておりました繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

次のページ、1ページをお開きください。平成27年度山田町繰越明許費繰越計算書（一般会計分）であります。全部で32事業となっておりますので、壇上よりの報告は事業名と翌年度繰越額のみとし、ほかは省略をさせていただきます。まず、固定資産台帳整備事業1,427万8,000円です。震災記録伝承事業（復興交付金事業）2,843万7,000円です。防災行政無線設備整備事業（復興交付金事業）1億9,744万3,000円です。ICT基盤整備事業共聴施設改修事業941万5,000円です。地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業1,702万9,000円です。国土調査事業608万8,000円です。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業7,710万5,000円です。新斎場建設整備事業756万7,000円です。きのこ原木等処理事業1,058万3,000円です。水産業共同利用施設復旧支援事業155万6,000円です。

2ページをお開きください。水産業経営基盤復旧支援事業1億669万4,000円です。水産業共同利用施設復興整備事業（復興交付金事業）6億7,669万5,000円です。漁港施設用地整備事業（復興交付金事業）3,375万5,000円です。漁業集落防災機能強化事業（復興交付金事業）12億2,403万7,000円です。豊間根地区排水路整備事業1,787万6,000円です。豊間根地区歩道整備事業1,866万7,000円です。道路事業（復興交付金事業）15億7,071万9,000円です。土地区画整理事業2億2,913万8,000円です。桃山橋橋梁等整備事業85万2,000円です。都市再生区画整理事業（復興交付金事業）17億3,816万6,000円です。

3ページをごらんください。防災集団移転促進事業（復興交付金事業）25億6,393万2,000円です。津波復興拠点整備事業（復興交付金事業）1億5,982万円です。災害公営住宅公募発注支援事業199万8,000円です。山田型復興住宅普及推進事業（復興交付金事業）792万6,000円です。危険住宅移転事業（復興交付金事業）4,483万7,000円です。災害復興公営住宅整備事業（復興交付金事業）3億8,457万6,000円です。山田町災害公営住宅供給基本計画策定事業（復興交付金事業）1,000万円です。防災機能強化事業4,852万8,000円です。海岸保全施設災害復旧事業7億5,089万5,000円です。公園施設災害復旧事業6億1,753万9,000円です。

4ページをお開きください。消防防災施設災害復旧事業3億8,327万6,000円です。海洋センター艇庫災害復旧事業231万2,000円です。

以上の32事業、繰越予算に計上した金額の合計額は134億1,053万1,000円、翌年度繰越額の合計は109億6,173万9,000円となります。その財源内訳ですが、既収入特定財源70億3,650万5,000円のうち、基金からの繰入金70億3,573万1,000円、諸収入68万8,000円、町債8万6,000円であります。未収入特定財源は21億5,109万円となり、その内訳は国庫支出金18億7,417万7,000円、県支出金1億1,071万3,000円、町債1億6,620万円となり、一般財源は17億7,414万4,000円であります。

次のページをお開きください。平成27年度山田町繰越明許費繰越計算書（漁業集落排水処理事業特別会計分）であります。本会計につきましても、壇上よりの報告は事業名と翌年度繰越額のみとさせていただきます。大沢漁業集落排水整備事業3,146万7,000円です。繰越予算に計上した金額は3,500万円ですが、翌年度繰越額は3,146万7,000円となります。その財源内訳は、既収入特定財源として3,146万7,000円、全額が一般会計からの繰入金であります。

次のページをお開きください。平成27年度山田町繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計分）であります。本会計につきましても、壇上よりの報告は事業名と翌年度繰越額のみとさせていただきます。下水道事業（復興交付金事業）6億774万8,000円です。繰越予算に計上した金額と翌年度繰越額は同額となります。その財源内訳は、既収入特定財源として4億9,415万2,000円、全額が一般会計からの繰入金であります。未収入特定財源は1億1,359万6,000円となり、その内訳は国庫支出金3,999万6,000円、町債7,360万円となります。

以上のとおり、平成27年度の3つの会計に係る繰越明許費繰越計算書の報告をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第7号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、報告第8号 事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

報告第8号 事故繰越し繰越計算書についてご説明をいたします。

事業の実施に当たり、地権者との調整に不測の時間を要したこと及び入札不調により、平成27年度内に事業完了が困難となった事業について、事故繰り越しとして、それぞれ別紙のとおり翌年度に繰

り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をいたします。

次のページ、1ページをお開きください。平成27年度山田町事故繰越し繰越計算書（一般会計分）であります。全部で6事業となっておりますので、壇上からの報告は事業名と翌年度繰越額のみとし、ほかは省略をさせていただきます。ICT復興街づくり基盤整備事業3億9,452万4,000円です。漁業集落防災機能強化事業（復興交付金事業）4,050万2,000円です。土地区画整理事業1億1,801万6,000円です。漁港施設災害復旧事業5,722万9,000円です。海岸保全施設災害復旧事業345万6,000円です。海洋センター艇庫災害復旧事業778万9,000円です。

以上、6事業の翌年度繰越額の合計は6億2,151万6,000円で、その財源内訳のうち既収入特定財源3,441万1,000円の内訳は、国庫支出金403万6,000円、基金からの繰入金3,037万5,000円で、未収入特定財源は3億540万1,000円、その内訳は国庫支出金2億6,890万1,000円、町債3,650万円、一般財源は2億8,170万4,000円であります。

以上のとおり、事故繰越し繰越計算書の報告といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

参考までにお伺いしたい点がございしますが、説明の欄に地権者との調整に難航しているということと、それから入札不調というのがありますけれども、どれが地権者との不調なのか、入札不調なのか。6項目上がっていますが、説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

主に本事業の中、中間点にございます土地区画整理事業、この分野であるということでございます。地権者との部分ですね。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

この幾つかの事業がございしますね、事業名。6つ上がっているのかな。理由は、地権者とうまくいっていないという事業もあるでしょうし、それから入札が不調というのもあると思うのです。全てダブっているわけではないのでしょうか。どれが主に地権者とうまくいっていないのか。それから、入札不調はどれなのか示していただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

それでは、総務課の部分が一番上のICT復興街づくり基盤整備事業ということで、私のほうからこの部分について答えさせていただきますが、現在ご承知のとおり船越と豊間根地区で光ファイバーの敷設工事をやっております。今回うちのほうで事故繰り越しというふうになった部分に関しましては、現在電柱を新たに立てる部分で地権者さんとの交渉をしながらやっているわけですが、その部分についてかなり新しい交渉部分が出てきたので手間取っているという部分と、あとは田の浜方面で浦の浜田の浜に行く高台道路に、今造成しているわけですが、その工事部分が若干おこなっているということで、電柱が立たないということで工事自体がおこなったということでございます。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

私のほうからは、2行目、漁業集落防災機能強化事業に係る分でございます。ここにつきましては、大浦地区でございますけれども、やはり地権者との調整に時間がかかったため事故繰り越しを行った次第でございます。

また、1つ飛ばしまして漁港施設災害復旧事業、これは小谷鳥漁港でございますけれども、入札の不調により着工がおこなったものということでございます。

あとその下、海岸保全施設災害復旧事業でございますけれども、ここにつきましては織笠漁港の部分、いずれ工事設計の調整に時間がかかったためというような理由でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

3つ目の土地区画整理事業についてです。企画財政課長のほうから地権者との交渉ということで説明がありましたけれども、この部分はちょっと訂正をさせていただきます。これについては、柳沢北浜地区の区画整理事業の部分でございます。1つは、旧桃山橋の橋梁撤去の部分と区画道路の施工の工事になります。桃山橋の撤去については、2回の入札不調があったということで、その部分、繰り越しになっております。区画道路の整備部分につきましては、柳沢北浜地区の計画変更、国に認可申請を上げていたわけですが、その変更の認可に時間がかかったということで、繰り越ししていただくというものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

それでは、6点目の海洋センター艇庫災害復旧事業の繰り越しについて説明させていただきます。

先ほど報告第6号でご説明しましたとおり、既存屋根の撤去を行った際に屋根の母屋材が腐食していた関係で、その鉄骨資材の確保に時間を要したことと、あとその前に一度入札不調になっておりました。その関係で、年度内間に合うという形にならなかった部分になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

私のほうからは、おわびを申し上げます。記憶違いがございました。訂正をさせていただきたいと思えます。申しわけございません。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

今の説明でほとんど理解したつもりはしているのですけれども、ただ入札不調とか、そのようなので繰り越しすると。そして、前段の先ほどの報告では繰り越し事業の説明があったわけですが、これの区分けというのは財政上、きちんと不調の場合は事故繰り越し、入札不調の場合は事故繰り越し、あと例えば工事中に防潮堤をつくっていたところ、高波が来てさらわれて繰り越しせざるを得なくなったと、そういうのは事故繰り越しというのはわかるのですけれども、不調とか電信柱の用地交渉等がおくれたので事故繰り越しというのは、果たして財政上それにできるのかどうか。

また、最後の海洋センターの構造上の案件で、設計変更が生じてなったと。不調があったようだけれども、そのようなのが果たして事故繰り越しなのか、その前にさっきの報告の繰り越しのほうに属するのか、財政区分ですので、きちんと間違いなくその辺明確にしておかなければならないと思うのですけれども、その辺について、その区分けができていくかどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議員さんおっしゃるとおり、どれが繰越明許で、どれが事故繰り越しなのだというようなことであろうと思います。私の部分も質問の中に出ておりましたので、総務課の見解ということでお話し申し上げますと、これに関しましては総務省からの補助を受けてやっている事業なものですから、年度末において総務省と調整をいたしました、どういう扱いにするかと。総務課では、繰越明許かなというふうなことで進めていたわけですが、総務省の見解は、この部分に関してはもう既に契約しているでしょうということで、事故繰り越し扱いにしないという総務省の指示でございました。ですので、国のほうもこの件に関しては事故繰り越し扱いになっているということで、うちのほうもそのようにしたというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

個別の件については、今総務課長が申し上げたとおりでございます。基本原則、繰越予算というのは、前にもお話ししたかと存じますけれども、繰越明許費と事故繰り越し、今回2つお話を申し上げております。そのほかに継続費の逡次繰り越し、この3つがございます。継続費の逡次繰り越しというのは、複数年にわたって、例えば大規模な学校校舎をつくるというような、完全に2年にまたがるようなものの場合に使われるものでございます。繰越明許費と事故繰り越し、どこが違うかということになりますと、端的に申し上げると予測し得たかどうかということでございます。予測し得た内容は、その都度補正予算の中で繰越明許費として皆様にお示しをしながら繰り越してまいります。事故繰り越しというのは、今閣議員がおっしゃいますように避けがたい、予測できなかった事情によって繰り越すものが本来事故繰り越しであるというふうになっております。

今回、震災以降でございますが、各種の国の交付金、補助金などを受けて複数年にわたる事業を実施しております。そうなりますと、その基本原則も当然あるわけでございますが、国の予算組みとの関連がございます。以前財政関係をご担当なさっていた時期があるかと思いますが、基本的に繰越明許は次の年にしか繰り越せない。それを超えて繰り越す場合には事故繰り越しになりますという原則がございます。これは、国の制度上の問題でございますので、やむを得ないといったことがございます。あるいは、国の中でも予算として繰越明許手続をとったものと、そうでないものということになりますと、繰越明許で山田町が繰り越して、国が別の事故繰り越しで繰り越したなどといって整合性がとれないことはできないと。今総務課のほうでお話をした、ご説明をさせていただいたのは、そういった国と町の予算の整合性をとるための指導があったということでございます。1件1件そういった内容でもって精査をして、繰越明許すべきか、事故繰り越しすべきかというのは、うちで財政担当、きちんとヒアリングをした上で進めておりますので、先ほどは私、記憶違いがあって大きな話ができないわけでございますが、基本的にそういう原則に従って精査したものだということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

懇切丁寧な説明ありがとうございました。よくよく理解できました。

ただ、いつものことなのですが、前、私の過去の話まで本会議場でおっしゃるのは、できるだけ私自身とすれば聞いていいのですけれども、それ以外の皆様にとっては大変迷惑な、耳ざわりになる可能性もありますので、いかがなものかと思っております。

そして、私が言いたかったのは、町の財政を預かる以上、そのような今企画財政課長が言いました

ようにきちんと国のほうの予算の流れ、全て把握して規律を守りながら今後も運営していただきたい  
と思います。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

大変申しわけございません。ついつい先輩としてのご意見だというふうに聞いておりましたもので  
すから余計なことを申し上げました。失礼をいたしました。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第8号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、報告第9号 平成27年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告についての報告を求めま  
す。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

報告第9号 平成27年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告についてご説明申し上げます。

平成27年度山田町水道事業会計予算に計上しておりました資本的支出に係る建設改良費について、  
平成27年度内の事業完了が困難になったことから、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地  
方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。平成27年度山田町水道事業会計予算繰越計算書であります。1款資  
本的支出、1項建設改良費、事業名、配水施設拡張工事費、翌年度繰越額3,408万9,120円、財源内訳  
は岩手県補償金の工事負担金3,408万9,120円です。事業名、災害復旧事業費、翌年度繰越額2億6,320万  
9,260円、財源内訳は一般会計から繰り入れる復興交付金及び災害特例交付税の他会計補助金4,008万  
7,000円、国庫支出金2億626万7,000円、損益勘定留保資金1,685万5,260円であります。

以上のとおり、平成27年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告といたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

中身はわかったのですが、説明の説明文で工事に不測の日数が生じた、この不測という意味はどう  
いう意味ですか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

では、お答えいたします。

今回の工事で4件の工事が繰り越しとなっております。まず1件目が配水施設拡張工事費の大沢水門工事であります。これは、大沢水門工事に係る布設がえ工事であります。これは、県補償工事であるために協議に時間を要したことと入札不調によって発注時期がおくれたということです。

災害復旧事業費、これは3件の工事があります。1つ目が柳沢北浜地区の区画整理事業の道路内に埋設する水道管でございます。これは、区画整理の工事の調整から発注時期が遅くなったということになります。あとは、2件目として山田町の大沢地区復興事業、平成27年度業務委託、これはURに委託している事業です。これは、復興事業の調整から水道管の布設がおくれたということになります。それから、田の浜浦の浜地区水道管布設工事、これは浦の浜から田の浜までの高台道路の工事の調整から発注時期がおくれたことと入札不調ということでもあります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

以上で報告第9号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第60号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

議案第60号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条項を改めるため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年山田町条例第4号）が平成28年第1回山田町議会定例会において議決され、公布、施行されましたが、今般国から固定資産評価審査委員会条例について、改めて行政不服審査法の施行に伴う改正案が示されたことから、この法律に適切に対処するため、所要の改正を行い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例として、去る3月31日に専決処分したもので、施行日は平成28年4月1日となっております。

それでは、改正内容について説明させていただきますので、資料の新旧対照表をごらんください。アンダーラインの部分が改正部分です。附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」とあるのを「平成28年4月



1 日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に改め、また「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」とあるのを「同日前に公示等がされた場合」にそれぞれ改めるものです。

これは、山田町固定資産評価審査委員会条例におきまして改正後の規定の適用については、固定資産課税台帳に登録された価格等に係る審査の申し出について適用するとされていたものを固定資産課税台帳に登録された価格等に係る公示や価格等の修正による納税通知書の交付等の公示等について適用することとされたものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第60号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第61号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

議案第61号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の制令（平成28年制令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成28年4月1日、地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）については平成29年4月1日から施行とされたことに伴い、これらの法律等に適切に対処するため所要の改正を行ったもので、去る3月31日に専決処分したものです。施行日は、原則として平成28年4月1日となっております。

主な改正の内容は、法人町民税の法人税割の税率の見直し、軽自動車税の環境性能割の創設、軽自動車税の種別割への名称変更、国民健康保険税の課税限度額等の見直し、医療費控除の特例の創設等です。

それでは、主な改正部分について説明させていただきますので、別途配付の議案第61号説明資料、山田町町税条例等の一部を改正する条例の概要をごらんください。改正される条項の順に主なものについて説明いたします。

初めに、第34条の4につきましては、法人税割の税率を定めるものですが、法人の町民税の法人税割の標準税率が引き下げられることに伴い、所要の規定の整備を行うものです。税率を100分の9.7から100分の6.0に改正するものです。平成29年4月1日施行となっております。

次に、第77条の3につきましては、環境性能割の課税標準について定めるものです。平成29年度から軽自動車税について環境性能割が創設されることに伴い、軽自動車税の環境性能割の課税標準について規定を整備するものです。課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価格として施行規則第15条の10に定められるところにより算定した金額とするものです。

次に、第77条の4につきましては、創設された……

○議長（昆 暉雄）

ページ数を言ってください。何ページかわかりますか。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

改正条項の順序に説明しております。済みません。今現在は、1ページを説明しております。

○議長（昆 暉雄）

ごめんね。そうでないと、77条わかるけれども、ページ数がわかれば皆さんがわかりやすいと思っ  
て。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

資料ですか。平成28年第2回定例会議案第61号説明資料と右上のほうに四角で囲んである資料がござ  
います。山田町……

（「資料2の一番最後です」と呼ぶ者あり）

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

そうです。失礼しました。

（「配付になっているからそのままやって」と呼ぶ者あり）

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

では、その資料のページの改正条項というところの行がございます。その例えば34条の4とか77条の3とか、その順序に説明をしておりますので、その順序で見ただけであればと思います。申しわけございません。

次に、第77条の4につきましては、創設された軽自動車税の環境性能割の税率の規定を整備するものです。窒素酸化物の排出量やエネルギー消費効率等の環境性能に応じまして、100分の1、100分の2、100分の3と設定しているものです。

次に、第77条の5につきましては、軽自動車税の環境性能割の徴収の方法について規定を整備するものです。

次に、第77条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割の申告納付の方法について規定を整備するものです。

次に、第77条の7につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る不申告等に関する過料について規定を整備するものです。

次に、第77条の8につきましては、軽自動車税の環境性能割の減免について規定を整備するものです。

次に、第78条につきましては、種別割の税率を規定するものですが、平成29年度から軽自動車税について環境性能割が創設されることになり、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴い、規定の整備を行うものです。平成29年4月1日施行となっております。

次に、第79条につきましては、種別割の賦課期日及び納期について定めるものですが、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、第81条につきましては、種別割の徴収の方法を定めるものですが、軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴い、規定の整備を行うものです。

第83条につきましては、種別割に関する申告または報告について定めるものですが、軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴い、規定の整備を行うものです。

第84条につきましては、種別割に係る不申告等に関する過料について定めるものですが、軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴い、規定の整備を行うものです。

第85条につきましては、種別割の減免について定めるものですが、軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴い、規定の整備を行うものです。

第85条の2につきましては、身体障害者等に対する種別割の減免について定めるものですが、軽自

自動車税が種別割に名称変更されること等に伴い、規定の整備を行うものです。

第86条につきましては、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等について定めるものが、軽自動車税が種別割に名称変更されること等に伴い、規定の整備を行うものです。

第136条につきましては、国民健康保険税の課税額を定めるものですが、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る限度額が52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額が17万円から19万円にそれぞれ引き上げられることに伴い、規定の整備を行うものです。平成28年4月1日施行となっております。

第147条につきましては、国民健康保険税の減額について定めるものですが、国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額が26万円から26万5,000円に、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額が47万円から48万円にそれぞれ引き上げられることに伴い、規定の整備を行うものです。平成28年4月1日施行となっております。

附則第8条の2につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について定めるものですが、平成30年度から34年度までの個人の町民税について、前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超える場合で、健康の保持、増進の取り組みを行っている場合には超える部分の金額について8万8,000円を限度に総所得金額等から控除するという医療費控除の特例が創設されたことに伴い、規定を整備するものです。平成30年1月1日施行となっております。

附則第10条の2につきましては、固定資産税等の課税標準の特例について定めるものですが、この特例について、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備等が追加されることに伴い、規定の整備を行うものです。平成28年4月1日施行となっております。

附則第18条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めるものですが、環境性能割の賦課徴収は当分の間、県が自動車税の環境性能割の例により行うものとされたことに伴い、規定を整備するものです。平成29年4月1日施行となっております。

附則第18条の3につきましては、軽自動車税の環境性能割の減免の特例について定めるものですが、環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、県知事が行うこととされたことに伴い、規定を整備するものです。

附則第18条の4につきましては、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例について定めるものですが、環境性能割の申告納付については、当分の間、自動車税の環境性能割の例により県知事に対して行うものとされたことに伴い、規定を整備するものです。

附則第18条の5につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付について定めるものですが、環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を県に対して交付することとされたことに伴い、規定を整備するものです。平成29年4月1日施行

となっております。

附則第18条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定めるものですが、環境性能割の税率は当分の間、営業用の3輪以上の軽自動車については「100分の1」とあるのを「100分の0.5」に、「100分の2」とあるのを「100分の1」に、「100分の3」とあるのを「100分の2」に、また自家用の3輪以上の軽自動車については「100分の3」とあるのを「100分の2」にすることに伴い、規定を整備するものです。

附則第19条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例を定めるものですが、軽自動車税が種別割に名称変更されることや種別割のグリーン化特例が1年延長されること等に伴い、規定の整備を行うものです。

附則第44条につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例等について定めるものですが、東日本大震災に係る被災代替償却資産に対する固定資産税の特例について、特例措置が3年間延長され、「平成23年3月11日から平成28年3月31日まで」とあるのを「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」に改めることに伴い、規定の整備を行うものです。平成28年4月1日施行となっております。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

条例の改正について特に質問するわけではありませんけれども、専決処分のあり方についてちょっと質問したいと思っています。これ自治法の中で、専決処分のできる条項というのは決められているのでしょうか、恐らく。そこで、実は条例というのは町の憲法みたいなものなのです、条例は。それが施行されなければ生きてこない。実際には4月1日から施行すべき町の法律なのですけれども、そのために町長は3月31日に専決処分をしている。こういう重要なもの、これを6月まで延ばして、今専決に付さなければならない。私は、できるだけ早くこういう条例というのは議会で成立させるべきだと、こういうふうに思っているのですけれども、専決はどういうときにできるのか。これ自治法にあると思います。条例がこんなに長く専決処分のままに置いていいのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

議員おっしゃるように専決できるものについて定めがございます。特に今回の税法改正においては、国の税法が変わっているわけです。それで、4月1日施行からという国の改正なので、市町村もそれに合わせないと不都合が生じるということで、3月31日付で町長が専決して効力を発生させているわ

けです。ただし、このことについては承認というものが生じますので、効力は4月1日から発効するという形で進めているのですが、その承認については今求めているという形でございます。あくまでも上位法に合わせてやっていると。これは、特に山田町のみならず、各自治体ではこういうふうな格好でやっております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

私がお伺いしたいのは、3月31日に専決しているわけですよね。それは構いません、それは4月1日から施行しなければならないから。ただし、6月まで、そのまま専決のままで置いていいのかどうか、この条例に関してですよ。ほかの部分についての行政権の場合には町長の裁量というのは大きいと思うのですが、条例というのは、これは議会で決めるべきものでしょう、条例は。そういうものを3カ月も専決のままにしておいて普通なのかどうか、その辺をお伺いしたいなど。できれば早くこういうものは議会で承認していかなければならないのではないかなど、こういうふうに思っているのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

専決処分したのものについては、喫緊の議会で報告すると、あるいは報告でない、承認を求める議決についても次の議会で提案するということになっておりますので、特段いいほうとかなんとかではございませんが、たまたま今回は臨時議会等がなくて6月の定例になったので、こういう形になっているということです。特に問題はないというふうな認識を持って進めております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

それでは、私は最後の附則第44条、東日本大震災に係る固定資産税の特例が3年延長になったように、非常に被災地とすればありがたいことなのですが、ここで少しお聞きしたいのが、被災代替償却資産に対する固定資産税の特例、これは被災を受けたところに対する特例なわけでしょうか。それとも、被災を受けてほかのところに土地を購入したのに対しても特例のほうがあるのかどうか、初歩的問題で申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

東日本大震災に係る固定資産税の特例ということでございます。今回の44条の改正につきましては、東日本大震災により滅失、損壊しました償却資産にかわる償却資産を取得または改良した場合に課税標準を4年度分、価格を2分の1とする措置が講じられているものであります。この適用が3年間延長されるということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第61号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第10、議案第62号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（昆 秀樹）

議案第62号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行され、そのうち東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、その法律に適切に対処するため、所要の改正を行い、去る3月31日に専決処分したもので、施行日は平成28年4月1日となっております。

それでは、改正内容について説明させていただきますので、資料の新旧対照表をごらんください。アンダーラインの部分が改正部分です。条例の第2条中「平成28年3月31日」とあるのを「平成29年3月31日」に改めるものです。この条例による固定資産税の課税免除の特例を受けることができる対象者は、平成28年3月31日までに対象事業者として指定を受けた事業者で、かつ復興推進計画の認定の日から平成28年3月31日までの間に対象となる施設や設備を新設または増設したものとされておりましたが、この対象事業者の指定の期日と対象施設の新設または増設の期日を平成28年3月31日から平成29年3月31日に1年間延長するものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第62号 山田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり承認されました。

昼食のため休憩をいたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第11、議案第63号 山田町ふれあいセンター条例を議題とします。



提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

議案第63号 山田町ふれあいセンター条例の制定について、その提案理由と制定内容をご説明申し上げます。

山田町ふれあいセンターは、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンがサントリーホールディングス株式会社から資金供与を受けて建設し、町に譲渡される施設です。東日本大震災後の復興のシンボルとなるこの施設は、小中高生を中心とする子供の居場所と図書館機能を持ち合わせており、建設に当たっては町内の小中高生が企画、デザインに参加しております。この条例は、企画、デザインに参加した子供たちの施設に対する願いを述べた前文を置くとともに、当該施設の設置及びその管理に関する事項を定めるため、制定しようとするものです。以下条例案についてご説明申し上げますので、条例本文をごらんください。

最初に、条例前文ですが、施設の建設に参加した子供たちの施設に対する願いと町の施設設置の目的をうたっています。子供たちは、全世代が利用できる場となること、憩いの場になること、学べる場となること、交流の場となることを願っています。

第1条は、施設の設置についてです。地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及び管理に関し、必要な事項を条例で定めようとするものです。

第2条は、施設の名称及び位置についてです。施設の名称を山田町ふれあいセンターとし、位置を山田町川向町8番13号と定めようとするものです。

第3条は、使用の許可についてです。第1項では、ふれあいセンターを専用して使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならないと定めようとするものです。第2項各号では、使用を許可しない場合について、第3項では許可条件についてそれぞれ定めようとするものです。

第4条は、施設の利用者等の行為の禁止についてです。各号に掲げた禁止行為をした利用者等に対しては、次条の規定により使用の許可の取り消し等を命ずることができることを定めようとするものです。

第5条は、使用の許可の取り消し等についてです。第1項各号のいずれかに該当する場合は、使用の取り消し等を命ずることができることを定めようとするものです。

第6条は、使用料についてです。ふれあいセンターの使用料は無料であることを定めようとするものです。

第7条は、損害賠償についてです。利用者等が施設または設備を汚損等したときは、原状回復または損害を賠償しなければならないと定めようとするものです。

第8条は、委任についてです。条例で定めるもののほか、必要な事項は規則で定めようとするものです。

最後に附則ですが、この条例は平成28年7月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明と制定の内容についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

それでは、第6条に使用料を規定して無料とあるのですけれども、山田町の公の施設において無料としている施設はどれぐらいあるのか教えていただけないでしょうか。

あともう一つは、行為の禁止、第4条第3号なのですけれども、営利活動、政治活動、または宗教活動を目的として使用することが行為の禁止になるのですが、これに関してこれ以外にも行為の禁止に当たる事項はあるのでしょうか。そして、またこの3種類と言えればあれですが、3つの項目について行為の禁止を設けた理由はどのような理由からでしょうか。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

使用料無料の施設についてですが、現時点で私のほうに手元に資料はございません。ただ、公立図書館においては入館料等については取れないことになっておりますので、町立図書館に関しては無料という考え方になります。

それから、先ほどの禁止行為のほかに何があるかという部分ですが、現時点で今考えている部分はその部分になりますが、それ以外にもし施設の中で迷惑行為等が発生した場合は取り消しをできる形で行っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

今のは、図書館のほうについては次の議題があるようですので、そのときには無料については聞こうかと思っていたので、私はあくまでもこのふれあいセンター、公の施設、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の部分に対して質問しているわけでございます。そして、今手元に資料がないと言いましたが、私は全員協議会の際にこのことに関して質問しているわけなのです。そうしたら、本会議でもこのようなのは聞かれるなというのはある程度予測していると思います。もししていないとすれば、何のために全員協議会を議員を集めて開いたのか。議会を少し軽視しているようにも思えるようにも思うのです。

あと2点目の行為の禁止について、営利活動、これが考えられると言っていますが、皆さん憲法は

ご承知でしょうが、宗教活動も自由ですよ。あとは、言論、思想の自由も認められていますよ。その件に関して、ここの公の施設で行為の禁止として施設を使わせるときに行為の禁止にするということが果たして妥当なのかどうか、その辺私疑問に思うのですけれども、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

8番議員にお答えいたします。

施設の無料に関しましては、全員協議会でご審議いただいた時点でご質問受けていました。その時点では、無料となる経緯の部分について私のほうで想定をしていた部分がありまして、その部分について資料が不足していた部分については申しわけないと思っております。

それから、第2点の禁止行為等につきましては、あくまでも施設を建設し、譲渡する側のセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンから触れ合いの場として、それから憩いの場として活用願いたいということで、図書機能を有した施設である部分も含めて、そういう部分を禁止行為として考えております。あくまでもその施設を譲渡するに当たって、譲渡する側からの部分で考えておりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私が全員協議会のときにも無料にこだわったのは、やはり公の施設、これは皆さんの税金で賄われます。そうしたら、ここを使った人、小中高生だと言うから、まずそのことは軽減されなければならないのはわかりますが、全てのコミュニティセンター等の使用料等の条例は、町長がそれを認めた場合は減免できるという規定をつけているのです。それによって、セーブ・ザ・チルドレンのほうの小中高生に大いに利用してもらうということは、そのほうを使えば大いに利用できるので、考え方として町民全体から集めている公金で何もここの施設だけ無料にする考え方というのは、全体的な施設を維持管理していく上で少し、今はいいかもしれませんが、後々ちょっと問題が生じるのではないかなと思っております。

（「そんなことしゃべんな、何そんな」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

どうぞ。

○8番関 清貴議員

今私、正常なことをしゃべっているような気はしているのですが、何か別のほうから意見が来いますが、よろしいでしょうか、そのまましゃべっても。

○議長（昆 暉雄）

どうぞ、8番。

○8番関 清貴議員

そして、営利活動、政治活動、または宗教活動については、セーブ・ザ・チルドレンのほうからそのような考え方があったと。でも、ここは町の設置条例による町の施設なのです。だから、町の独自の考えというのをある程度相手にも理解してもらって、コミュニティセンター等との整合性もとりながら設置条例を制定したほうがよかったのではないかなと考えておりますが、そのことについてお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

この施設は、いろいろと苦勞してつくった、協力を得た施設でございます。セーブ・ザ・チルドレンは、非常にこだわりを持っている組織でございます、そのような中でサントリーさんがこうしてこのような施設をつくっていただいた、その話の中において、かような前文をぜひ付記してほしいということで進めてまいりました。その精神を尊重しているというところでございます。

そして、関議員はふれあいセンターの施設の中をごらんになりましたでしょうか。あの施設の中で、一部そのように椅子、机を置いて貸し出す、そのような空間がございます。あえて私が空間と言いますのは、そこは隔絶された、密閉された、そういう教室とか、そういうようなものではございません。そういう中で、道路ともすぐ、外からも見えるという中において、そのような施設を有料で貸すことができるでしょうか。本当にそのような宗教活動なり政治活動をする場合にはもっと適切な施設をお借りするべきではないでしょうか。そういう施設はほかにもあるわけでございますので、そのようなものでぜひ代替していただきたい。これは、セーブ・ザ・チルドレンさんの趣旨を、そして子供たちの意思を尊重した、そういう施設であるということをご理解いただきたいと、そう思います。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

いい施設ができたと思うのですけれども、私当初、これはふれあいセンターと、こういうふうな理解をしていました、どっちかというところ。ところが、いろいろ説明を受けている間に、子供に限らず大人もというふうになってきたのですけれども、私は基本は子供たちに焦点を当てた施設にしていくべきだと、このように思うのです。そうでないとトラブルが起きる可能性だって出てくると思います。子供たちは、騒ぐと言えは変だけれども、大騒ぎする必要はないのですけれども、やっぱり楽しくそこが利用できる。ところが、大人のほうで、これはうるさいなみたいになっても困るというふうに思いますので、やっぱりその辺の視点を町民全体というよりも、これは基本は子供たちの施設だよと、

こういう形で利用の仕方というものも考えてもらいたいなと思っているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

議員のおっしゃるとおりではないのかなというふうに思っておるところです。前文の中にも、この施設が小中高生、この世代を中心として利用する施設であるということ。ただ、図書館機能、本を読みに来る方々は本を置いてあるところでその本を読むこともできる。願わくば子供たちと大人も少し交流をしたりとか、お話をしたりとか、そういうこともセーブ・ザ・チルドレンの願いの中に入れておる施設でございますので、子供たちが使う場所ということを中心に置きながら、そして図書館機能を持ちながら、その触れ合いができる、そういう施設をイメージしているところでございます。

また、つけ足しになるのですが、当方、教育委員会のほうでは集会施設とは考えていないのです。集会場とは考えていないのです。先ほど町長が答弁したとおり、時に子供たちが体験活動をしたりとか、時には読み聞かせのようなものが行われたりとか、そうしたスペースがその中にあるということで、子供たちを中心にしながらそこも使われていくということを考えておるところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

条例そのものにはあれなのですが、ちょっと確認だけ。今私も見て、議案第64号で図書館の設置条例の一部改正があったのですけれども、このふれあいセンターの条例はふれあいセンター条例だけ、設置は入らなくてもいいということなののでしょうか、その確認だけお願いします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

菊地議員のご質問に対してお答えいたします。

山田町の条例の中では、ほかの保健センターとも同じですが、保健センター条例ということで、設置条例ということでは使っておりませんので、同じような形で条例を提案しております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

私も1点だけお願いします。全協のときに8番が言ったとおり、無料の件は質問されました。私たちが施設を見たときには大人も子供も使えると、しかも中で飲食までできると、そういう施設ですよ

ね。そうなった場合には維持管理、これに私は普通の施設よりはかかると思うのです。確かに協力してくれた方々の意向は大事です。ただ、今後山田町のものになるのだから、それなりのことはしていないと税の不公平感を生むというのが私は8番の趣旨だと思うのです。そこをどのように町民に説明していくのかお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

これは、先ほど申し上げましたように全額無料でいただいているという施設でございますので、そのような点から、単費負担がないということから無料で広くという考えでご理解をいただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

現状は、今はそのとおりでいいと思いますけれども、後々のことを考えたらそれなりの対策を打たなければならない。だったら、この条例を決めるときに改正しやすいようにつくるのも私は手だと思います。ここは意見でいいですので。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第63号 山田町ふれあいセンター条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第12、議案第64号 山田町立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

議案第64号 山田町立図書館設置条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、山田町八幡町1番3号、通称御蔵山にあった町立図書館が平成15年に発生した三陸南地震により被災したことにより、中央コミュニティセンターにおいて条例上の位置はそのまま臨時に業務を継続してきましたが、このたび公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンがサントリーホールディングス株式会社から資金供与を受けて建設し、町に譲渡される山田町ふれあいセンターが図書館機能を有する施設であることから、町立図書館の位置を同センターの位置に変更し、あわせて所要の改正をしようとするものです。

それでは、資料の新旧対照表をごらん願います。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第1条中「及び農村型図書館設置の趣旨に基づき」を「第10条の規定により」に改め、同条の表中の位置、「山田町八幡町1番3号」を「山田町川向町8番13号」に改めるものです。

なお、農村型図書館の設置の趣旨は、昭和42年に当時の文部省が農山漁村の教育文化を高める狙いで全国5カ所を選定し、援助して建設した農村型公立図書館で、東北地方では山田町が唯一御蔵山に図書館を建設しました。しかし、その図書館は既に解体されていることから、この字句を削除しようとするものです。

条例本文に戻りまして、附則ですが、この条例の施行日は平成28年7月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

1つだけお伺いします。

現在は図書館、コミセンにあった図書館を移転のためということで休館状態、3カ月、4カ月、休館になっていると思うのですがけれども、前のふれあいセンターの条例もこの図書館の条例も7月1日からになっているのですがけれども、あのふれあいセンターの周辺、まだ工事しているのですがけれども、7月1日から図書館として利用できるようになるのかどうかだけお願いします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

黒沢議員にお答えいたします。

今の予定になりますが、7月1日に正式に譲渡される予定になっておりまして、7月2日に開所式をやる予定にしております。それ以降は、周辺の整備等もありますが、図書の貸し出し等は可能となっております。ただ、周辺等の整備がございますので、ちょっと留意しなければならない部分はあるかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

駅前拠点の整備状況なのですが、共同店舗の部分、それと戸建て店舗の部分を含めまして車道、歩道については7月までには完成させる予定です。ですので、ふれあいセンターの通行については確保できるものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

周りで工事も継続中でありまして、利用するのは子供のほうが多いかなと思うので、安全面には十分配慮していただきたいと思えます。これは要望です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

このセンター並びに図書館の管理というのかな、管理運営についてちょっとお伺いしたいと思えます。

2つの機能が入っておるわけですし、普通なら図書館長が図書館の一応責任者、それからふれあいセンターがあればセンター所長が管理責任者と、こういうふうになるだろうと思うのですが、この管理運営、どのような人的配置をしながら両方が成り立つように。というのは、図書館に行く人たちというのは静寂を求めていますよね。私も一回新聞を図書館でやったら、うるさいと言われました。確かに新聞開くのはうるさいのです。そういう中で、図書館を運営する、それからセンターを運営する、これを上手にしていかないと私は子供たちが排除される、ないしは今度は逆に読みたい人たちがうるさいから行かないと、こういうふうになる可能性もあるものですから、その辺をどのようにいい施設として運営していくつもりか、その辺人的配置も含めてお願いしたいと思えます。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

2番議員にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思っております。それで、図書館長のほかにふれあいセンターの所長の



配置も考えております。現行では、両方兼務する職員も出るかと思いますが、8名から9名ぐらいの職員で対応しようというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

今の図書館というのは、どっちかという子供を対象にした図書館の運営ではありませんでしたね。これからは、子供を主体にしたふれあいセンター等が出ていくわけですから、子供たちの教育的な指導、あるいはさまざまな社会活動の指導をできる、そういうふうな人も配置していかなければならないのではないかなと、そのように思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

大変ありがたい意見いただいたと思っています。そうしたことを考えながら今後配置のほうを考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

図書館とふれあいセンター一緒になるということですが、開業時間、図書館の場合はきちんと規則ですか、規則で決まっているようですが、ふれあいセンターについても多分規則が出て決めるでしょうが、図書館と同じなのか、休館日とかそのようなのが一緒なのか。それとも子供、子供は夜は余り来ないと思うのですけれども、それらを踏まえてどのような営業時間というか、利用時間になるのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

それでは、8番議員の質問にお答えいたします。

開所日につきましては、町立図書館とふれあいセンターは同じ開所日にと考えております。現時点では、月曜日が図書館の休館日になっておりますし、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日、あと年末年始、それと図書整理のための月末というふうに考えております。ただ、開館時間につきましては、午前9時から午後7時までと考えております。その時間内で図書等も借りられるような形で今考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

図書館の開館時間は、今は午前9時から午後5時までですか。それが夜は遅くなるということでしたらいいですね。

そして、ふれあいセンターのほうもその時間でよろしいと。ただし、子供が利用するというときは日曜日とか祝日とか、そのような親子と来たりして使うと思うのですけれども、そのようなのは考慮しているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

先ほど午後7時までということで発言をしましたが、ちょっと訂正させていただきまして、火曜日から土曜日までが午後7時まで、日曜日は午後5時までというふうにしておりました。子供たちが使う場合、親子で来る場合というのも一応その時間内というふうを考えております。ただ、今後図書館、もしくはふれあいセンターの事業の中でイベント等を考える場合は、そういう時間帯も含めて考慮しながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第64号 山田町立図書館設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 1時31分散会

平成28年第2回山田町議会定例会会議録（第7日）						
招集告示日	平成28年 6月 6日					
招集年月日	平成28年 6月 9日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時及び宣言	開議	平成28年 6月15日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成28年 6月15日午前11時46分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員及び出席議員並びに欠席議員  出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2	田村 剛一	○	9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	△	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	6番 木村洋子		7番 尾形英明		8番 関 清貴	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	白土 まさ子		書記	鈴木 廉子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	国保介護課長	甲斐谷 芳一	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	佐々木 政勝	○
	総務課長	花坂 惣二	○	上下水道課長	佐々木 達彦	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	消防防災課長	上沢 隆	○
	企画財政課長	上林 浄	○	教育委員長	山崎 喜六	△
	復興推進課長	沼崎 弘明	○	教育長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税務課長	昆 秀樹	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	古舘 隆	○	生涯学習課長	白土 靖行	○
	水産商工課長	佐々木 真悟	○			
	町民課長	中屋 佳信	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年第2回山田町議会定例会議事日程

(第7日)

平成28年 6月15日(水) 午前10時開議

- 日 程 第 1 議案第65号 山田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 2 議案第66号 山田町乳幼児、児童生徒、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例
- 日 程 第 3 議案第67号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 4 議案第68号 山田町下水道条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 5 議案第69号 大浦地域振興基金条例等を廃止する条例
- 日 程 第 6 議案第70号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 7 議案第71号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 8 議案第72号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第73号 山田町260MHz帯デジタル移動通信システム整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 10 議案第74号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業防災公園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 11 議案第75号 山田町消防団第3分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 12 議案第76号 山田町消防団第10分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 13 議案第77号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 14 議案第78号 山田町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについて

平成28年 6月15日

平成28年第2回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立いたしました。参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、3番佐藤克典君であります。

○

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、議案第65号 山田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(菊池ひろみ)

議案第65号 山田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、保育士配置要件及び設備基準に関し所要の規定の整備を行うため関係する条項を改めようとするものであります。

ただし、本町においては、今のところ該当する施設がないことをつけ加えさせていただきます。

それでは、新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げますので、資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が今回改正しようとする箇所であります。第28条第1項第7号イの表の改正は、小規模保育事業A型を行う事業所の設備基準の改正であります。これは、設備基準について引用している建築基準法施行令の一部改正に伴うものです。4階以上の階に保育室を設ける場合の特別避難階段は、火災発生時に煙が直接階段室に入り込まないようにバルコニーまたは外に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備のある付室を設けることと規定していましたが、改正後の付室の構造については、耐火構造や不燃材料使用等、細かい基準を設けることで防火設備を強化しようとするものです。

また、建築基準法施行令第123条第3項に第2号が新設されたことに伴い、それぞれ第2号を第3号に、第3号を第4号に、第9号を第10号に繰り下げたものです。

第29条第3項、第31条第3項の改正は、小規模保育事業所A型及びB型の保育士の数の算定の改正で保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができるとしていたものを保健師または看護師に准看護師を加えようとするものです。

第43条第1項第8号イの表の改正は、第28条第1項第7号イの表の改正と同様の理由から改正するものです。

第44条第3項、第47条第3項の改正は、第29条第3項、第31条第3項と同様の理由から改正するものです。

また、附則において、第6条の次に小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例の見出しとし、第4条を加えようとするものであります。

附則第7条では、同条例第29条及び第44条で配置すべき保育士数を年齢別配置基準に基づく必要保育士数に1人を加えた数以上と定めていますが、待機児童対策として当分の間、必要保育士数が1人の場合、配置すべき保育士数を1人以上とすることができるとしています。ただし、そのときは、当該保育士に加え、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならないと規定しようとするものであります。

第8条では、保育士の数の算定について幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の資格を有する者を保育士とみなすことができると規定しようとするものであります。

第9条では、8時間以上開所する施設において必要となる保育士数が利用定員基準保育士数を超えるときは、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員基準保育士数を差し引いた数の範囲内で保育士とみなすことができる旨規定しようとするものであります。

第10条では、附則第8条及び第9条の規定を適用するときは、保育士を3分の2以上置かなければならないと規定するものであります。

次に、条例本分の2ページ目をごらんください。附則において、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正概要の説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第65号 山田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第2、議案第66号 山田町乳幼児、児童生徒、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長 (甲斐谷芳一)

議案第66号 山田町乳幼児、児童生徒、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明いたします。

今回の改正は、平成28年8月1日から実施される県の子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業におけるゼロ歳から6歳までの未就学児及び妊産婦に係る医療費給付の現物給付化に対応するため関係条例を改めようとするものであります。

なお、改正条例本文の第1条は、山田町乳幼児妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正にかかわるもの。第2条は、山田町社会福祉憲章条例の一部改正にかかわるものとなっております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、資料1をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。まずは、一部改正条例第1条による改正についてであります。

第2条は、定義規定の改正であり、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号として未就学児の定義を加えるものであります。

第5条第3項第1号は、第2条の改正で未就学児が定義されることに伴い、字句を改めるものであります。

第10条は、全部を改め、給付に関する基本的事項を規定するものであり、第1項では、給付の申請について、第2項では給付の決定について、第3項及び第4項では、現物給付についてそれぞれ規定するものであります。

第11条は、第10条で給付の決定について規定することから、同条を削除するものであります。

次に、資料2をごらんください。一部改正条例第2条による改正についてであります。第11条第6項第2号は、看護者を明確にするため、係る規定を加えるものであります。同条第9項は、全部を改め、給付の申請について改めて規定するものであります。同条第10項は、給付金の決定について。同条第11項及び第12項は、現物給付について、それぞれ新たに規定を設けるものであります。

改正条例本文に戻っていただきまして、附則であります。第1項については、現物給付化の実施日が平成28年8月1日とされていることから、本条例の施行期日を同日とするものであります。第2項については、改正後の山田町乳幼児、児童生徒、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び山田町社会福祉憲章条例の規定は、本条例の施行期日以後の受領から適用し、同日前の受領については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第66号 山田町乳幼児、児童生徒、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第67号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）



議案第67号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と変更内容についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、町営住宅入居手続において町営住宅の入居手続で必要とされている連帯保証人の住所要件を緩和し、入居希望者の利便性向上、入居の促進を図るため所要の改正をするものです。

それでは、条例案について新旧対照表により説明いたします。資料をごらんください。アンダーラインを引いている箇所が改正部分でございます。第12条第1項第1号中「山田町、宮古市又は上閉伊郡大槌町」を「県内」に改めるものです。

次に、同号にただし書きとして「ただし、町長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、県内に住所を有していることを要しない。」を追加しようとするものです。

なお、町営住宅の設置及び管理等に関する条例、施行規則第4条第1項第1号についても様式第4号町営住宅入居請書で定めている連帯保証人数について2名を1名に見直す予定であります。

次に、条例本文に戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容について説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

この改正についてはもっともだと思っておりますけれども、ちょっと最後のほうに連帯保証人2名を1名にする予定でありますというふうな話がありました。これは、条項の中に2名とあるのですか。そうであれば、これと一緒に出すのが筋だと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

条例のほうには2名とうたっておりませんので、規則のほうで2名という形になっていましたので、規則のほうで直す形で考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

町長が特に認めた者とあるのですけれども、これの具体的なものとしてどういうケースを想定しているかお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

重度の障害や生活保護等で連帯保証人を見つけることが極めて困難と認められる場合とか、あと個別具体的にも事情はあると思いますので、その分については、建築住宅課のほうにおいでいただいて相談して対応したいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

ただいま規則のほうで2名を1名にするということですが、これは条例の改正と同じ施行日になりますでしょうか。

あともう一点は、今町長が特に認めた者の連帯保証人のいろいろな要件を上げましたが、これも規則のほうで定めて同時に施行するのかどうか、それをお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

連帯保証人の見直しのほうの規則につきましては、今回の条例で議決をいただきまして、速やかに進めたいと考えております。

あと町長が特に必要と認めた者につきましては、条例本文のことだと思いますので、議決になれば、その日が施行日になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

申しわけありません、私の聞き方が悪かったと思うのですけれども、いろいろ条件を出しましたよね。町長が特に認めるのは、生活保護と云々かんぬん、それらについて細かいものを条例には、具体的には定めていないので、具体的な例は、規則で定めるのかというのをお聞きしたつもりなのですが、申しわけありません、聞き方が悪くて。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

大変申しわけございませんでした。規則のほうで特に要件等、もろもろありますので、定める予定はございませんので、先ほど申したように個々に事情がありますので、窓口のほうに来ていただいて相談していただいて、それで対応したいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第67号 町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第68号 山田町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第68号 山田町下水道条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、織笠、山田地区を処理区域とする公共下水道山田処理区の終末処理場、クリエイトピュアやまだの管理機械棟及び水処理施設の一部が6月末に完了し、7月1日から供用を開始することから、クリエイトピュアやまだの設置と織笠地区暫定処理場の廃止にかかわるものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容を説明いたしますので、資料をごらんください。アンダーラインを引いているところが改正しようとする箇所であります。現行条例の第2条第2項から「織笠地区暫定処理場」を削除し、ここに新たに「クリエイトピュアやまだ」を加えます。

改正本文に戻りまして、附則ですが、この条例は、7月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正概要についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第68号 山田町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第5、議案第69号 大浦地域振興基金条例等を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長 (上林 浄)

議案第69号 大浦地域振興基金条例等を廃止する条例について、その提案理由をご説明いたします。

次のページをお開きいただき、条例本文をごらんください。本条例により廃止しようとする基金条例は、大浦地域振興基金条例、大沢地域振興基金条例、船越地域振興基金条例の3条例であります。これらの条例は、それぞれの地域の生活環境整備と福祉の向上を図ることを目的に昭和62年から平成12年にかけて設置したもので具体的には漁業集落排水処理事業及び公共下水道事業を推進するため、各漁業協同組合からの複数年に及ぶ寄附を予定し、これを同基金に積み立てておき、各実施年度の財源として活用することを想定したものであります。

しかし、近年寄附の受け入れ実績がなく、また今後も見込まれない状況であることから、この3条例を廃止しようとするものであります。

なお、本年3月開催の第1回山田町議会定例会において議決をいただきました平成27年度山田町一般会計補正予算(第8号)においてこれら3基金の残額、合計で508万8,000円については、全額を取り崩し、山田町産業振興基金へ積み替えすることをご承認をいただき、会計処理を終えてございますので、平成27年度末の基金残額は3基金ともにゼロとなっております。

また、附則におきまして、本条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第69号 大浦地域振興基金条例等を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第70号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第70号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

岩手県市町村総合事務組合は、県内の全市町村、一部事務組合及び広域連合で組織され、常勤の職員にかかわる退職手当の支給に関する事務、議会の議員、その他非常勤職員にかかわる災害補償に関する事務、住民の交通災害共済に関する事務などを共同で処理する目的で設立された組合でございます。

今回の提案は、岩手北部広域環境組合が平成28年3月31日をもって解散したことから、岩手県市町村総合事務組合規約において所要の整備をしようとするもので別紙のとおり別表第1を改めるものです。変更規約には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、同法第290条の規定により、議会の議決が必要となりますので、今回提案するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第70号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第71号 字の区域の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第71号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

変更の目的は、大沢地区漁業集落防災機能強化事業により整備した高台第1団地内に山田町大沢第6地割、第7地割の2つの地割がまたがることから、これを同一地割にしようとするものです。

それでは、概要について説明いたしますので、別表をごらんください。大沢第6地割に編入する地番として、大沢第7地割3番1、4番6、4番9、面積は754平方メートル、坪にしますと約228坪あります。

次に、資料をごらんください。資料1と資料2は、大沢高台第1団地の事業区域図で資料1が変更前の字区域を青線、資料2が変更後の字区域をピンク色の線で示しております。資料3は、字区域に編入する地番図となります。

資料2をごらんください。事業区域を赤色の実線で示し、その中で大沢第7地割から大沢第6地割に編入される部分を黄色で表示しております。

以上、提案理由と概要についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第71号 字の区域の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第72号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

議案第72号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

本案件は、平成28年度消防車両整備事業により、山田町消防団第5分団の消防ポンプ自動車を更新、整備しようとするものであります。

現在第5分団に配置されている消防ポンプ自動車は、平成6年度に整備したもので21年が経過し、老朽、劣化が進んでいることから、今回これを更新整備して消防力の強化、充実を図ろうとするものであります。

資料1をごらんください。物品売買契約についてであります。買い入れに当たりましては、5月23日に株式会社岩手総合商事、岩手日野自動車株式会社、株式会社岩野商会、五光商事株式会社、有限会社佐々木ボデー、ジーエムいちはら工業株式会社仙台支店、ショウエイ株式会社、株式会社ダイトク宮古支店、長野ポンプ株式会社仙台営業所、有限会社文林商会、株式会社モリタ仙台支店の指名業者11社により指名競争入札を執行いたしまして、有限会社佐々木ボデーに落札、決定しました。取得金

額は入札書記載金額1,870万円に消費税額及び地方消費税額を加えた2,019万6,000円で5月24日に仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は、平成29年1月27日となっております。

次に、消防ポンプ自動車の概要ですが、資料2をごらんください。形式は、普通消防ポンプ自動車CD-I型。乗車定員は6名。車両は3トン級消防専用車種。ホイールベースは2.8メートルであります。全長、全幅、高さは省略させていただきます。エンジンの種別は、ディーゼルエンジン、総排気量は約4,000cc、出力は100馬力以上。ポンプ性能は、A-2級、2段バランスタービンであります。主な仕様は、寒冷地対策としてオイルパンヒーター、ポンプ不凍液注入装置、四輪駆動。安全走行対策として車両固着防止装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置、真空ポンプは無給油方式となっております。

次のページの資料3に消防ポンプ自動車の擬装外観図を添付してありますので、ごらんください。

以上、提案理由と概要の説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第72号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第73号 山田町260MHz帯デジタル移動通信システム整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課主幹。

○総務課主幹（倉木収郎）



議案第73号 山田町260MHz帯デジタル移動通信システム整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明いたします。

防災行政無線の移動系につきましては、昭和62年にアナログ移動系、防災行政無線設備を整備し、開局、運用しておりますが、機器が老朽化していること及びデジタル化が国の施策として示されていることから、更新整備するものであります。

今回の工事は、市町村デジタル移動通信システムによるデジタル化を整備し、災害時における情報収集、情報伝達の迅速、正確化を図り、総合的防災体制を確立させ、町民の生命と財産の安全を確保することを目的として行うものであります。

それでは、工事概要をご説明いたしますので、資料3のシステム系統図をごらんください。あわせて資料2の設置図もご参照ください。

資料3の点線で表記されている機器以外が今回の整備工事にかかわる部分であります。まず図面左側の山田町役場の工事については、本システムの統制を行う統制局と中心部地域の通信をカバーするための基地局の整備であります。

続きまして、図面中央上の十二神山の工事については、役場基地局で不感な北部地域の通信をカバーするための中継基地局の整備であり、三陸国土事務所所有の既設鉄塔を無償で借用し、整備するものであります。

また、図面中央下の船越防災センターについても役場基地局及び十二神山中継基地局で不感な南部地域の通信をカバーするための簡易中継局の整備であります。

図面右側の移動局の工事については、船越防災センター等、各支部に反固定式7式のほか車載型8式、携帯型25式を整備します。車載型8式については、町の公用車に整備し、携帯型25式については、総務課危機管理室で管理し、災害等必要時に使用します。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件付一般競争入札により行うこととし、町営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱に基づき、4月26日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、株式会社日立国際電気東北支社1社の応札があり、5月23日に開札を行い、落札候補者に同社を指名しました。その後資格の確認を行い、5月26日に仮契約を締結したところです。

契約金額は、消費税及び地方消費税額1,250万7,040円を加えた金額1億6,884万5,040円で、工期は平成28年6月17日から平成29年3月24日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

8番。

○8番関 清貴議員

それでは、青印のところは資料2によりますと、反固定型とあるのですけれども、山田地区について、特に反固定型を設置しないのか。というのは、本部設置が山田町役場は山田町役場で本部が設置されるわけですが、山田支部の設置は、コミュニティーセンター等に設置になると思いますが、今までの災害であれば。それなので、コミュニティーセンターと役場の4階への連絡方法というのが非常に困難したような形跡があるのです。それなので、山田支部のほうにも反固定型が設置できないものかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉木収郎）

山田局については、山田町役場の部分、近いということもありますし、このデジタルについては、内線電話を使用できると、双方向の通信ができるということでもありますので、その辺を検討して内線電話等でコミュニティーセンターとつないで本部とつなぎ、通信を行いたいというふうには思っております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

はい、わかりました。では、内線電話が可能な限り素早く本部のほうと連絡がとれてコミュニティーセンター等に避難した状況とか、周囲の状況等が本部にいち早く連絡がとれるような連絡方法についてお願いいたしまして、これはお願いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと確認ですけれども、山田消防署に設置なるようなのですけれども、山田消防署は移転するのでしょうか。そうした場合、これは移動局になっていますので、速やかに移動ができると思うのですが、その辺、よろしくをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉木収郎）

消防署の移転については、想定済みでありますので、移動次第、新築になった次第、移動するというふうを考えております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

済みません、確認です。広域のほうでも十二神山をキー局に、基本にして、そこからいろんな災害対応の通信網を整備する予定でしたけれども、これはそれとは全然違くて、町単独でこういうふうにするということですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉木収郎）

議員お見込みのとおりでございます、単独の事業ということになります。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

町で自分でやれば、よりきめ細かくできるのはわかるのだけれども、何か私の記憶では、そっくり似たようなイメージを持っているので、もしも供用できるようなところが、例えば消防署にも設置するようだったならば、いろんな面で経費の削減もできるのではないかなと思って質問したのですけれども、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉木収郎）

十二神山には、同報系の部分のパンザもございまして、その部分も使えればというふうに考えられるのですが、どうしてもメガヘルツ帯というか、その周波数帯が全部違います。ですので、与えられた周波数を使わなければならないということになれば、それには個別の機器が必要になるというふうに理解していただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第73号 山田町260MHz帯デジタル移動通信システム整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。



○議長（昆 暉雄）

日程第10、議案第74号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業防災公園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議案第74号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業防災公園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、東日本大震災により甚大な被害を受けた大浦地区の早期復興と防災機能の強化を図るため、漁業集落防災機能強化事業により、防災公園の整備を行うものです。

それでは、工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料2をごらんください。今回発注する工事箇所は、大浦漁村センターから高台へ通じる3号集落道と高台の1号集落道が交差する箇所の山側を造成して、防災公園を整備するものです。平面図をごらんください。公園内には、防火水槽、水飲み場、照明灯及び駐車場のほか、災害時には、防災用機材として利用できる東屋やベンチなどを設置するものです。赤い点線で囲まれた内側部分が平場となり、面積2,030平方メートル、また公園用地内には水路があることから、暗渠にて整備することにより、平場用地を確保するものです。

資料3をごらんください。防災機能施設として設置するものは、防災シェルター、東屋、かまどベンチ、トイレスツール、防災パーゴラなどであります。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件付一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、4月26日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、株式会社カネナカと奥井建設株式会社、2社の応札があり、5月25日に開札を行い、落札候補者に株式会社カネナカを指名しました。その後、資格の確認を行い、5月26日に落札者を決定し、5月30日に仮契約を締結したところです。

契約金額は、消費税及び地方消費税の額584万円を加えた金額7,884万円で、工期は平成28年6月20日から平成29年3月10日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと確認ですけれども、資料2の平、断面図を見たのですけれども、防火水槽とあるのですが、

道路から結構高い位置にあって、消火の、要するに消防の吸管を入れるときに、これこういう高さで大丈夫なのですか。それと多分防火水槽だけの機能だと思うのですが、飲料水兼用のものはできないのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

防火水槽の件についてでございます。防火水槽の給水口と1号集落道の間は約2.5メートル空いております。それと防火水槽の直径が約3メートルございまして、消防車両には直結できるような距離ということになっております。

また、この防火水槽につきましては、飲料水としての活用は考えておりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そういうあれで消防署長に聞きたいのですけれども、可能ですか。大丈夫ですか、この高さで。吸管取り口が3メートルも上であって、入れるにはそれなりに大丈夫だと思うのですが、基本的に難しいと思うのです。あと飲料水兼用にできないのかというのは、そこにも、公民館の裏にもあるように、あれは災害のときに、本当は防火水槽なのですけれども、飲料水兼用になっているわけです。実際火事するとき、あれはあくまでも消火には使わないで飲料水の部分で使ったと思うのですけれども、そういうあれもありますので、災害時に飲料水供給をできるような形の防火水槽にやったらいいのではないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

先ほどの吸管投入は可能かというご質問ですが、まず消防水利の基準、こちらからいけば落差4.5メートル以内であればよいということに決まっていますし、まず道路について吸管が10メートルございます。この距離で十分と思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

確かに議員おっしゃるとおり、非常時の飲料水としても活用できればいいわけですけれども、いろいろ防火水槽の仕様とかの部分から今回はそこまでには至らなかったというような内容でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

こういうふうな公園をつくるのは結構ですけれども、本設のトイレはここにはないのかな。

それともう一個、資料3でこのようにすばらしいを設置するようですけれども、平常時にこれはどこに保管するのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

本公園につきましては、本設のトイレは設置の設計にはなっておりません。

また、資料3の部分のそれぞれの附属品でございますけれども、例えば防火シェルターであれば、通常時、下の部分に椅子がございますけれども、その中に格納しておく等々、それぞれ格納場所に配置しておくというような形でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

資料3のやつですけれども、これは全部ふだんは最初に建てた建物に収納しておくことができるというのを確認です。

あとトイレに関しては、やっぱりこれは必要だと思っただけけれども、今大浦地区も公衆トイレみたいなのも浜にあったきりで、それも被災していたから、そういうところでは使えないと思うので、やっぱりこういうふうな災害のことを考えてつくるのだったならば、被災した地区には、やっぱり1つぐらいずつは、今後も、これも含めてですけれども、トイレぐらいは用意してあげないと困るのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

それぞれの災害時での活用する等の部品等の収納場所は、先ほどお話ししましたとおり付近のそれぞれの施設の中に格納可能ということとなっております。

また、常設トイレについてでございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、非常時は使えるようなトイレはございますけれども、常設の部分は、今回は入っておりませんが、平常時また管理の問題も出てくるものですから、今回は計画には入れておりませんでした。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

最後に、本設のトイレの設置を要望して終わります。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

ちょっとやっぱりお伺いしたい点があるのですけれども、公園をつくるということは、大変いいことかなという思いもしているのですけれども、実は防災という名前、前の場合にも防災センターというのが津波をかぶるようなところに防災センター、つまり防災という名前をかければ補助があるために防災というのを、そういう防災公園という名前にしているのか。あるいは日常的に大浦の方々にこの公園を利用してもらいたいと、こういうふうな観点からつくったのか。このことによってやっぱり相当違ってくると思います。管理も違ってくると思うのです。この管理は、どこがするのか。そして平常時の憩いの公園みたいな形で利用することも想定してつくられたのか。あくまでも防災、高いところですから、津波とか、火災のときにのみ中心的に使用させるということで作ったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

先ほど議員おっしゃるとおり、防災公園としての利用目的だけではございません。大浦地域の住民の方々のコミュニティーの交流でありますとか、憩いの場でありますとか、平常時につきましては、通常の公園というふうにしてご利用していただきたいというふうに考えております。

そしてもし仮に非常事態が発生すれば、ここの公園もそういった活用も可能ということで二重、三重の公園利用をしていただければというふうに考えております。

また、公園の管理の部分でございますけれども、管理につきましては、原則町のほうで管理をしていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

日常的にできればこいの場として利用してもらいたいと、そして災害があった場合には、そこを避難場所として利用してもらいたいということのようなのです。ただ、やっぱりこういう公園をつくる場合には、日常的な利用というものが相当重要になってくると思うのです。せっかくつくるのですから、そうした場合には、憩いの場として利用させるということになりますと、お年寄りなども結構

使うのかな、あるいは眺めがいいところですから、ひなたぼっこなどもしていくのかなという思いがしているのです。したがって、先ほど議員が前の質問であったように、やっぱりトイレなどがつくられないと、逆にその場にやってしまうというようなこともあり得るのかなという思いもしているのですけれども、その辺いかがでしょうか。環境もやっぱりすばらしい環境にしていきたいという思いもあると思うのです。その辺の兼ね合わせをお願いしたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

それぞれ当公園につきましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、東屋でありますとか、それぞれベンチも配置しておりますし、土の部分だけではなくて芝生も張ったりして憩いの場というふうな形で過ごしていただけるというような形で設計はしておるところでございます。また、トイレにつきましては、内容につきましてはご理解いたしましたので、少し考えさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

先ほどの課長の答弁で町のほうで管理するということでしたが、通常利用している方とか、近くに住んでいる方々に防災という意味もありますので、防災のときにすぐ使えるような管理というのを、もしできるのであれば、相手が受けるかどうかわかりませんが、地元の方々、大浦地区運営委員会のほうにお願いして、運営等はお願いしたほうがいいのかと思います。そしてまた、再三再四、トイレについては、周辺が山のようなので、その辺で用を足す人がないように、やはりトイレの設置というのは必要ではないかと思います。これは意見ですが、前段の運営の仕方についてどのように考えているか、また再度お願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議員おっしゃるとおり、防災資材の管理につきましては、公園付近にお住いの自治会の方々などに対して鍵等の管理をお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）



質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第74号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業防災公園整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開します。

休憩前に引き続き、議案審議を行います。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第11、議案第75号 山田町消防団第3分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防防災課長。

○消防防災課長(上沢 隆)

議案第75号 山田町消防団第3分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

町では、東日本大震災で被災した消防屯所の本設復旧を目指しており、用地を確保できた分団から順次整備するものであります。

それでは、工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料2をごらんください。図面右上が案内図で図面下側が配置図であります。位置は、大浦小学校第2仮設住宅の東側道路向かいとなります。延べ床面積202.34平方メートルで坪にしますと、約61坪、構造は鉄骨造2階建てであります。また、敷地内の北西側にホース乾燥柱を設置いたします。

資料3をごらんください。左下が1階平面図であります。床面積は101.17平方メートルで用途は、

車庫、待機室、土間、玄関、廊下、男女トイレ、浴室及び脱衣所とし、災害出動に備え待機するスペースとなっております。左上が2階平面図であります。2階の床面積は101.17平方メートルで用途として会議室、和室、ホール、男女トイレとして通常時には会議、災害時には団員が休憩、休養をとれる広さを確保しております。また、バルコニーを南側と西側に設け、火災予防等の横断幕を掲示できる構造となっております。また、右側の図面が敷地の北西側に設置されるホース乾燥柱の詳細図となります。

資料4をごらんください。立面図であります。右下が南側から見た立面図で右上が北側のちょうど稲荷林新山線側から見た立面図、左上が町道大浦小谷鳥線側から見た西側立面図、左下が東側立面図であります。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件付一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、4月26日に町のホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、伊藤建設株式会社、奥井建設株式会社、2社の応札があり、5月25日に開札を行い、最低の価格をもって入札をした奥井建設株式会社を落札候補者として指定しました。その後、入札参加資格の確認を行い、5月27日に落札者に決定し、5月30日に仮契約を締結したところです。契約金額は、入札書記載金額6,450万円に消費税額及び地方消費税額を加えた6,966万円で、工期は平成28年7月1日から平成29年1月30日までの213日間としております。

以上、提案理由と、その概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第75号 山田町消防団第3分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（昆 暉雄）

日程第12、議案第76号 山田町消防団第10分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

議案第76号 山田町消防団第10分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

町では、東日本大震災で被災した消防屯所の本設復旧を目指しており、用地を確保できた分団から順次整備するものであります。

それでは、工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料2をごらんください。図面右上が案内図で図面下側が配置図であります。位置は、下条地区大沢第2団地北西側となります。延べ床面積202.34平方メートルで坪にしまして約61坪、構造は鉄骨造2階建てであります。また、敷地内の北西側にホース乾燥柱を設置いたします。

資料3をごらんください。左側が1階と2階の平面図となりますが、これは先ほどご審議いただきました第3分団とほぼ同じ間取りとなっています。まず左下が1階平面図であります。床面積は101.17平方メートルで用途は、車庫、待機室、土間、玄関、廊下、男女トイレ、浴室及び脱衣所となり、災害出動に備え待機するスペースとなっております。左上が2階平面図であります。2階の床面積は101.17平方メートルで用途は会議室、和室、ホール、男女トイレとして通常時には会議、災害時には団員が休憩、休養をとれる広さとしております。また、バルコニーを南側に設け、火災予防等の横断幕を掲示できる構造となっております。また、右側の図面が敷地の北西側に設置されるホース乾燥柱の詳細図となります。

資料4をごらんください。立面図であります。右下が南側公道から見た立面図であります。右上が大沢下条仮設住宅側から見た北側立面図、左上が西側から見た立面図、左下が東側立面図であります。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件付一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、4月26日に町のホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、伊藤建設株式会社、奥井建設株式会社、2社の応札があり、5月25日に開札を行いました。いずれも予定価格に達しなかったことから、5月27日に再度入札を行い、伊藤建設株式会社が辞退、予定価格内で入札した奥井建設株式会社を落札候補者として指定しました。その後、入札参加資格の確認を行い、落札者に決定し、5月30日に仮契約を締結したところです。契約金額は、入札書記載金額5,980万円に消費税額及び地方消費税額を加えた6,458万4,000円で、工期は平成28年6月20日から平成29年1月30日までの223日間となっております。

以上、提案理由と、その概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

2番。

○2番田村剛一議員

確認というか、そういうことでお聞きしますけれども、これは建物は、この2つの建物、これはほとんど同じなのです。坪数も同じと、価格が若干違うのは、これは敷地面積が違います。前のほうのほうが広い、後ろのが狭い、そういうことで若干建設費用に差が出てきたのかどうか、建物自体に差が出てきたのかどうか、その辺をお伺いしたいと、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

先ほどの質問にお答えいたします。

まず建物自体は、全く同じです。委員おっしゃるとおり外構工事等で差がついております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

同じつくりなので改めて聞きますけれども、第2分団の屯所には、ちゃんと炊事場みたいなのがついているのです。この2つにはここが炊事場ですよみたいなのがないのですけれども、これは必要なものだからつけるべきだと思いますけれども、その点が1個と。

あともう一個、2階の30畳の大広間は、アコーディオンでもいいから区切れるようにしておけば、何かのときには、子どもとか男女とか分けるにいいから、そこいらは配慮したほうがいいと思いますけれども、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

炊事場の件なのですが、外だと思うのですが、外には水道はつきます。炊事場、流しのことですよ。2階、ホール上がってすぐのところにあるのが小さいですけれども、流しがついています。下にも土間のところにあります。文字を大きく書けばよかったと反省しております。

第2点目の件につきましては、これから工事業者にお願いをしたいと思っています。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8 番関 清貴議員

ちょっとお聞きしたいのですが、この両方ともまず間取りも同じだし、設計等も多分同じ方がやったのかなと思うのですけれども、この分団等、屯所をつくる場合に、分団員の方からいろんなアイデアとか、このように使い勝手がいいようにつくってくれというのは、そういう要望はございます。それとも消防署のほうでもうこのように分団というのはみんなつくっているからこのようにしてくださいと言っていますか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

8 番議員の質問にお答えします。

まず分団の希望を聞いているかということでございますが、これは何度も、10回以上消防署におきまして協議を重ねました。そしてそれぞれの分団からは、いろいろな意見が出ました。それを集約してこの図面となったような結果でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

私、全く大体同じ間取りなので、これは既製品で決まっているのかなと思って伺いました。ありがとうございます。

あと10分団なのですけれども、たしか10分団は、ほかのところから支援を受けて屯所を整備したと私記憶しているのですけれども、それらの利用について今後もせっかく支援いただいたものがありますので、これから防災のために有効に使っていただきたいと考えておりますので、これは私の希望としての意見ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

資料3のトイレの部分なのですけれども、女子トイレには便器はもちろんありますけれども、男子トイレにはこう見るとないようなのですが、この場合は、必要なときは女子トイレを借りるということになるのでしょうか伺います。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

男子トイレもついております。男子のトイレ、便器のことでしょうか。

○6 番木村洋子議員

便器です。

○消防防災課長（上沢 隆）

便座、ついてます。両用といたしますか、ついてます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

契約関係で聞きたいのですけれども、同じ業者が2つ取ったわけなのですけれども、工期も全く同じで果たして可能なのでしょうか。工期がダブった部分、例えば技術屋が二人いなければならないとかというような形の中の契約をやっているのか確認したい。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

契約関係ということでございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

今回契約に当たっては、今の技術者、常駐の技術者がきちんと張りつける状態なのかどうかといった部分につきましても十分確認をとった上で進めております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

その中で兼務をできるような形になっているのですか。それとも1現場1人という形なのですか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

東日本大震災以降の工事の発注件数の増加に伴いまして、あらゆる規制緩和と申しますか、緩和がされてございますけれども、基本的にはその現場の間隔、Aという現場、Bという現場が隣接するような場合であれば兼務ということも認められている部分が一部ございますが、現在出ております3分団と10分団、この距離間では、それぞれ単独で設けなければならないというふうに理解をしております。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第76号 山田町消防団第10分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第13、議案第77号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第77号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要について説明いたします。

本委託協定は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部と締結しているもので平成28年第1回山田町議会定例会で議案第36号として議決をいただいたものです。

今回の変更は、織笠地区道路事業について変更するものです。委託協定額について説明しますので、資料1をごらんください。変更前7億5,000万円に1億4,370万円増額し、8億9,370万円とするものです。

次に、事業概要について説明いたしますので、資料2をごらんください。今回変更する事業区域を赤線に表示しております。国道接続部分から町道織笠礼堂線につながる織笠南側線について土地区画整理事業区域の西側の路線となる約270メートルを整備するため増額となるものです。

次に、契約について説明しますので、議案本文をごらんください。変更前の金額85億564万7,000円に1億4,370万円を増額し、86億4,934万7,000円とするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

2番。

○2番田村剛一議員

この変更契約によりますと、この道路というのは、織笠地区の土地区画整理事業と一体のものだと

いうふうと考えられるわけですが、お伺いしたいのは、この道路は、当初は予定していなかったのかと、予算上。それとも、ここの道路の部分がやっぱり予定よりも金がかかるためにこういう1億何ぼの予算が変更になったのか、その辺まずお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回追加させていただきます資料2で示している赤線の部分につきましては、当初URとは契約はいたしておりませんでした。あくまでも国道から区画整理のところまで。復興事業計画は、織笠礼堂線につながる形での計画はしていたところでございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

この請負契約のことについてになりますけれども、そうしますと、この事業は独立した事業だと、当初全体的には計画しておったけれども、区画整理事業としては、最初は契約するときには契約しなかったと。したがって、新しい工事なのです、いわば。そうすればこういう場合に、そうすることがいいとかは別にして、新たにやっぱり公募なりして、そしてこの事業についての入札、そういうことをするということが筋なのではないかなと思うのです。これは継続事業ならばいいのですけれども、独立した、もともと予定していなかった事業だということですから、その辺については、入札の仕方としていかがなものでしょうか、課長。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

URとの協定の中では、道路事業を含めた形で協力協定を結んでおります。今回増加する部分については、協定の金額に入っていなかったということでございます。そこはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

わかるような気もするし、わからない気もするのです。当初予定に入っておったならば、それも含めてやれば私は問題はないと思うのです。今はあくまでも新たな事業としてやるわけですから、そういう場合に、変更、契約変更だけでいいのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。



○建設課長（川守田正人）

この路線につきましては、JRの下をくぐるものですから、JRとの協議も必要となってまいります。その関係でこの部分の金額算定に時間を要したというところもございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第77号 山田町織笠地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第14、議案第78号 山田町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第78号 山田町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本協定は、公共下水道の整備促進を図るため、公共下水道根幹的施設である終末処理場クリエイトピュアやまだの建設工事を日本下水道事業団に委託し、平成26年第1回山田町議会定例会において議案第19号として議決をいただき、平成27年第2回山田町議会定例会において議案第65号として基本協定の変更について議決をいただいたものであります。今回の変更は、資材価格及び労務費の価格高騰により、事業費を見直したことにより協定金額を増額しようとするものです。

協定の一部変更について資料1をごらんください。第1条は、現協定の第4条第1項で建設工事の

施工に要する予定概算事業費22億5,200万円として協定を締結しておりましたところ1億3,300万円を増額し、予定概算事業費を23億8,500万円としようとするものです。去る5月23日に変更の仮協定を締結したところであり、第2条で議会の議決をもって変更協定として成立するものとしております。

次に、資料2をお願いします。建設工事工程計画で黒抜き支線で表示しているのが現協定、赤線で表示しているものが変更後の協定による工程です。ごらんいただきますように、第1系列につきましては、平成28年7月に運転を開始し、第2系列については29年4月に運転を開始する見込みとなっております。下の表は、変更に伴う年度別事業費であります。黒書きが現協定、赤書きが変更後の予定概算事業費を示すものでございます。

年度ごとの事業費は、平成26年度は5億1,200万円、平成27年度は11億8,600万円、平成28年度は6億8,700万円となります。全体事業費23億8,500万円のうち、通常補助事業対象額が2億9,812万5,000円、復興交付金事業対象額が20億8,687万5,000円となります。

資料3をお願いします。施設の配置平面図であります。赤色部分が第1系列で28年7月に運転開始、青色部分が第2系列で平成29年4月に運転開始の見込みとなっております。

以上、説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第78号 山田町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午前11時46分散会

平成28年第2回山田町議会定例会会議録（第8日）						
招 集 告 示 日	平成28年 6月 6日					
招 集 年 月 日	平成28年 6月 9日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年 6月16日午前10時00分			議 長	昆 暉 雄
	閉 会	平成28年 6月16日午前11時48分			議 長	昆 暉 雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 12名 欠席 2名 欠員 0名 凡例 出席 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	△	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	△	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	6番 木 村 洋 子		7番 尾 形 英 明		8番 関 清 貴	
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長	白 土 ま さ 子		書 記	鈴 木 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名  凡 例 出 席 ○ 欠 席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国 保 介 護 課 長	甲 斐 谷 芳 一	○
	副 町 長	甲 斐 谷 義 昭	○	健 康 福 祉 課 長	菊 池 ひ ろ み	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建 設 課 長	川 守 田 正 人	○
	技 監	山 下 真 徳	○	建 築 住 宅 課 長	佐 々 木 政 勝	○
	総 務 課 長	花 坂 惣 二	○	上 下 水 道 課 長	佐 々 木 達 彦	○
	総 務 課 主 幹	倉 本 收 郎	○	消 防 防 災 課 長	上 沢 隆	○
	企 画 財 政 課 長	上 林 浄	○	教 育 委 員 長	山 崎 喜 六	△
	復 興 推 進 課 長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐 々 木 毅	○
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	昆 秀 樹	○	教 育 次 長	箱 山 智 美	○
	農 林 課 長	古 舘 隆	○	生 涯 学 習 課 長	白 土 靖 行	○
	水 産 商 工 課 長	佐 々 木 真 悟	○			
	町 民 課 長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り					

平成28年第2回山田町議会定例会議事日程

(第8日)

平成28年 6月16日(木) 午前10時開議

- 日 程 第 1 議案第79号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 2 議案第80号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 3 議案第81号 平成27年度山田町一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を  
求めることについて
- 日 程 第 4 議案第82号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4  
号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 5 議案第83号 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決  
処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 6 議案第84号 平成27年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)  
の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 7 議案第85号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第4号)  
の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 8 議案第86号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決  
処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第87号 平成28年度山田町一般会計補正予算(第1号)
- 日 程 第 10 議案第88号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日 程 第 11 同意第8号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 1 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

平成28年 6月16日

平成28年第2回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、2番田村剛一君、3番佐藤克典君であります。

○

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

ここでお諮りをいたします。

1番議員から9日の一般質問において不穏当な発言があったとの理由により、会議規則第59条の規定により発言の一部を取り消したい旨申し出がありました。

なお、取り消し箇所は、次のとおりです。「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」の部分と「・・・」から「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」までの部分です。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、1番議員の発言取り消しの申し出を許可することを決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

次に、日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてが提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第1、議案第79号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第79号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

廃止の目的は、長崎中央1号線、長崎中央2号線及び細浦・柳沢線については、山田地区道路事業により山田地区から織笠地区まで新しく路線を整備すること、船越5号線については、路線の終点が船越・田の浜地区防災集団移転促進事業により船越第1団地内道路に接続となり、変更となることから、それぞれ廃止するものです。

資料1をごらんください。青色で表示している細浦・柳沢線、延長1,040メートル、水色で表示している長崎中央2号線、延長231.8メートル、緑色で表示している長崎中央1号線、延長251.7メートルの3路線です。

資料2をごらんください。黄色で表示している船越5号線、延長229.9メートルの路線です。

以上、提案理由についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第79号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、議案第80号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第80号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて、その提案理由について説明いたします。

認定の目的は、山田地区道路事業と船越・田の浜地区防災集団移転促進事業により整備する道路について町道認定するものです。

それでは、位置図によりまして説明してまいります。資料1をごらんください。細浦・柳沢線と関谷線についてです。ピンク色で表示している細浦・柳沢線は、起点が三陸縦貫自動車道山田道路に接し、終点が織笠外山線に接続する延長3,330メートル、幅員16メートルの路線です。

次に、青色で表示している関谷線は、起点が細浦・柳沢線に接し、終点が関口線に接する延長157.2メートル、幅員6メートルの路線です。資料2をごらんください。船越第1団地内道路、12路線と船越5号線、船越13号線についてです。船越第1団地内の6メートル幅員の区画道路として、水色で表示している船越第1団地1号線、延長694.5メートル、黄色で表示している船越第1団地2号線、延長75メートル、紺色で表示している船越第1団地3号線、延長75メートル、灰色で表示している船越第1団地4号線、延長75メートル、黄土色で表示している船越第1団地5号線、延長76メートル、緑色で表示している船越第1団地6号線、延長171.9メートル、オレンジ色で表示している船越第1団地7号線、延長137.7メートル、赤色で表示している船越第1団地8号線、延長239メートル、紫色で表示している船越第1団地9号線、延長47メートル、ピンク色で表示している船越第1団地10号線、延長26メートル、青色で表示している船越第1団地11号線、延長132.4メートル、薄黄色で表示している船越第1団地12号線、延長231.3メートルの12路線となります。

次に、船越5号線についてです。茶色で表示している路線で起点が船越2号線に接し、終点が船越第1団地11号線に接続する延長240.9メートル、標準幅員4メートルの路線となります。

次に、船越13号線についてです。黄緑色に表示している路線で起点が船越1号線に接し、終点が船越第1団地11号線に接続する延長52.2メートル、標準幅員5メートルの路線となります。

資料3をごらんください。船越第7団地内道路1路線についてです。6メートル幅員の区画道路として水色で表示している船越第7団地線、延長404.3メートルの路線となります。

資料4をごらんください。船越第8団地内道路、5路線についてです。6メートル幅員の区画道路として水色で表示している船越第8団地1号線、延長341メートル、黄色で表示している船越第8団地2号線、延長61.6メートル、紺色で表示している船越第8団地3号線、延長50メートル、灰色で表示している船越第8団地4号線、延長319.3メートル、ピンク色で表示している船越第8団地5号線、延長72メートルの5路線となります。



以上、町道の路線の認定についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと確認ですけれども、資料1の関口線と新しくつくる道路と多分交差すると思うのですけれども、その交差するところの扱いはどういう形になっておりますか。

それと私が思うのですけれども、資料2の水色の線、ぐるっと回って、また元に戻っていますが、そうでなく、国道45号線のほうに緑の線、緑の線のほうにつながって、元に戻るところの部分を別な支線扱いにできないのですか。普通メイン道路というのは、そういう形で道路、45号線なら45号線とか、大きい道路から大きい道路につながる道路を基本としなければならないのではないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず1点目の関谷線の部分ですけれども、細浦・柳沢線につきましては、現道の関口線をオーバーで越えていく形になります。ですので、関口線の下部分はボックスでつながる形になります。関谷線のほうについては、現道の関谷線に真っすぐつながる形になります。

資料2のほうの船越第1団地1号線の考え方でございますが、まず団地内の区画道路という考え方で船越第1団地1号線は考えさせていただきました。その団地につながる取り付け、国道からの取り付け道路として緑色の船越第1団地7号線というふうに分けしたところでございます。

（「6号線」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

6号線です、済みません。はい、船越第1団地6号線は、国道から第1団地に取りつけるための道路というところで分けをしたと、団地内道路と取り付け道路という考え方でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ということは、関口線というのは、今度新しくできる線とは交差しないということですか。前の説明だと関口線は、要するに今の鉄橋の下が狭くて通れないのが解消できるのは、その関口線と今度の新しい道路が十字で交差するとか、入られるというような話でなかったのですか。これだと関口線に入られないですよ。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

関口線に入るために、その取り付け道路として関谷線、関谷線を通って関口線に接続するという形になります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第80号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第81号 平成27年度山田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

議案第81号 平成27年度山田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正予算は、平成27年度の予算額の最終的な調整を目的として編成したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月28日に専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ75億705万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ500億1,726万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正について説明をいたします。記載のとおり、平成27年度中の事業完了が困難と見込まれる4事業、合計で4億445万5,000円を翌年度に繰り越して実施するために追加し、7ページをごらんください。変更として、さきに議決

されておりました繰越明許費の事業のうち、記載した4事業について、繰り越して実施する金額を再精査し、合計で92万3,000円増額するものであります。

次に、8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正であります。これまでに議決いただきました債務負担行為に次の1事業を追加しようとするものであります。海岸保全施設災害復旧事業、第1、第2工区延長分については、現在整備中の同事業の一部が平成27年度中に完了できない見通しであることから、これに対応するため期間を平成27年度から28年度まで限度額を10億円とし追加するものであります。

なお、9ページの第4表地方債補正及び職員の人件費に係る部分については、説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万円以上の主なものについて説明をいたします。

11ページをごらんください。まず、歳入であります。1款町税、1項町民税、2目法人700万円の増額は、1節町民税（法人）現年課税分の増によるものであります。

4項1目町たばこ税2,186万8,000円の増額は、1節町たばこ税現年課税分の増によるものであります。

次に、14ページをお開きください。10款1項1目地方交付税11億2,970万6,000円の減額は、1節地方交付税の減によるものであります。内訳は、特別交付税が5,735万1,000円の増額、震災復興特別交付税が11億8,705万7,000円の減額で、これによりまして平成27年度の交付額の総額は、普通交付税が31億7,609万円、特別交付税が1億1,735万1,000円、震災復興特別交付税が68億1,445万4,000円となるものであります。

次に、17ページをお開きください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,119万3,000円の減額は、3節の児童手当国庫負担金の減などによるものであります。3目農林水産業費国庫負担金3,417万9,000円の減額は、2節漁港施設災害復旧事業国庫負担金の減によるものであります。4目土木費国庫負担金620万円の増額は、1節公共施設管理者国庫負担金の増によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,266万7,000円の減額は、9節の地域消費喚起生活支援型交付金の減などの増減によるものであります。4目土木費国庫補助金1,149万9,000円の減額は、1節の震災復興官民連携支援事業補助金の減などによるものであります。

18ページをお開きください。5目消防費国庫補助金584万5,000円の減額は、1節の消防防災施設災害復旧費国庫補助金の減などによるものであります。6目教育費国庫補助金974万円の減額は、5節の公立社会教育施設災害復旧事業国庫補助金の減などの増減によるものであります。

19ページをごらんください。15款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金1,745万7,000円の減額は、6節の災害弔慰金負担金の減などによるものであります。

2項県補助金、2目民生費補助金1億1,487万5,000円の減額は、次のページをお開きください。5節の被災者住宅再建支援事業費補助金の減などの増減によるものであります。6目土木費補助金6,607万

3,000円の減額は、2節の生活再建住宅支援事業補助金の減によるものであります。7目教育費補助金694万円の減額は、2節の被災児童生徒就学援助事業費補助金の減などの増減によるものであります。

21ページをごらんください。3項委託金、2目民生費委託金673万1,000円の減額は、2節災害救助等委託金の減によるものであります。

22ページをお開きください。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,187万8,000円の増額は、1節の土地売払収入の減によるものであります。

23ページをごらんください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金8億4,717万4,000円の増額は、1節の財政調整基金繰入金の増によるものであります。これは震災復興特別交付税の確定減額に伴い、過去に過大交付されていた分を一時積み立てていた財政調整基金から取り崩し、財源の調整を図ったものであります。これにより歳出の積み立て分を加えて、本補正予算時点での同基金の平成27年度末の現在高は35億4,800万円程度となる見込みであります。5目復興交付金管理運営基金繰入金63億4,727万3,000円の減額は、1節の復興交付金管理運営基金繰入金の減によるものであります。これにより歳出の積み立て減額分を含めて本補正予算時点の同基金の平成27年度末の現在高は492億2,400万円程度となる見込みです。8目復興まちづくり基金繰入金4億4,577万7,000円の減額は、1節の復興まちづくり基金繰入金の減によるものであります。これにより歳出の積み立て分を加えて、本補正予算時点での同基金の平成27年度末の現在高は44億5,900万円程度となる見込みです。11目ふるさと応援基金繰入金5,560万2,000円の増額は、1節のふるさと応援基金繰入金の増によるものであります。これにより歳出の積み立て分を加えて、本補正予算時点での両基金の平成27年度末の現在高は4,500万円程度となる見込みです。

24ページをお開きください。20款諸収入、3項貸付金元利収入、3目災害援護資金貸付金元金収入728万7,000円の増額は、1節の災害援護資金貸付金元金収入の増によるものであります。

4項1目雑入957万9,000円の増額は、4節の市町村振興協会市町村振興助成金の増などの増減によるものであります。2目過年度収入573万円の増額は、1節の漁港施設災害復旧事業国庫負担金（過年度）の増によるものであります。

25ページをごらんください。5項受託事業収入、1目土木費受託事業収入5,604万4,000円の減額は、1節国道45号岩手45号復興事業受託事業収入の減によるものであります。

21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。27ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費597万2,000円の減額は、13節復興人材プラットフォーム事業委託料の減によるものであります。14目情報化推進費3,790万円の減額は、次の28ページをお開きください。15節防災行政無線デジタル化工事費の減などによるものであります。19目財政調整基金費15億3,740万7,000円の増額は、25節財政調整基金積立金の増によるものであります。21目その他基金費3,121万9,000円の増額は、25節産業振興基金積立金の増などの増減によるものであります。

なお、産業振興基金については、これにより本補正予算時点での同基金の平成27年度末の現在高が2億5,000万円となる見込みです。

29ページをごらんください。25目地域消費型交付金事業費578万2,000円の減額は、19節プレミアム付商品券事業補助金の減によるものであります。

30ページをお開きください。4項選挙費、4目町議会議員選挙費935万9,000円の減額は、3節時間外勤務手当の減などによるものであります。

次に、32ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億2,590万8,000円の減額は、21節災害援護資金貸付金の減などの増減によるものであります。2目障害者福祉費646万5,000円の減額は、20節重度心身障害者医療費給付費の減などによるものであります。3目老人福祉費2,026万6,000円の減額は、次のページをごらんください。28節介護保険特別会計繰出金の減などによるものであります。

2項児童福祉費、2目児童費2,184万円の減額は、13節民間保育所運営委託料の減などによるものであります。

次に、35ページをお開きください。4項1目災害救助費673万1,000円の減額は、15節仮設住宅災害復旧工事費の減などによるものであります。

36ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費5,392万7,000円の減額は、次のページをごらんください。28節水道事業会計繰出金の減などによるものであります。

次に、41ページをお開きください。6款農林水産業費、3項水産業費、6目漁業集落防災機能強化費3億8,801万9,000円の減額は、15節大浦地区漁業集落防災機能強化事業工事費の減などの増減によるものであります。

次に、42ページをお開きください。7款1項商工費、2目商工業振興費1,978万5,000円の減額は、次のページをごらんください。19節中小企業災害復旧資金融資利子補給補助金の減などによるものであります。

44ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費5,119万3,000円の減額は、13節公共嘱託登記委託料の減などによるものであります。

45ページをごらんください。2項道路橋りょう費、4目道路事業費5億2,102万5,000円の減額は、13節国道45号岩手45号復興事業施行管理委託料の減額や各地区復興交付金事業の事業費の精査に伴う増減によるものであります。

46ページをお開きください。3項河川費、2目河川改良費655万1,000円の減額は、13節山田地区復興事業施工監理委託料の減などによるものであります。

4項都市計画費、2目土地地区画整理費35億7,413万6,000円の減額は、次のページをごらんください。13節山田地区都市再生区画整理事業施行管理委託料など、各地区復興交付金事業の事業費の精査による増減などによるものであります。

48ページをお開きください。3目都市公園費3,012万5,000円の減額は、15節田の浜地区津波防災緑地整備事業、防災緑地整備工事費の減によるものであります。4目防災集団移転費23億4,213万8,000円の減額は、13節山田地区防災集団移転促進事業施行管理委託料など、各地区復興交付金事業の事業費の精査による減などによるものであります。

50ページをお開きください。5目津波復興拠点整備費8億3,517万円の減額は、13節山田地区津波復興拠点整備事業施行管理委託料など、復興交付金事業の事業費の精査による減などによるものであります。

5項下水道費、1目下水道総務費1,232万円の減額は、28節漁業集落排水処理事業特別会計繰出金の減などによるものであります。

次の51ページをごらんください。6項住宅費、1目住宅管理費1,515万1,000円の減額は、13節震災復興官民連携支援事業委託料の減などによるものであります。2目住宅支援費7億2,981万8,000円の減額は、19節被災者住宅再建支援事業補助金の減などによるものであります。

52ページをお開きください。3目災害公営住宅整備費1億3,514万3,000円の減額は、13節の各地区災害復興公営住宅整備事業施行管理委託料の事業費精査による減などによるものであります。

54ページをお開きください。9款1項消防費、3目消防施設費624万6,000円の減額は、17節用地取得費の減などによるものであります。

次に、57ページをお開きください。10款教育費、5項社会教育費、2目文化費607万6,000円の減額は、14節諸車借上料の減などの増減によるものであります。

次に、59ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、5目水産業施設災害復旧費4,204万3,000円の減額は、15節漁港災害復旧工事費の減によるものであります。

最後に、60ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ75億705万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ500億1,726万1,000円とするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。まず歳入全款に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

続きまして、歳出全款の質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

44ページの土木費の修繕料、減額になっています件なのですけれども、あとその段の街路灯の設置工事費の減、予算がまず余ったから減額になったと思うのですけれども、それでなくて修繕とか、さまざまな要望が住民から寄せられると思いますが、その際、建設課等、建設課でなくてもさまざまな課で住民からの直接の要望というのがあると思うのですけれども、それは顛末か何かで上司に伝える

ようにマニュアル化しているかどうかお聞きしたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

要望のある箇所については、口頭受付票ということで、どのような内容が要望されたのかということとで報告書を作成しております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

作成されているということは、それは課長まで、担当課であれば課長まで行って目が通っているということで、そのように思いますが、そして課長等に私が聞きに行くと、なかなか把握できていない部分、多分建設課の場合は、課長の業務が膨大でなかなか目を通すすきもないのかもしれませんが、できればそういうのを、住民の声というのが行政の町をつくっていく上で基本だと思いますので、それらの基本、きちんと守るように住民の声というのは、できるだけ全て目を通すというわけにもいかないでしょうけれども、できるだけ大まかなことはチェックして、この予算とか、事務執行のほう、行政不信を招かないように頑張っていたきたいと思います。それは意見で終わります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第81号 平成27年度山田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第82号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第82号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正は、平成27年度予算の最終的な調整を目的としたもので歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億740万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億5,204万2,000円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月28日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。3ページをごらんください。歳入であります。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2,410万8,000円の減額は、1節医療給付費分現年課税分の減などによるもので、3月末及び出納閉鎖までの収納額を見積もったものであります。

4ページをごらんください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金8,812万3,000円の減額は、27年度交付額の決定に伴う1節普通調整交付金6,356万8,000円の減、2節特別調整交付金2,455万5,000円の減額によるものであります。

5ページをごらんください。4款1項1目療養給付費等交付金2,765万3,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によるものであります。6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金2,612万5,000円の減額は、27年度交付額の決定に伴うものであります。

6ページをごらんください。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金6,273万3,000円の増額は、一部負担金免除措置の影響などにより、悪化した国保財政への支援として一般会計からの繰入金を計上したことなどによるものであります。

2項1目基金繰入金200万円の増額は、保険給付費等の確定見込みによるもので、これにより27年度末の財政調整基金の額は85万8,000円となる見込みであります。

次に、歳出であります。10ページをごらんください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費6,229万4,000円の減額、2目退職被保険者等療養給付費1,338万9,000円の減額、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費970万2,000円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

11ページをごらんください。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金631万6,000円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

12ページをごらんください。7款保険事業費、1項1目特定健康審査等事業費619万9,000円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。



14ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億740万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億5,204万2,000円としたものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

今の説明によりますと、財調の積立金がかかなり逼迫しているようですが、この前も先日も広報等で、広報には珍しく意見広告みたいに協力を求めるようなのも載りまして、非常に逼迫しているなという印象を受けますが、また同時に担当者等も今の震災を受けた後で国保税、値上げしないように頑張っているというのがひしひしと伝わっております。それでこれを守るためにも、現在の医療費の1カ月支払っているの、歳入歳出大丈夫、この基金で賄えるのかどうかお聞きしたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

今専決補正で歳入歳出の状況をご説明申し上げました。基金で賄い切れないがために一般会計からの繰り入れを行ったということでございます。平成28年度においては、この傾向が続けば、基金はございませんので、そのほかの手だてを考える必要があると思っております。ただ、医療費なものですから、その年によってふえる年もあれば、減る年もありますし、ご承知のとおり一時負担金の免除も続いております。いろいろな諸事情、影響がありますので、一概には申し上げませんが、基金はもう八十数万円しか残っていないという状況だけご報告したところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

本当に今の答弁を聞くと、大変だなというのがわかりまして、担当者、担当課長等は頑張っているのがひしひしとわかりますが、健康福祉課等でも町民の健康を頑張ってもらって、あと税務課のほうにおきましても税収のほうの確保に努めていただき、できるだけ震災で皆さん今所得がないような状態の人たちが多くいますので、その辺を酌んでできるだけ頑張っていたきたいと思い、これはお願いとして終わります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第82号 平成27年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり承認されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第5、議案第83号 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長(甲斐谷芳一)

議案第83号 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正は、平成27年度予算の最終的な調整を目的としたもので歳入歳出予算の総額からそれぞれ271万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,140万8,000円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月28日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。3ページをごらんください。歳入であります。1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料331万8,000円の減額、2目普通徴収保険料176万9,000円の増額は、保険料の収入額を見積もったものであります。

4ページをごらんください。5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金86万2,000円の減額は、広域連合からの保険料還付金の減によるものであります。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金129万9,000円の減額は、納付金の確定見込みによるものであります。

8ページをごらんください。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金86万1,000円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

9ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ271万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,140万8,000円としたものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第83号 平成27年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第84号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第84号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正は、平成27年度予算の最終的な調整を目的としたもので歳入歳出予算の総額にそれぞれ434万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,505万2,000円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月28日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。3ページをごらんください。歳入であります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金1,446万1,000円の増額は、交付額の確定によるものであります。

4ページをごらんください。6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金748万8,000円の減額は、介護給付費の確定見込みによるものであります。4目その他一般会計繰入金183万5,000円

の減額は、事務費の確定見込みによるものであります。

5ページをごらんください。歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費135万4,000円の減額は、介護事業の事務費の支出額の確定見込みによるものであります。

6ページをごらんください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費664万円の増額は、居宅介護サービス給付費の支出額の確定見込みによるものであります。

7ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ434万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,505万2,000円としたものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第84号 平成27年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第85号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第85号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度予算の最終的な調整目的として歳入歳出予算の総額からそれぞれ793万

8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,182万7,000円としたもので地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月28日に専決処分したものです。

補正の概要ですが、歳入では一般会計繰入金の減額で、歳出では経営経常費、漁業集落排水事業及び公債費の減額であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、3ページをごらんください。歳入です。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金793万8,000円の減で、維持管理費及び整備事業費が減となったことから一般会計繰入金も減としたものです。

5ページをごらんください。次に、歳出です。1款1項経営経常費、1目総務費10万7,000円の減は、需用費などの年度末における所要額の確定によるものです。2目大浦排水処理区事業管理費267万5,000円の減は、修繕料などの年度末における所要額の確定によるものです。3目大沢排水処理区事業管理費143万3,000円の減は、修繕料などの年度末における所要額の確定によるものです。4目整備事業費10万4,000円の減は、公共ます設置工事費の確定によるものです。

6ページをごらんください。2款漁業集落排水事業費、1項漁協集落排水整備費、1目大沢漁業集落排水整備費353万6,000円の減は、工事費の確定によるものです。

3款1項公債費、2目利子は、町債利子償還金の償還額が確定したことから8万3,000円を減としたものです。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,182万7,000円としたものです。提案理由の説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第85号 平成27年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり承認されました。



○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第86号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分  
に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第86号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認  
を求めることについてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度予算の最終的な調整を目的として歳入歳出予算の総額からそれぞれ404万  
5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,897万8,000円としたもので、地方自治法第  
179条第1項の規定により、平成28年3月28日に専決処分したものです。

補正の概要ですが、歳入では、一般会計繰入金の減額で歳出では、下水道管理費及び公債費の減額  
であります。

歳入歳出予算の前に3ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正であります。2款下水道  
事業費、1項下水道整備費、事業名、下水道事業復興交付金事業は、起債借入額の調整から事業費を10万  
円増額し、6億774万8,000円に改めようとするものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをごらんください。歳  
入です。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金404万5,000円の減は、維持管理費及び  
公債費が減となったことから、一般会計繰入金も減額したものです。

7ページをごらんください。次に、歳出です。1款1項下水道管理費、1目一般管理費7万7,000円  
の減は、需用費などの年度末における所要額の確定によるものです。2目事業管理費386万8,000円の  
減は、光熱水費及び修繕料などの年度末における所要額の確定によるものです。3目整備事業費1万  
7,000円の減で公共ます設置工事費の確定によるものです。

3款1項公債費、2目利子は、町債利子償還金の償還額が確定したため8万3,000円を減としたもの  
です。

8ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額を16億7,897万8,000円と  
したものであります。

以上、提案理由の説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第86号 平成27年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分に  
関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり承認されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第9、議案第87号 平成28年度山田町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(上林 浄)

議案第87号 平成28年度山田町一般会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、復興交付金事業の事業費の計上及び人事異動に伴う人件費の調整あるいは予算  
の組み替えが必要となった事業の予算調整、これらを目的に編成をしたものであります。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億8,894万1,000円を追加し、歳入歳出  
予算の総額をそれぞれ431億6,872万9,000円としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正であります。既に  
議決いただきました債務負担行為に次の1事業を追加しようとするものであります。田の浜地区道路  
事業復興交付金事業町直営実施分、期間を平成28年度から29年度まで。限度額を3億3,000万円とし、  
町道長林大浦線の道路築造工事について複数年にわたる工期での発注を可能としようとするもので  
あります。

なお、5ページの第3表地方債補正については、説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万円以上の主なものについて説明をいたします。

なお、職員の人件費に係る部分については、説明を省略させていただきます。

7ページをお開きください。歳入であります。10款1項1目地方交付税3億1,143万8,000円の増額  
は、1節震災復興特別交付税の増によるものであります。これにより平成28年度の震災復興特別交付  
税の予算計上額は47億9,980万7,000円となるものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、4目土木費国庫負担金6億円の減額は、2節都市公園施設災害復旧事業国庫負担金の減によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,418万1,000円の増額は、4節被災地域情報化推進補助金の増などによるものであります。2目民生費国庫補助金906万4,000円の減額は、3節被災者支援総合交付金の減によるものであります。

8ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費補助金906万4,000円の増額は、4節被災者健康づくりサポート事業費補助金の増などによるもので、これはさきに申し上げました民生費国庫補助金の被災者支援総合交付金が予算科目がえとなったものでございます。4目農林水産業費補助金790万2,000円の減額は、1節緊急雇用創出事業補助金、農業復興支援分の減などの増減によるものであります。

次に、10ページをお開きください。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金2,152万6,000円の増額は、1節復興交付金管理運営基金利子の増によるものであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,084万7,000円の増額は、1節土地売払収入の増によるものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億1,440万円の増額は、1節財政調整基金繰入金の増によるものであります。これにより、歳出の積み立て分を加えて、本補正予算時点での同基金の平成28年度末の現在高は39億4,100万円程度となる見込みです。5目復興交付金管理運営基金繰入金11億4,879万4,000円の増額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の増によるものであります。これにより歳出の積み立て分を加えて、本補正予算時点での同基金の平成28年度末の現在高は261億6,000万円程度となる見込みです。6目復興まちづくり基金繰入金1,085万1,000円の増額は、1節復興まちづくり基金繰入金の増によるものであります。これにより同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は33億7,100万円程度となる見込みです。7目産業振興基金繰入金867万4,000円の増額は、1節産業振興基金繰入金の増によるものであります。これにより同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は2億2,700万円程度となる見込みです。

11ページをごらんください。19款1項1目繰越金5,000万円の増額は、1節前年度繰越金の増によるもので、本補正予算の財源として平成27年度からの繰越金の一部を充てようとするものであります。

20款諸収入、4項1目雑入5,234万9,000円の減額は、4節保留地処分金の減などの増減によるものであります。

12ページ、21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。14ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、14目情報化推進費3,066万4,000円の増額は、15節山田町超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバー敷設工事費の増などによるものであります。21目その他基金費2,152万5,000円の増額は、25節復興交付金管理運営基金積立金の増によるもので、歳入の基金利子分を積み増しするものであります。



次に、22ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費765万3,000円の減額は、13節被災地域農業復興支援事業委託料（緊急雇用）の減などの増減によるものであります。

次に、24ページをお開きください。3項水産業費、2目水産振興費641万円の増額は、19節養殖漁業付着物対策事業費補助金の増などによるものであります。6目漁業集落防災機能強化事業費4億6,886万4,000円の増額は、13節大沢地区漁業集落防災機能強化事業施行管理委託料の増などによるものであります。

26ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費2,531万5,000円の増額は、15節跡浜細浦線道路改良工事費の増などによるものであります。4目道路事業費3億470万円の増額は、15節田の浜地区道路事業道路築造等工事費の増などによるものであります。

27ページをごらんください。4項都市計画費、2目土地区画整理費2億4,492万9,000円の増額は、次のページをお開きください。22節の山田地区都市再生区画整理事業建物等移転補償費の増などによるものであります。4目防災集団移転費3億9,181万9,000円の増額は、13節山田地区防災集団移転促進事業施行管理委託料の増などによるものであります。5目津波復興拠点整備費1,476万9,000円の増額は、22節山田地区津波復興拠点整備事業建物等移転補償費の増などによるものであります。

次に、30ページをお開きください。6項住宅費、3目災害公営住宅整備費6,687万6,000円の増額は、13節災害復興公営住宅整備事業大沢小学校脇施行管理委託料の増などによるものであります。

32ページをお開きください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1,754万6,000円の増額は、15節豊間根中学校屋内運動場照明器具取替工事費の増などによるものであります。

34ページをお開きください。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費6億32万2,000円の減額は、15節都市公園船越公園災害復旧整備工事費の減などによるものであります。

35ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億8,894万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ431億6,872万9,000円としようとするものであります。

ご審議くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

11ページです。28年度に入ったばかりで保留地処分金の減額というのはちょっと、売れなくなったということで理解していいのかどうか、その説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

ここの部分の保留地の減に関しましては、柳沢地区において新たに国道が、柳沢側に入ってくる部

分でございます。そのためにこの保留地処分金の部分は減とさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

次に、歳出全款の質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

それでは、私は歳出の14ページなのですけれども、14ページの企画費の総合戦略検証委員報酬5万2,000円ありますが、これは金額的に見て1回の開催かなと思うのですけれども、もしよければ委員の数とか開催回数等教えてください。

あと24ページ、水産振興費の養殖漁業付着物対策事業補助金593万円、これは何台ぐらいを想定しているのか教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

私のほうからは、第1問目の総合戦略検証委員報酬についてお答えを申し上げます。まだ全体をきちんと決めたわけではございませんけれども、現状、外部委員の方を5名程度ということで年に2回の開催ということで今回予算に計上いたしました。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

私のほうからは24ページ、養殖漁業付着物対策事業補助金の台数等についてお答えします。

この保証金につきましては、三陸やまだ漁協のほうから要請書などをいただきまして、その内容に基づいて今回補助金を予算計上したという内容でございます。

台数についてでございますけれども、洋上クリーナー7台、高圧ポンプ1台の購入につきまして、その2分の1の補助金593万円を予算計上いたしました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

14ページの14目、情報化の部分ですが、補正前の金額より補正額が多いのですけれども、補正前の見積もりというか、算定根拠を教えてください。

あと34ページの11款災害復旧費の公園施設災害復旧費、これについて補正で全部やらないようになっているのですけれども、その内容についてお知らせください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

私のほうからは、1点目の情報化推進費の補正前の額より補正額が多いということのところでございますが、ちょっと額的には、私も当初の額がちょっと今ここで資料不明でございますが、今回このブロードバンドに関しましては、船越高台団地というところで新たにできる造成部分に対して光ファイバーを敷設するというところと共聴施設の整備工事を行うというところで総務省等に補助を要求したものでございます。大変申しわけございませんが、最初の要求額の根拠を今持ち合わせてございませんので、後でご報告させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

船越公園の災害復旧工事費の減の関係ですけれども、当初船越公園の災害復旧につきましては、国の歳入を28年度で予定しておったところですが、国のほうで27年度の予算としてつけるということで全部27年度の歳入になったことから、歳出のほうも平成27年度で確保して繰り越しという形にいたしました。ですので、28年度の現年度事業費は全額落として公園の災害復旧は27年度の繰り越し事業で実施するという形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

私も14ページで22目の委託料のところですが、これ290万円が補正で上がってきたというところの理由を教えてください。もしも工事が今年度完成するというのだったならば、最初から持っているべきですし、その辺、教えてください。

次が32ページ、学校管理費の15節のところですが、体育館の照明を取りかえるだけでこのくらい大きい金額が出てくるのかちょっと疑問なので、ここは説明をお願いします。

それと前にも聞いていたのかどうかかわからないのですけれども、7番の質問の続きで、予算はそういうふうに出ていますけれども、ではこれに着手する予定とかというのはいつになっているのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

委託料についてお答えをいたします。この委託料につきましては、町の考えといたしましては、大浦地区、田の浜地区、船越地区、織笠地区、大沢地区などの工事が28年度中には、一定の完了を見るということを受けまして、あそこに新たな自治会と申しますか、集落が形成をされてまいりますので、町開きというふうな大規模なものは想定はしておりませんが、その地区、地区においてこれから自分たちの町をつくっていきましょうという意味合いの小規模でありますけれども、イベントを開催をしたいということを考えておりまして、中身につきましては、まだ自治会さんともまだお話をしていないので、詳しいことはこれからになりますけれども、1地区50万円程度でステージの設営とかテントなどにつきまして設営できるように予算組みをさせていただきたいということで計上させていただいたものです。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

豊間根中学校の屋内施設、体育館の照明についてなのですが、老朽化に係る対応に加えてLED化を図ると、今後の予算等々も見ながら、そうした工事になるということでちょっと高額になっているというところです。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

14ページの情報化推進費の着手時期ということでよろしいですね。13番の委託料につきましては、大体高台団地等の格好は決まっておりますので、これに関しましては、予算をご承認いただければ、委託料についてはかかるということでございます。あと工事のほうでございしますが、一応高台団地のほうが9月完成という見込みなようでございますので、ただし早くやりたいという思惑がございますので、その辺の完成を見ながら工事着手を見てまいりたいということでございます。あとテレビ共同受信施設の整備でございしますが、これは船越の5団地、6団地を想定しておりまして、ここが難視聴ということでこれから皆様の入の方々が決まった段階で共聴組合をつくっていただくという段取りで始めておりますので、これも先ほど申しましたとおり9月に完成ということで進んでいるようでございますが、それを見ながら進めてまいりたいというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

1点目はわかりました。

2点目のLED化ですけれども、これが先駆けになって各校こういうふうな、後々のことを考えればやると思うのですけれども、その辺の見通しをお願いします。

それと追加で34ページのほうもお願いします。都市公園の災害復旧整備工事の6億円のやつです。これも今総務課長が答弁したようなことをちょっと教えていただきたいです。予算はついているけれども、ではいつからやれる見通しなのかというの。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは、まず1点目のLEDのかかわりでございます。学校施設については老朽化、そういった部分が進んでいる中、財政状況を見ながら我慢をさせていただいている部分がありました。ただ、今回豊間根中学校の部分につきましては、現在子供たちにも不便を来しているといったような事情もございましたので、急遽ではございましたけれども、補正予算で対応したい。対応するについては、簡単な補修ということではなく、将来的にもきちんと使えるような形にしたいということで今回計上したものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の船越公園の部分について、先ほど7番議員さんからもご質問があって、少し言い足りない部分がありましたけれども、基本的にはこの事業は実施すると、実施しているということでございます。27と28、この2カ年で最初は予定をしておりました。ところが、国の補助金の配分が27年度に入ってきてやるということで、あっそれだったならば、これを使って進捗を早めようということで27年度の分の事業費をふやして、これを繰り越して使う。最初に予定していたときには、28年度にもあったものですから、その予算が今入っている。それを今回整理させていただいたということでございます。着手については、もう既に契約を済ませておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

先ほど7番議員さんからの補正前の額の、先ほどの14ページの情報化推進費でございますが、この2,828万8,000円の根拠ということでご質問いただきましたが、これは大変失礼いたしました。当初予算に載っている情報化推進費の執行の額でございまして、中には旅費とか通信運搬費、あとGISシステムの委託料とか、防災行政無線の保守点検料を載せたものでございますので、よろしくお願ひをいたします。

補助に関しましては、今回ついたということで先ほどの3,066万4,000円に関しましては、今度のブロードバンドの基盤整備の委託料と光の敷設工事共同受信施設整備工事費ということでございます。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

30ページ、9 款消防費なのですけれども、18節で備品購入費で消防団の安全装備品で406万円出ているのですけれども、この詳細というか、中身についてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

これは、消防団員の安全装備品ということで各分団、14個ありますが、そこにバスケットストレッチャーという普通の担架のちょっとかたいやつです。災害時にけがをした方、これを動揺を与えないで運ぶというようなストレッチャーになります。それと救急箱セット一式というのがありまして、大体20人くらいに対応できる簡単な応急処置セット、それを2つ、あわせまして今度整備いたします。それでこの金額になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第87号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第10、議案第88号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第88号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ196万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,375万1,000円とするものです。

補正の概要ですが、歳入では、一般会計繰入金が増額で、歳出では下水道管理費及び下水道事業費を増額とするものです。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、3ページをごらんください。歳入です。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金196万7,000円の増は、下水道管理費及び下水道事業費の増額に伴うものです。

5ページをごらんください。次に、歳出です。1款1項下水道管理費、1目一般管理費87万4,000円の増は、人件費及び山田処理区終末処理場の災害共済保険料の計上により増とするものです。2目事業管理費22万円の増は、山田処理区終末処理場供用開始に伴う電気設備、保守管理及び消防用設備保守点検の委託料の計上によるものです。

2款下水道事業費、1項下水道整備費、1目施設費87万3,000円の増は、人事異動に伴い人件費を増とするものです。

6ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ196万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,375万1,000円とするものです。

以上、提案理由といたしますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第88号 平成28年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第11、同意第8号 教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

同意第8号 教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由をご説明いたします。

長崎千秋教育委員の任期が平成28年6月17日で満了となることから、引き続き委員の任命につき議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、長崎千秋。生年月日、昭和41年10月14日生まれ。住所、岩手県下閉伊郡山田町豊間根第4地割115番地30。最終学歴、上野学園大学短期大学部音楽科卒業。主たる経歴、ヤマハ音楽振興会システム講師、山田町教育委員会委員。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これより同意第8号 教育委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖をします。

（職員により議場閉鎖）

○議長（昆 暉雄）

ただいまの議長を除く出席議員は11名であります。

ここでお諮りします。山田町議会会議規則第29条第2項の規定により、立会人に13番吉川淑子さん、1番阿部幸一君、4番黒沢一成君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、立会人に13番吉川淑子さん、1番阿部幸一君、4番黒沢一成君を指名します。

投票用紙を配付します。



(職員により投票用紙配付)

○議長 (昆 暉雄)

念のため申し上げます。山田町議会会議規則第77条の規定により、本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、山田町議会会議規則第77条の2により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。投票箱を上げてください。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長 (昆 暉雄)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議長席に向かって右のほうから登壇の上投票し、左のほうから自席に戻っていただきます。職員の点呼に応じて順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長 (白土まさ子)

1 番阿部幸一議員。4 番黒沢一成議員。5 番田老賢也議員。6 番木村洋子議員。7 番尾形英明議員。8 番関清貴議員。9 番阿部吉衛議員。10番坂本正義議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。

(事務局長の点呼により投票)

○議長 (昆 暉雄)

投票漏れございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。13番吉川淑子さん、1 番阿部幸一君、4 番黒沢一成君の立ち会いを願います。

開票してください。

(職員が開票事務を行い、立会人が確認)

○議長 (昆 暉雄)

開票の結果を報告します。

投票総数11票、賛成11票、反対ゼロ。

賛成多数です。

よって、同意第8号 教育委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

(職員により議場閉鎖)

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。議会事務局長。

○議会事務局長（白土まさ子）

平成28年6月16日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務常任委員会委員長、山崎泰昌。産業建設民生常任委員会委員長、尾形英明。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

- 1、事件、平成28年度の実施事業の概要と実施状況について。
- 2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第69条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りいたします。各常任委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で平成28年第2回山田町議会定例会の全てが終了しました。

これをもって閉会いたします。

午前11時48分閉会

上記の経過は会議録音テープを写したものであるが、その内容に相違ないことを認めるためにここに署名する。

平成28年 6月16日

山田町議会 議長

議員

議員

議員